

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成24年4月1日
(第13期) 至 平成25年3月31日

株式会社新生銀行

(E03530)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	5
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	12
1. 業績等の概要	12
2. 生産、受注及び販売の状況	35
3. 対処すべき課題	35
4. 事業等のリスク	37
5. 経営上の重要な契約等	52
6. 研究開発活動	52
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	53
第3 設備の状況	68
1. 設備投資等の概要	68
2. 主要な設備の状況	69
3. 設備の新設、除却等の計画	71
第4 提出会社の状況	72
1. 株式等の状況	72
2. 自己株式の取得等の状況	109
3. 配当政策	110
4. 株価の推移	111
5. 役員の状況	112
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	116
第5 経理の状況	125
1. 連結財務諸表等	126
2. 財務諸表等	209
第6 提出会社の株式事務の概要	235
第7 提出会社の参考情報	236
1. 提出会社の親会社等の情報	236
2. その他の参考情報	236
第二部 提出会社の保証会社等の情報	238
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月19日
【事業年度】	第13期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 当麻 茂樹
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部副部長 中島 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部副部長 中島 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市北区曾根崎二丁目12番4号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行柏支店 （千葉県柏市柏一丁目4番3号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	601,677	566,343	465,823	413,232	386,079
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△163,316	△72,659	24,441	16,750	54,495
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	△143,084	△140,150	42,650	6,430	51,079
連結包括利益	百万円	—	—	14,977	24,006	62,713
連結純資産額	百万円	767,481	634,954	611,154	627,657	683,644
連結総資産額	百万円	11,949,196	11,376,767	10,231,548	8,609,672	9,029,335
1株当たり純資産額	円	284.95	232.72	205.83	212.67	233.65
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△72.85	△71.36	21.36	2.42	19.24
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	4.7	4.0	5.3	6.6	6.9
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.35	8.35	9.76	10.27	12.24
連結自己資本利益率	%	△22.44	△27.57	8.50	1.16	8.62
連結株価収益率	倍	—	—	4.59	44.57	11.01
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,107,745	958,266	94,562	△1,321,270	160,065
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,008,640	△1,063,336	△104,099	1,368,571	87,769
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△21,721	△43,948	△24,144	△15,019	△6,230
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	483,259	334,238	300,474	332,798	574,470
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	7,006 [1,727]	6,116 [1,939]	5,718 [1,692]	4,830 [1,501]	4,863 [1,456]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

平成20年度及び平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成22年度、平成23年度及び平成24年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
5. 平成20年度及び平成21年度の連結株価収益率については、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	246,323	217,868	191,860	175,252	161,220
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△164,860	△44,205	7,968	18,119	25,710
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△157,048	△47,644	11,170	13,894	24,656
資本金	百万円	476,296	476,296	512,204	512,204	512,204
発行済株式総数	千株	普通株式 2,060,346	普通株式 2,060,346	普通株式 2,750,346	普通株式 2,750,346	普通株式 2,750,346
純資産額	百万円	564,836	555,947	618,705	644,178	665,893
総資産額	百万円	10,713,494	10,488,567	9,258,002	7,874,437	8,307,655
預金残高	百万円	6,637,831	6,533,555	5,565,258	5,610,134	5,631,651
債券残高	百万円	676,767	487,513	352,570	296,839	265,042
貸出金残高	百万円	5,168,004	4,732,858	3,973,251	4,102,638	4,224,433
有価証券残高	百万円	2,626,047	3,674,523	3,701,794	2,286,669	2,282,624
1株当たり純資産額	円	286.68	282.22	232.59	242.21	250.44
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 — (普通株式 —)	普通株式 — (普通株式 —)	普通株式 1.00 (普通株式 —)	普通株式 1.00 (普通株式 —)	普通株式 1.00 (普通株式 —)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△79.96	△24.26	5.59	5.23	9.29
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.3	5.3	6.7	8.2	8.0
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.95	11.44	12.55	13.10	14.31
自己資本利益率	%	△24.26	△8.53	1.91	2.21	3.77
株価収益率	倍	—	—	17.53	20.62	22.81
配当性向	%	—	—	17.86	19.10	10.76
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,752 [286]	1,575 [218]	1,493 [334]	1,590 [350]	1,751 [385]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- 第9期(平成21年3月)及び第10期(平成22年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当期純損失金額が計上されているため記載しておりません。また、第11期(平成23年3月)、第12期(平成24年3月)及び第13期(平成25年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。
- なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
5. 第9期(平成21年3月)及び第10期(平成22年3月)の株価収益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
6. 第9期(平成21年3月)及び第10期(平成22年3月)の配当性向については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
7. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

2 【沿革】

昭和27年12月	長期信用銀行法に基づき株式会社日本長期信用銀行を設立（資本金15億円）
昭和28年3月	外国為替業務認可
昭和45年4月	東京証券取引所及び大阪証券取引所に株式上場
昭和56年11月	リッチョーワイド発売
平成3年11月	長期信用債券（2年）発売
平成8年11月	長銀信託銀行株式会社（現新生信託銀行株式会社、現連結子会社）を設立
平成10年10月	金融再生法に基づき特別公的管理の開始 東京証券取引所及び大阪証券取引所の株式上場廃止
平成10年12月	長期信用債券（1年）発売
平成11年9月	ニュー・エルティシービー・パートナーズ・シー・ヴィ（パートナーズ社）が当行の普通株式の一括譲渡に係わる最優先交渉先に決定
平成11年12月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で当行の普通株式の一括譲渡に係わる基本合意書締結
平成12年2月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で株式売買契約締結
平成12年3月	特別公的管理終了し、パートナーズ社が当行の経営権を取得
平成12年4月	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成12年5月	長期信用債券（3年）発売
平成12年6月	行名を「株式会社日本長期信用銀行」から「株式会社新生銀行」に変更
平成12年10月	郵便貯金との提携開始（A T M、相互送金提携）
平成13年5月	証券子会社として新生証券株式会社（現連結子会社）を開業
平成13年6月	新生総合口座「PowerFlex」取り扱い、インターネットバンキング、A T M24時間365日稼働開始
平成13年12月	株式会社アイワイバンク銀行（現商号：株式会社セブン銀行）とのA T M提携開始
平成14年3月	京浜急行電鉄株式会社とのA T M提携開始
平成15年3月	初のインスタ・ブランチであるららぽーと支店開設
平成16年2月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
平成16年4月	長期信用銀行から普通銀行へ転換
平成16年9月	株式会社アプラス（現商号：株式会社アプラスフィナンシャル）を連結子会社化
平成17年3月	昭和リース株式会社を連結子会社化
平成19年12月	シンキ株式会社を連結子会社化
平成20年2月	総額500億円の第三者割当増資を実施
平成20年9月	G E コンシューマー・ファイナンス株式会社（平成21年4月より新生フィナンシャル株式会社に商号変更）を連結子会社化
平成21年3月	シンキ株式会社に対する株式公開買付け実施
平成23年1月	当行本店を東京都千代田区内幸町から中央区日本橋室町へ移転
平成23年3月	海外募集による普通株式690百万株を新規発行
平成23年10月	銀行本体での個人向け無担保カードローンサービス「新生銀行カードローン レイク」を開始

（平成25年3月31日現在 国内本支店29）

3 【事業の内容】

当行グループ（平成25年3月31日現在、当行、子会社269社（うち株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社等の連結子会社186社、非連結子会社83社）、及び関連会社15社（日盛金融控股股份有限公司等の持分法適用会社15社）により構成）は、『法人部門』、『金融市場部門』及び『個人部門』を通じ、国内の法人や個人のお客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人部門』、『金融市場部門』及び『個人部門』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行及び関係会社の位置付け等は次の通りとなっております。

なお、次の区分は「第5 経理の状況」「1 連結財務諸表」「セグメント情報等」に掲げるセグメントの区分と同一となっております。

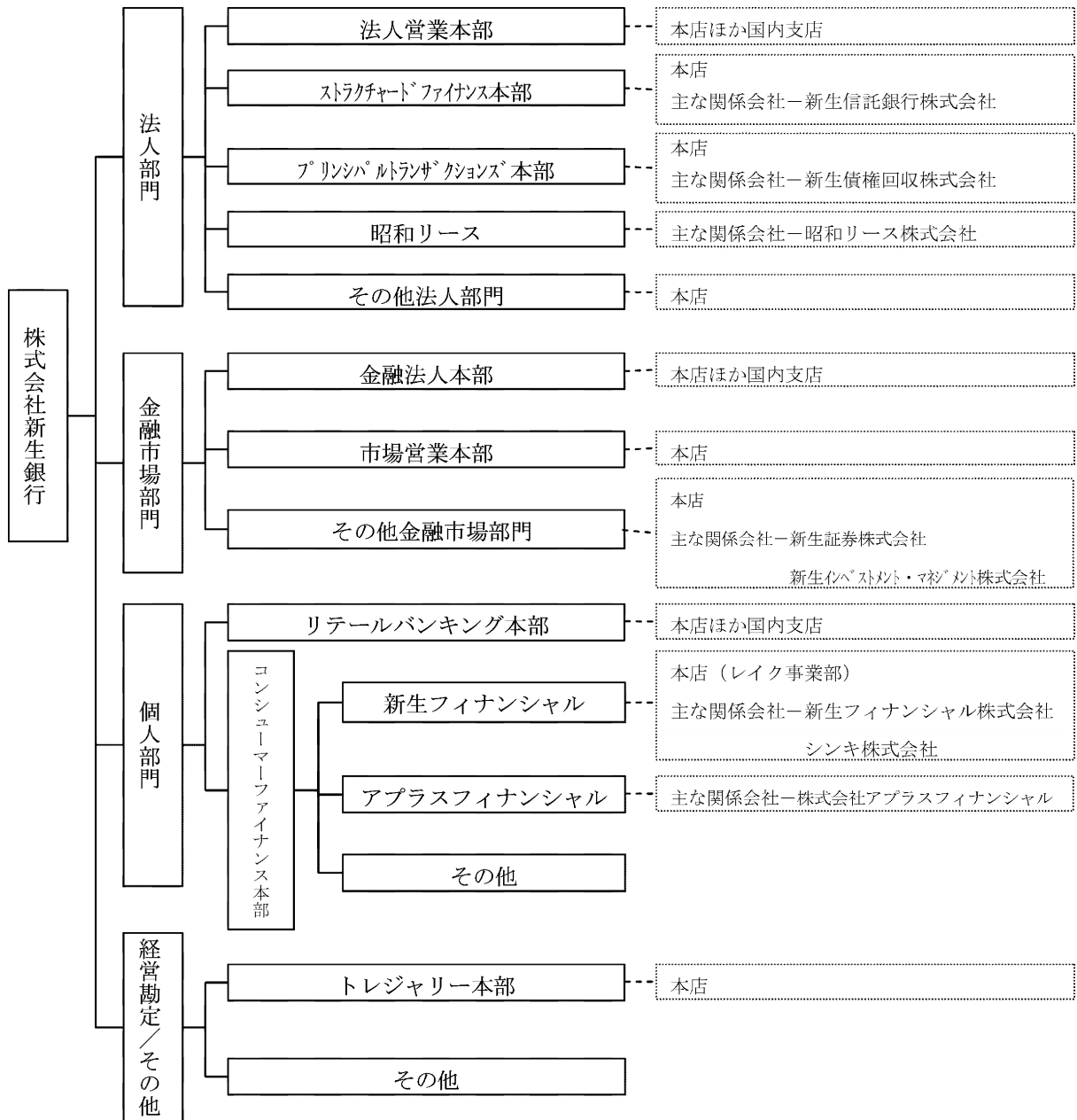
『法人部門』の「法人営業本部」セグメントは事業法人、公共法人向けの金融商品・サービス及びアドバイザー業務を、「ストラクチャードファイナンス本部」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービス、スペシャルティファイナンス（企業買収ファイナンス等）に関する金融商品・サービス及び信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントはクレジットトレーディングに関連する金融商品・サービスを、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを、「その他法人部門」セグメントは、アセットバック投資等を提供しております。

『金融市場部門』の「金融法人本部」セグメントは金融法人向けの金融商品・サービスを、「市場営業本部」セグメントは、外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場部門」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務、アセットマネジメント業務及びウェルスマネジメント業務を提供しております。

『個人部門』の「リテールバンキング本部」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）、シンキ株式会社及び平成23年10月1日付けで当行が新生フィナンシャルより譲り受けた個人向け無担保カードローン事業「新生銀行カードローンレイク」による消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」セグメントは個別信用購入斡旋、クレジットカード、信用保証、融資及び集金代行サービスを提供しております。また、『個人部門』の「その他」には、コンシューマーファイナンス本部及びその他子会社の損益が含まれております。なお、平成25年3月1日にロイズTSB銀行から譲受が完了しました海外送金サービス「Goレミット新生海外送金サービス」にかかる損益は「リテールバンキング本部」セグメントに含めております。

また、平成24年7月1日付けの組織変更により、「トレジャーリー本部」セグメントは『金融市場部門』から『経営勘定/その他』へ移動しました。同セグメントは、ALM業務、資本性の資金調達業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次の通りであります。



4 【関係会社の状況】

平成25年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携
(連結子会社)									
昭和リース株式会社 (注) 6	東京都文京区	29,360	法人部門	97.8	2 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生信託銀行株式会社	東京都中央区	5,000	法人部門	100.0	8 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生銀ファイナンス株式会社	東京都中央区	50	法人部門	100.0	4 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生債権回収株式会社	東京都中央区	500	法人部門	100.0 (100.0)	3 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生企業投資株式会社	東京都中央区	50	法人部門	100.0	4 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生プリンシパルインベストメン ツ株式会社	東京都中央区	10	法人部門	100.0	6 (-)	-	預金取引関係	-	-
Shinsei International Limited	英国ロンドン市	千英ポンド 3,000	法人部門	100.0	4 (-)	-	預金取引関係	-	欧州にお ける投資 情報の紹 介
新生証券株式会社	東京都中央区	8,750	金融市場部 門	100.0	6 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	-	-
新生インベストメント・マネジメ ント株式会社	東京都中央区	495	金融市場部 門	100.0	4 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生フィナンシャル株式会社 (注) 2, 6	東京都千代田区	91,518	個人部門	100.0	4 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
シンキ株式会社	東京都豊島区	28,619	個人部門	100.0 (100.0)	1 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
株式会社アプラスフィナンシャル (注) 3	大阪市中央区	15,000	個人部門	95.0 (91.9)	3 (-)	-	預金取引関係	-	-
株式会社アプラス (注) 6	大阪市中央区	15,000	個人部門	100.0 (100.0)	3 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
株式会社アプラスパーソナルロー ン	大阪府吹田市	1,000	個人部門	100.0 (100.0)	2 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
全日信販株式会社	岡山市北区	1,000	個人部門	100.0 (100.0)	1 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生プロパティファイナンス株式 会社	東京都港区	2,750	個人部門	100.0	1 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生インフォメーション・テクノ ロジー株式会社	東京都目黒区	100	経営勘定/ その他	100.0	4 (-)	-	預金取引関係	-	-
Shinsei Finance (Cayman) Limited	英国領ケイマン 諸島グランドケ イマン	千米ドル 58,250	経営勘定/ その他	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
Shinsei Finance II (Cayman) Limited	英国領ケイマン 諸島グランドケ イマン	千米ドル 39,537	経営勘定/ その他	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携
Shinsei Finance III (Cayman) Limited	英国領ケイマン諸島グランドケイマン	33,613	経営勘定/ その他	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
Shinsei Finance IV (Cayman) Limited	英国領ケイマン諸島グランドケイマン	9,107	経営勘定/ その他	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
Shinsei Finance V (Cayman) Limited	英国領ケイマン諸島グランドケイマン	9,008	経営勘定/ その他	100.0	2 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
Shinsei Bank Finance N.V.	オランダ領アンティールキュラソー島	千米ドル 2,100	経営勘定/ その他	100.0	3 (-)	-	金銭貸借関係	-	-
その他163社 (注) 7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) 日盛金融控股股份有限公司	中華民国台北市	百万ニュー 台湾ドル 29,452	法人部門	35.5 (35.5)	3 (-)	-	-	-	-
Comox Holdings Ltd.	英国領バミューダハミルトン市	千米ドル 16,100	金融市場部 門	49.9	2 (-)	-	-	-	-
その他13社 (注) 7	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 上記関係会社のうち、新生フィナンシャル株式会社は、特定子会社に該当します。

3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社アプラスフィナンシャルではありません。

4. 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

6. 上記関係会社のうち、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社及び株式会社アプラスについては、経常収益(連結会社相互間取引を除く)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

昭和リース株式会社の平成25年3月期の経常収益は100,507百万円、経常利益は8,214百万円、当期純利益は8,194百万円、純資産額は78,573百万円、総資産額は471,641百万円であります。

新生フィナンシャル株式会社の平成25年3月期の経常収益は52,490百万円、経常利益は23,622百万円、当期純利益は22,904百万円、純資産額は153,108百万円、総資産額は356,671百万円であります。

株式会社アプラスの平成25年3月期の経常収益は49,926百万円、経常利益は4,685百万円、当期純利益は4,262百万円、純資産額は59,395百万円、総資産額は932,506百万円であります。

7. 重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	法人部門				
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトランザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門
従業員数（人）	178 [4]	138 [－]	154 [3]	507 [30]	41 [1]

セグメントの名称	金融市場部門		
	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
従業員数（人）	62 [－]	59 [3]	122 [1]

セグメントの名称	個人部門				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部			トレジャリー本部	その他	
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他個人部門			
従業員数（人）	600 [166]	1,005 [184]	1,260 [836]	49 [1]	19 [－]	669 [227]	4,863 [1,456]

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当連結会計年度の平均人員を外書で記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成25年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,751 [385]	40.4	11.0	7,587

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	法人部門				
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトランザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門
従業員数（人）	178 [4]	80 [－]	47 [2]	3 [－]	30 [1]

セグメントの名称	金融市場部門		
	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
従業員数（人）	62 [－]	59 [2]	34 [1]

セグメントの名称	個人部門				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部			トレジャリー本部	その他	
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他個人部門			
従業員数（人）	600 [166]	167 [25]	－ [－]	13 [－]	19 [－]	459 [184]	1,751 [385]

- (注) 1. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当事業年度の平均人員を外書で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与は、出向者を含んでおりません。
4. 当行の従業員組合は、新生銀行従業員組合と称し、組合員数は1,043人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。
5. 主に法人部門における業務拡充、個人部門における新規事業等の推進、およびシステムの安定化に向けた金融インフラ部門における増強により、当行の従業員数は前事業年度末に比べて161名増加いたしました。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

〔金融経済環境〕

当連結会計年度において、日本経済は、長引く円高やデフレの影響を受けながらも、当初は穏やかな回復基調にありましたが、その後、欧州債務危機の長期化や世界景気の減速等により、次第に弱い動きを見せるようになりました。こうした厳しい環境にあって、野田政権による税と社会保障の一体改革やその他の経済対策、日本銀行による段階的な金融緩和の拡大等が図られましたが、政治的な混乱が続き、また世界的な金融緩和の流れが強まる中において、状況を大きく転換するには至りませんでした。

しかしながら、平成24年12月の衆議院総選挙を経て発足した安倍新政権がデフレ脱却、円高是正、経済再生に向けた大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民需を喚起する成長戦略の策定等に迅速に取り組む姿勢を明確に示したことが大幅な円高是正や株価上昇をもたらし、さらに世界経済においても一部で回復傾向が見られたことから、国内景気に持ち直しの動きが出てきました。今後は、輸出環境の改善や経済政策、金融政策の効果等を背景に、景気マインドの改善にも支えられて、日本経済が着実に回復していくことが期待されますが、引き続き南欧諸国の一部が財政危機に襲われている等、世界経済の不確実性は依然として高く、さらに国内の厳しい雇用・所得環境等も踏まえれば、景気の先行き不透明感が払拭されるには至っておりません。

こうした中、為替相場については、欧州債務危機や世界経済の減速を背景として円高傾向が続いておりましたが、新政権の標榜する大胆な金融緩和や円高是正に対する思惑もあって、特に平成24年12月以降円安傾向に転換し、平成25年3月末には米ドル円で約94円（平成24年3月末比約11円の円安）、ユーロ円で約121円（同比約10円の円安）となりました。次に国内金利については、長期金利（10年国債利回り）は、平成24年3月末には約1%であったものが、安全資産としての日本国債への資金流入や一層の金融緩和に対する思惑から低下傾向が続き、平成25年3月末には0.6%を下回りました。また、短期金利は従前から低水準にありましたが、当第4四半期には一層の低下の余地を探る展開となりました。最後に日経平均株価については、リスク回避の動きが強まって低迷する局面が長く続きましたが、平成24年11月の衆議院解散付近から上昇に向かい、平成25年3月末の終値は1万2,397円91銭（平成24年3月末比約2,310円の上昇）となりました。

〔企業集団の事業の経過及び成果〕

当行は、法人のお客さま向け業務を担う法人部門及び金融市場部門と、個人のお客さまへのリテールバンキング業務とコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門において、グループ全体で、幅広い金融商品・サービスを、お客さまの視点に立って、より効率よく、迅速に提供するよう努めてまいりました。

当行は、平成23年3月期から平成25年3月期までを対象期間として、「顧客基盤の再構築」と「収益力の安定化」に注力することを基本コンセプトとした「第一次中期経営計画」を策定しております。当連結会計年度は同計画の3年目に当たり、計画の達成に向けて各業務に邁進いたしました。この結果、「第一次中期経営計画」の所期の目標は概ね達成できたものと認識しております。各ビジネス分野における業務の取り組み状況は以下の通りです。

(法人業務)

主として事業法人・公共法人向けファイナンス、アドバイザーリービジネスを中心に行う法人部門及び金融市場・金融法人向けビジネスを行う金融市場部門において緊密な連携を図りながら、法人業務を積極的に推進してまいりました。

法人部門においては、事業法人、公共法人のお客さまに対して、新規貸出顧客の開拓など顧客基盤の拡大に努めるとともに、それぞれの顧客特性に向けた最適なソリューションの提供に引き続き努めております。前連結会計年度から、技術や事業モデル等において潜在的な成長力を有する企業、新たな事業領域や震災復興を含む地域経済の活性化につながる事業等を注力分野としており、経営課題への多面的なソリューション提供を通じた成長産業の支援・育成を推進する新たな事業戦略を打ち出し、法人部門全体での取り組みを本格化させています。具体的には、再生可能エネルギー分野では、北海道道東地域に建設された大規模太陽光発電所（メガソーラー）に対するプロジェクトファイナンスを組成する等、同分野におけるファイナンスアレンジ業務を推進しています。また、地域振興関連では、福島県における未上場企業をはじめとする成長産業の育成に特化したファンドに投資いたしました。さらに、お客さまのアジア進出等に係る支援業務についても、現地の金融機関との業務提携等も活用して、注力しております。加えて、当行の独自性と特色を活かしたヘルスケアファイナンスや企業再生ビジネスにも積極的に取り組み、いずれも具体的な案件の推進に注力しています。このうち、ヘルスケアファイナンスでは、ヘルスケア施設を運用対象資産とする、個人投資家を対象とした不動産投資私募ファンド2件に対するノンリコースローンの提供を行い、今後、ヘルスケアREIT（Real Estate Investment Trust）創設を視野に入れたシリーズ化による展開も検討してまいります。さらに、不動産ノンリコースファイナンス、企業買収ファイナンス等のスペシャルティファイナンス、クレジットトレーディング、アドバイザー等についても、引き続き強化・推進を図っております。加えて、同部門の傘下にある昭和リース株式会社（以下「昭和リース」）においては、主力である中堅・中小企業への産業・工作機械や建設機械等のリースと並行して、LED関連、風力発電や産業向け太陽光発電等の環境関連ビジネス、半導体設備向けファイナンス、サプライヤー提携強化、アセットファイナンスの拡大等に継続して取り組むとともに、当行の法人営業との協業による顧客基盤の拡充も引き続き推進しております。

次に、金融市場部門においては、低金利環境下で資金運用難に直面している金融機関のお客さま向けに仕組預金やクレジットリンク・ローン等の投資商品の提供及び事業法人・公共法人営業との連携によるローンの売買・仲介に努めています。当連結会計年度においては、金融機関のお客さまに対するアセットマネジメント業務強化の一環として、私募投資信託業務を本格的に展開しております。また、提携地域金融機関のお客さまが当行の開発した仕組預金等を自らのブランドで販売する「ホワイトラベル」ビジネスを推進するとともに、地域金融機関のお客さまとの協調による地域振興にも引き続き積極的に取り組んでおります。

一方、自己勘定取引等によって過去に積み上がったノンコア資産については、市場動向等に留意しながら順調に削減してきており、「第一次中期経営計画」で掲げた目標を上回るペースで減少しています。

なお、平成24年12月14日に、当行子会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社は、投資一任業務における投資対象資産の買付価格に関するデューデリジェンス態勢が不十分であり、善管注意義務違反があったとして、金融庁より業務改善命令を受けました。当行は、これを厳粛に受け止め、再発防止に努めるとともに、グループにおける法令遵守の一層の徹底、内部管理体制の更なる強化を図ってまいります。

(個人業務)

個人部門では、銀行本体のリテールバンキング業務と銀行及び子会社を通じたコンシューマーファイナンス業務を推進し、当行グループの個人のお客さまに対して革新的なソリューションを提供しております。

リテールバンキング業務では、多様なお客さまの資産運用のニーズにお応えするため、円預金に加え、外貨預金・仕組預金・仕組債・投資信託・保険商品など幅広い金融商品を提供するとともに、ユニークな商品設計の「パワースマート住宅ローン」の提供にも積極的に取り組んでまいりました。具体的には、預金については、平成24年11月から平成25年1月にかけて円定期預金キャンペーンを実施し、お客さまからご好評をいただきました。円建て仕組預金については、平成24年9月6日から同年12月16日まで取り扱いを一時停止いたしました。同年12月17日以降、新規の預け入れ分については預金保険の保護の対象範囲を整理して取り扱いを再開しております。外貨預金については、平成24年6月から人民元、ブラジルリアル、トルコリラの取り扱いを開始するとともに、英国のロイズ・バンキング・グループの日本における海外送金事業を譲り受け、平成25年3月から新たな海外送金サービスを開始し、お客さまの資産運用における選択肢の多様化や利便性の向上を目指したサービスの強化に取り組んでおります。また、平成24年6月にはフェイスブック及びツイッターで公式アカウントを開設し、お客さまへの情報提供の機会拡充を図っております。

このような施策の結果、顧客基盤については、総合口座「PowerFlex（パワーフレックス）」の口座数は平成25年3月末には270万口座を超え、個人預金残高は、仕組預金等の満期到来資金の2週間満期預金への振り替え等を通じ、資金調達効率を高めつつ、同3月末現在で4兆6,900億円超となり、当行の安定的な資金調達基盤の確立に貢献しております。債券、投資信託、保険投資商品、仕組債を含む個人預り資産残高は、同3月末現在、5兆8,200億円超となりました。また、住宅ローンについても、お客さまの生活変動リスクにより柔軟に対応できるよう、月々の返済金額をコントロールできるサービスと所定の要介護状態に備える保険を付加した「パワースマート住宅ローン（安心バック）」の取り扱いを平成24年12月から開始する等、従来から高い評価を得ていた商品性をさらに拡充し、残高を積上げております。この結果、住宅ローン残高は平成25年3月末には1兆900億円に達しております。

一方、消費者金融ファイナンス業務においては、改正貸金業法の完全施行等による影響で業務環境は依然厳しいものの、市場回復の兆しも見えつつある中、当行グループを挙げて、引き続き合理化・効率化に取り組むとともに、積極的な事業展開を図っております。

具体的には、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）の事業の一部を譲り受け、平成23年10月から銀行本体で開始した個人向け無担保ローン「新生銀行カードローン レイク」については、平成25年3月末時点までの実績は、顧客数約18万人、貸出残高646億円と順調な推移を見せております。今後も旧来の「레이크」と同様の顧客層の確実な獲得に注力するとともに、リテールバンキングのお客さまをはじめとする無担保カードローンに対する潜在的ニーズをお持ちのお客さまにもサービスの提供を図り、さらに同事業を拡充してまいります。

また、株式会社アプラスフィナンシャル（以下「アプラスフィナンシャル」）においては、その事業子会社によりショッピングクレジット事業、クレジットカード事業、決済事業、個人ローン及び債権回収業務等について、外部との提携も活用しつつ、その拡充を図っております。株式会社アプラスが株式会社Tポイント・ジャパンと提携し、平成23年5月から取り扱いを開始した「Tポイント付きアプラス（ショッピング）クレジット」については、導入加盟店、取扱額ともに順調に増大しており、平成24年7月には「Tポイント付きアプラスオートクレジット」、同年11月には「Tポイント付きアプラス家賃サービス」の取り扱いを開始する等、同社にとって強力な差別化商品となっております。また、新生フィナンシャルは個人向け無担保ローンの既存のお客さまへのサービスを継続するとともに、「新生銀行カードローン レイク」及び他の金融機関との提携を通じた個人向け無担保ローンの信用保証業務の拡大により、今後とも安定的な収益を確保し、さらなる成長を図ります。

当行消費者金融ファイナンス子会社において、過払い利息の開示請求件数や利息返還額は概ね減少傾向にあり、過去のピークを大きく下回っております。このような状況に鑑み、将来にわたるいわゆる過払いリスクから決別し、業績のダウンサイドリスクを払拭するため、前連結会計年度に利息返還損失引当金の追加繰入を実施いたしました。この結果、当連結会計年度においては、利息返還損失引当金の追加繰入は行っておりません。なお、新生フィナンシャルについては、過払利息返還請求を受けるリスクのある取得資産のうち相当な部分について、GEによる損失補償が付与されており、リスクは限定的となっております。当行は、今後とも、消費者金融ファイナンス業務の効率性の向上、競争力の強化に取り組んでまいります。

（財務基盤）

当連結会計年度においては、当期純利益の積み上げ等によってTierI資本が増加したことに加え、資産の質の改善によりリスクアセットが減少したことから、自己資本比率については12.24%、TierI比率は10.41%と、前連結会計年度末比改善いたしました。

（震災への対応について）

東日本大震災で被災した地域の復興に向けた支援のため、当行及びグループ会社の社員から参加を募り、被災地でのボランティア活動を実施しております。当連結会計年度においては宮城県等の被災地域で3回に分けて実施、述べ約70名の社員が参加いたしました。また、平成24年7月には、当行及びグループ各社の社員からの募金により、宮城県内の仮設住宅へ街灯4基を寄贈する等、被災地の復興の進展に応じた多様な支援活動を実施しております。当行では、今後も被災地の一日も早い復興のため、金融機関として円滑な金融サービスのご提供に努めてまいります。

〔業績の概況〕

（経営成績）

当連結会計年度は、過年度の業績下振れリスクを払拭する措置により非経常的な要因が業績に与える影響が限定的となる中、顧客基盤の拡充、収益力の安定・向上に向けて業務に邁進した結果、当期純利益は510億円となり、前連結会計年度から大幅増益となるとともに、通期業績における当期純利益の計画数値を達成しました。

経常収益は3,860億円（前連結会計年度比271億円減少）、経常費用は3,315億円（同比648億円減少）、経常利益は544億円（同比377億円増加）となりました。

資金利益は、銀行本体の貸出資産増加や資金調達コストの低下はあったものの、消費者金融ファイナンス業務における貸出金残高減少及びノンコア資産の圧縮等により、前連結会計年度に比べて減少いたしました。なお、消費者金融ファイナンス業務の貸出残高の減少ペースは緩やかになってきており、当連結会計年度に入ってから各四半期の資金利益は安定的に推移しています。また、非資金利益（ネットの役員取引等利益、特定取引利益、その他業務利益の合計）については、非経常的な要因による影響が限定的となる中であって、顧客基盤の拡充に向けた継続的な営業努力とお客さまのニーズに即した商品・サービスの提供の推進等が成果を上げ、さらにはALM業務での国債売却益が増加したこともあって、全体として前連結会計年度を上回りました。次に、人件費・物件費といった経費については、戦略分野への経営資源投入やシステム整備等により前連結会計年度からは若干増加しましたが、業務基盤の拡充と効率化とのバランスをとりながら、メリハリのある運営を行っております。また、与信関連費用については、貸出残高合計が増加し、不動産ファイナンス等では貸倒引当金を追加計上したものの、ノンコア資産の継続的な圧縮と与信管理強化が奏功し、従来のような大口の追加引当はなく、さらに償却債権取立益の計上や消費者金融ファイナンス子会社における貸出金の減少及び債権の良質化もあって、前年同期に比べて改善いたしました。

また、特別損益はネットで6億円の損失となり、さらに法人税等合計7億円（益）、少数株主利益35億円（損）を計上いたしました。この結果、当連結会計年度の当期純利益は510億円（前連結会計年度比446億円増加）となり、第一次中期経営計画に沿ったものとして設定した、通期業績における当期純利益の計画数値を達成しました。

セグメント別では、法人部門は、顧客基盤の再構築と収益力の向上に向けた取り組みが着実に成果を上げたこと、経費及び与信関連費用が減少したこと、昭和リースも順調に利益を計上したことから、堅調な業績となりました。

金融市場部門は、顧客基盤の拡充に向けた弛まぬ営業努力、顧客ニーズに適合した商品・サービスの提供推進、経費削減及び償却済み債権の回収等により、前連結会計年度を上回る業績となりました。

個人部門において、まずリテールバンキング本部は、市中金利の低下による預金にかかる資金利益の減少等があったものの、顧客ニーズに合致した運用商品や住宅ローンの提供、継続的な効率化・合理化努力により、引き続き安定的な利益を計上しました。

次に、消費者金融ファイナンス本部は、引き続き子会社における貸出金減少により資金利益は減少したものの、「新生銀行カードローン レイク」において順調に貸出を伸ばしていることもあり、減少ペースは緩やかになってきております。また、与信管理の厳格化、回収体制の強化、いわゆる総量規制も影響しての債権良質化等により、与信関連費用の発生は抑制されており、さらに、継続的な業務の効率化も奏功して、順調に利益を計上いたしました。

また、「経営勘定／その他」は、ALM業務を所管するトレジャリー本部における国債売却益の増加等により、業績は前連結会計年度に比べて改善いたしました。

詳細は後掲の「セグメント情報」をご覧ください。

（財政状態）

当連結会計年度末において、総資産は9兆293億円（前連結会計年度末比4,196億円増加）、純資産は6,836億円（同比559億円増加）となりました。

主要な勘定残高については、貸出金は、法人向け貸出業務の積極的な推進、住宅ローンの順調な増加、立ち上がり順調な「新生銀行カードローン レイク」を含めた消費者金融ファイナンス業務における減少ペース緩和により、4兆2,924億円（同比1,556億円増加）となりました。有価証券は、日本国債の残高では1兆3,373億円となっており、同比521億円増加となったものの、不動産ノンコリース・ファイナンス関連社債の償還・売却やノンコア資産の圧縮推進等により、全体としては1兆8,423億円（同比311億円減少）となりました。一方、預金・譲渡性預金は5兆4,575億円（同比951億円増加）となり、当行の安定的な資金調達基盤の重要な柱である個人のお客さま向け預金を中心に、各業務を積極的に展開するのに十分な水準を維持しております。また、債券・社債は4,366億円（同比263億円減少）となりました。

不良債権については、金融再生法ベースの開示債権（単体）においては、当事業年度末は2,426億円（前事業年度末は2,959億円）、不良債権比率は5.32%（前事業年度末は6.66%）と、いずれも改善いたしました。

銀行法に基づく連結自己資本比率（国内基準）及びTier1比率は、当連結会計年度末において順に12.24%、10.41%となっており、いずれも前連結会計年度末を上回りました。

（キャッシュ・フロー）

当連結会計年度における連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加、債券貸借取引受入担保金の減少等による支出に対し、借入金の増加、資金運用による収入等による収入が上回ったことから1,600億円の収入（前連結会計年度は1兆3,212億円の支出）、投資活動によるキャッシュ・フローは、国債等の有価証券の売却・償還による収入が、取得による支出を上回ったこと等により877億円の収入（同1兆3,685億円の収入）、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払、少数株主への配当・払戻による支払等により62億円の支出（同150億円の支出）となりました。この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比2,416億円増加し、5,744億円となりました。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	4,043,437	100.00	4,232,715	100.00
製造業	244,580	6.05	242,995	5.74
農業、林業	315	0.01	252	0.01
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	279	0.01	113	0.00
建設業	15,928	0.39	13,970	0.33
電気・ガス・熱供給・水道業	48,679	1.20	124,825	2.95
情報通信業	39,911	0.99	31,778	0.75
運輸業、郵便業	245,097	6.06	230,072	5.44
卸売業、小売業	86,006	2.13	74,418	1.76
金融業、保険業	694,766	17.18	720,043	17.01
不動産業	598,334	14.80	597,731	14.12
各種サービス業	307,522	7.61	314,255	7.42
地方公共団体	139,540	3.45	114,073	2.70
その他	1,622,473	40.13	1,768,185	41.77
海外及び特別国際金融取引勘定分	93,390	100.00	59,749	100.00
政府等	2,058	2.20	1,884	3.15
金融機関	1,068	1.14	899	1.51
その他	90,263	96.65	56,965	95.34
合計	4,136,827	—	4,292,464	—

（注） 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	82,639	88,148	5,509
経費 (除く臨時処理分)	62,691	67,327	4,636
人件費	19,936	21,176	1,240
物件費	39,233	42,937	3,704
税金	3,521	3,212	△308
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	20,003	20,952	948
のれん償却額	55	131	76
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	19,948	20,821	872
一般貸倒引当金繰入額	△5,313	△10,054	△4,740
業務純益	25,261	30,875	5,613
実質業務純益	32,193	25,999	△6,194
うち債券関係損益	△3,751	3,844	7,595
臨時損益	△4,736	△3,243	1,492
株式等関係損益	1,548	1,781	233
金銭の信託運用損益	12,245	5,178	△7,067
不良債権処理額	16,303	8,797	△7,505
貸出金償却	2,139	6,863	4,724
個別貸倒引当金繰入額	19,387	10,471	△8,916
特定海外債権引当勘定繰入額	△11	—	11
償却債権取立益 (△)	△5,237	△8,537	△3,299
貸倒引当金戻入益 (△)	—	—	—
その他の債権売却損等	25	—	△25
その他臨時損益	△2,226	△1,404	821
経常利益	18,119	25,710	7,590
特別損益	△1,876	△2,303	△426
うち固定資産処分損益及び減損損失	△1,738	△810	928
税引前当期純利益	16,243	23,406	7,163
法人税、住民税及び事業税	163	△789	△952
法人税等調整額	2,185	△460	△2,645
当期純利益	13,894	24,656	10,761

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 実質業務純益＝業務粗利益＋金銭の信託運用損益－経費(除く臨時処理分)
 金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。
3. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除されているものであります。
5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
7. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
8. 前事業年度の貸倒引当金は全体で14,062百万円の繰入超となっております。なお当事業年度の貸倒引当金は全体で416百万円の繰入超となっております。
9. 前事業年度は、関係会社株式及び出資金の評価損175百万円を特別損失に計上しております。また当事業年度は、関係会社株式及び出資金の評価損1,220百万円及び関係会社出資金の売却損379百万円を特別損失に計上しております。

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度(百万円) (A)	当事業年度(百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
給料・手当	15,962	16,994	1,031
退職給付費用	4,425	4,401	△24
福利厚生費	2,750	3,051	301
減価償却費	5,647	5,715	67
土地建物機械賃借料	5,226	6,264	1,037
営繕費	2,531	2,733	201
消耗品費	662	357	△304
給水光熱費	694	722	27
旅費	268	325	57
通信費	1,527	1,372	△154
広告宣伝費	3,696	5,392	1,695
租税公課	3,521	3,212	△308
その他	18,185	19,158	972
計	65,101	69,701	4,600

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.49	1.34	△0.15
貸出金利回	1.56	1.58	0.02
有価証券利回	1.48	1.03	△0.45
(2) 資金調達原価 ②	1.43	1.43	0.00
資金調達利回 ③	0.49	0.41	△0.08
預金利回	0.49	0.39	△0.10
債券利回	0.46	0.34	△0.12
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.06	△0.09	△0.15
(4) 資金運用利回-資金調達利回 ①-③	1.00	0.93	△0.07

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の居住者向け円建諸取引であります（但し特別国際金融取引勘定を除く）。

2. 預金には譲渡性預金を含んでおります。

3. ROE（単体）

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
実質業務純益ベース	5.11	3.98	△1.13
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	3.17	3.21	0.03
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	3.17	3.18	0.02
業務純益ベース	4.01	4.72	0.71
当期純利益ベース	2.21	3.77	1.57

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	5,788,219	5,836,251	48,031
預金（平残）	5,805,868	5,665,481	△140,387
債券（末残）	296,839	265,042	△31,797
債券（平残）	321,244	282,029	△39,215
貸出金（末残）	4,102,638	4,224,433	121,795
貸出金（平残）	4,022,217	4,169,616	147,398

（注） 預金には譲渡性預金を含んでおります。

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前事業年度（百万円） (A)	当事業年度（百万円） (B)	増減（百万円） (B) - (A)
個人	4,659,724	4,693,623	33,898
法人	950,204	937,792	△12,412
計	5,609,929	5,631,416	21,486

（注） 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度（百万円） (A)	当事業年度（百万円） (B)	増減（百万円） (B) - (A)
住宅ローン残高	931,097	1,085,165	154,067
その他ローン残高	18,662	65,625	46,962
計	949,759	1,150,790	201,030

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	2,624,946	2,749,744	124,797
総貸出金残高	② 百万円	4,025,832	4,178,001	152,169
中小企業等貸出金比率	①/② %	65.20	65.81	0.61
中小企業等貸出先件数	③ 件	137,739	268,439	130,700
総貸出先件数	④ 件	138,133	268,855	130,722
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.71	99.85	0.13

（注） 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の会社及び個人であります。

3. 「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行等を受け、体制整備等を図り、中小企業及び個人のお客さまからのご相談に対して真摯にかつきめ細かく対応してきております。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	37	11,600	34	12,566
計	37	11,600	34	12,566

6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	10,888	9,746,909	10,436	9,400,658
	各地より受けた分	8,007	11,113,191	7,748	10,088,444
代金取立	各地へ向けた分	0	3,746	0	5,281
	各地より受けた分	0	1,180	0	364

7. 外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	8,854	4,945
	買入為替	14	13
被仕向為替	支払為替	3,096	5,609
	取立為替	466	401
計		12,432	10,969

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）及び「告示」の特例である平成20年金融庁告示第79号、平成24年金融庁告示第56号に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成24年3月31日	平成25年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	512,204	512,204
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	79,461	79,461
	利益剰余金	58,863	107,288
	自己株式（△）	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	2,653	2,653
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	△1,117	1,475
	新株予約権	1,354	1,238
	連結子法人等の少数株主持分	59,768	60,173
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	56,795	57,547
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	41,951	35,394
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	16,262	12,487
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	9,740	9,555
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	30,204	20,358
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	537,163	608,832	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	23,613	24,073	

項目		平成24年 3 月 31 日	平成25年 3 月 31 日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	9,176	8,972
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	187,881	169,798
	うち永久劣後債務 (注2)	28,750	29,358
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	159,131	140,440
	計	197,058	178,770
	うち自己資本への算入額 (B)	197,058	178,770
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	107,298	71,795
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	626,923	715,807
リスク・アセ ット等	資産 (オン・バランス) 項目	4,537,475	4,443,342
	オフ・バランス取引等項目	908,616	807,555
	信用リスク・アセットの額 (F)	5,446,092	5,250,898
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	268,885	228,290
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	21,510	18,263
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (I)	387,523	368,595
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	31,001	29,487
	信用リスク・アセット調整額 (K)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	—	—
	計 ((F) + (G) + (I) + (K) + (L)) (M)	6,102,501	5,847,783
連結自己資本比率 (国内基準) = E / M × 100 (%)		10.27	12.24
(参考) Tier 1 比率 = A / M × 100 (%)		8.80	10.41

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成24年 3 月31日	平成25年 3 月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	512,204	512,204
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	79,465	79,465
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	12,097	12,628
	その他利益剰余金	117,123	138,595
	その他	56,795	57,547
	自己株式（△）	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	2,653	2,653
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	1,354	1,238
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	1,262
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	1,562
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	9,740	9,555
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	31,782	23,593
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	662,305	690,494	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	23,613	24,073	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	56,795	57,547	

項目		平成24年 3 月 31 日	平成25年 3 月 31 日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	2,078	2,442
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	187,881	169,798
	うち永久劣後債務 (注2)	28,750	29,358
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	159,131	140,440
	計	189,960	172,240
	うち自己資本への算入額 (B)	189,960	172,240
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	76,126	39,014
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	776,139	823,720
リスク・ア セット等	資産 (オン・バランス) 項目	5,182,605	5,072,072
	オフ・バランス取引等項目	330,491	289,482
	信用リスク・アセットの額 (F)	5,513,097	5,361,554
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	258,002	220,647
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	20,640	17,651
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (I)	152,525	172,465
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	12,202	13,797
	信用リスク・アセット調整額 (K)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	—	—
	計 ((F) + (G) + (I) + (K) + (L)) (M)	5,923,625	5,754,668
単体自己資本比率 (国内基準) = E / M × 100 (%)		13.10	14.31
(参考) Tier 1 比率 = A / M × 100 (%)		11.18	11.99

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(*) 優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	平成28年7月以降、10年毎の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）
発行総額	38百万米ドル	24百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年7月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1) 監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance III (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	15,600百万円	18,000百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.0%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance III (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1) 監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance IV (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	2,500百万円	6,600百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.0%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance IV (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1) 監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance V (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	4,000百万円	5,000百万円
払込日	平成21年10月2日	同左
配当支払日	毎年7月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成27年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	変動配当率（円LIBOR（12ヶ月物）+4.55%）が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance V (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1) 監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

- (注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定
更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定
清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始
民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定
支払不能事由：①債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。
②債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。
政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。
2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。
3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成24年3月31日	平成25年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	491	386
危険債権	2,452	1,983
要管理債権	16	57
正常債権	41,499	43,178

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行グループは、平成25年3月期までの3年間を対象期間とする「第一次中期経営計画」を踏まえ、持続的な成長と経営理念の実現を確かなものとするため、「顧客基盤の更なる拡大」と「良質資産の積上げ・ポートフォリオの改善」を基本とする「第二次中期経営計画」（対象期間：平成26年3月期から平成28年3月期）を平成25年3月に策定いたしました。同計画の達成に向けて、以下のとおり各種戦略施策、体制の強化に引き続き取り組んでまいります。

①お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供するとともに、グループ全体で徹底した合理化に取り組むことで、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。また、震災被災地域の復興支援に真摯に取り組み、被災地の日も早い復興のため、金融機関として円滑な金融サービスのご提供に努めてまいります。

（法人業務）

法人業務については、事業参画を通じた企業・産業・地域の成長支援と、専門能力の強化・実践を基本戦略とし、「医療・ヘルスケア」、「再生可能エネルギー」、「創業支援・企業再生支援」を重点分野に定め、当該分野における知見・ネットワーク・金融機能の融合による最高のサービスの提供による差別化を促進します。また、当行グループの専門性のある分野を一層強化し、不動産ファイナンスにおけるポートフォリオの再構築と収益の確保、今後成長が見込まれるストラクチャードファイナンス分野での新たな取り組み強化、金融円滑化法終了後の対応における他の金融機関等との連携を通じた、当行グループの事業再生ノウハウの提供、マーケットソリューション能力の充実・強化等に積極的に取り組んでまいります。事業法人向け貸出については、お客さまの問題を自らの課題として取り組む「事業参画」アプローチを基本に、法人営業体制を強化し、顧客基盤の更なる拡大を図ります。金融法人に対しては、多面的な機能提供による取引深耕と業務協調を推進するとともに、強固な金融法人ネットワークを通じた提携ビジネスを推進いたします。

海外については、地域金融機関や海外の現地金融機関と連携して、お客さまの海外展開を引き続き支援するとともに、欧州やアジア・オセアニア地域等での優良なプロジェクトファイナンス案件への取り組みを強化してまいります。

（個人業務）

当行グループ各社の商品・サービスを、ニーズに合わせて自由に利用できるお客さまを「コア顧客」と定義し、当行グループ全ての機能を活用し、運用・決済・融資・コンサルティングなど幅広い接点を通じた多面的なお取引の提供により、コア顧客の拡大に注力してまいります。このため、店舗・コールセンター・インターネットそれぞれの特性を活かしたチャネル間の連携の強化、お客さまの視点に立った投資信託や仕組債等の商品・サービスの他社に先んじての提供、コンサルティング力の更なる強化等を図り、新たなリテール金融モデルの実現を目指します。また、ローンビジネスについては、お客さまのニーズをより深く理解した住宅ローン商品の拡充、無担保カードローン市場における信頼される貸手としての地位の確立、目的ローン商品の品揃えと残高の拡大、地域金融機関との連携による保証業務の拡大等に取り組み、更なる拡大・発展を目指します。海外については、アジア地域での中間層の拡大に伴う小口資金ニーズに対して、無担保ローンや割賦等の活用を検討するとともに、国内のお客さまの海外での資金運用ニーズへの対応も検討してまいります。

②リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「バーゼルⅡ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化及びリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。また、新たな自己資本規制（バーゼルⅢ）に対しては、規制上は国内基準行ではありますが、国際統一基準も意識した経営を行い、必要な体制準備や施策に取り組んでまいります。

当行は、監査役会設置会社を選択しております。このガバナンス体制のもと、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行および取締役会から独立した監査役及び監査役会に監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くガバナンス体制を確立しています。また、日常の業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入し、取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員及び各業務部門の部門長がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する体制を確保しております。さらに、取締役会の承認に基づき、業務執行取締役、部門長である執行役員等からなる経営会議（Executive Committee）を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を実現してまいります。当連結会計年度においては、経営会議の取締役社長に対する牽制機能を強化する一方、部門長である執行役員の経営への一層深度ある取り組みと組織全体の活性化を図るため、その運営方法を改善いたしました。

当行グループは、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化とともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭においたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

「第二次中期経営計画」の実行を支える経営インフラの整備のうち、ITシステムの安定稼働に努めることは社会基盤の一端を担う金融機関として果たすべき当然の使命であり、重要な経営課題と考えています。今後は、現行システムの安定稼働に努めるとともに、中長期の経営方針に沿った堅牢で安定的な次期システムの構築に取り組んでまいります。

③経営健全化計画の達成

当行は、平成25年3月に新しい「経営の健全化のための計画」（経営健全化計画）を金融庁に提出いたしました。平成22年に策定した「第一次中期経営計画」を踏まえ、その基本コンセプトを引き継ぎながら「第二次中期経営計画」を策定し、新たな分野に挑戦することで、銀行グループの更なる発展を目指してまいります。新たに策定した経営健全化計画につきましても、公的資金を受けている金融機関としての役割期待を認識し、その社会的責任を全うするとともに、計画上の諸施策を真摯に実行し、「第二次中期経営計画」に沿った中長期的な収益基盤の確立に努め、経営健全化計画の達成に向け、全行が一丸となって業務に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

（注記）③については、子会社等を含まない記述となっております。

4 【事業等のリスク】

以下において、当行及び当行グループ（当行並びにその連結子会社及び関連会社）の事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1 当行の経営戦略について

平成23年3月期から平成25年3月期までの3年間を対象期間とした「第一次中期経営計画」（以下「第一次中計」という。）は、「顧客基盤の再構築」と「収益力の安定化」に注力することを基本コンセプトとして、対顧客業務への経営資源の集中的投入と自己勘定取引業務などノンコア資産の削減、また経費削減やガバナンス体制の一新による経営管理の強化等を推進してまいりました。その結果、第一次中計の目標は概ね達成されたものと認識しております。

第一次中計の終了に伴い、当行は平成25年3月18日に、平成26年3月期から平成28年3月期までの3年間を対象とする「第二次中期経営計画」（以下「第二次中計」という。）を発表いたしました。

「正常化・再構築」のステージと位置付けていた第一次中計を踏まえ、第二次中計は、「明確な戦略確立と継続的な成長追求」のステージと位置付け、「顧客基盤の更なる拡大」と「良質資産の積み上げ、ポートフォリオの改善」を基本方針とし、以下の3つの目標を定めております。

- ・特色ある事業基盤の確立
- ・収益の増加と財務体質の一層の改善
- ・顧客から共感され、社会・市場から必要とされる金融グループへ

当行は、第二次中計の目標達成に向けて今まで以上に各業務に邁進し、持続的な成長と経営理念の実現につなげていきたいと考えております。また引き続き、公的資金を受けている銀行としての役割期待を認識し、その社会的責任を全うするとともに、社会基盤たるシステムの安定稼働に努め、堅牢で安定的なシステム構築にも取り組んでまいります。

当行は、法人業務については、主として事業法人・公共法人向けファイナンス、アドバイザービジネスを中心に行う「法人部門」と、金融市場・金融法人向けビジネスを行う「金融市場部門」により推進しており、個人業務については、リテールバンキング業務及びコンシューマーファイナンス業務を行う「個人部門」により推進しております。

〔法人業務〕

- ・法人業務については、第一次中計において、国内事業法人に係る顧客基盤の再構築に注力し、中堅事業法人顧客を中心とするお客さまに対する与信供与の強化とともに、お客さまにとって有益なソリューションの提供に注力いたしました。ヘルスケアファイナンスや企業再生といった注力分野の推進に加え、潜在的な成長力を有する企業、新たな事業領域等への多面的なソリューション提供を新たに開始しました。また、金融機関のお客さま向けの各種ソリューションの提供、クレジットトレーディング、不動産ノンリコースファイナンス、金融市場関連業務等についても、より一層の強化・推進に努めました。

第二次中計においては、基本戦略として、お客さまの課題解決に向け、自らも当事者の視点で取り組む「事業参画」を通じた企業・産業・地域の成長支援と専門能力の強化・実践を図ってまいります。

具体的には、「事業参画」アプローチを基本とした営業体制の強化と多面的な収益獲得モデルを構築し、当行グループ各社の有する金融機能を活用したソリューションを企業・産業・地域に提供いたします。また、「医療・ヘルスケア」「再生可能エネルギー」「創業支援・企業再生支援」を重点分野とし、当該分野における知見・ネットワーク・金融機能の融合による最高のサービスを提供することによる差別化を実現いたします。

また、当行グループの専門性ある分野を一層強化し、不動産ファイナンスにおけるポートフォリオの再構築と収益の確保、プロジェクトファイナンスなど今後成長が見込まれるストラクチャードファイナンス分野での取り組み拡大、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(金融円滑化法)」終了後の対応として他の金融機関等との連携を通じた事業再生ノウハウの提供等、市場環境に応じた商品・ソリューションの提供等を積極的に推進してまいります。

さらに海外戦略として、地域金融機関、海外現地金融機関との連携を通じた事業法人の海外展開支援の強化、欧州やオセアニアでのPFIや日系案件を中心とした優良プロジェクトへの取り組み、豪州等での優良不動産案件への参加、韓国での事業再生関連ビジネス等の強化・拡大を図ってまいります。

当行は、こうした法人向けビジネス戦略の実践を通じて、良質な資産の積み上げと収益力の拡大を図ってまいります。

〔個人業務〕

- ・平成13年6月にスタートした新しいリテールバンキング業務においては、フィナンシャルセンターやコンサルティングスポット等の店舗やインターネット、ATM、コールセンター等、多様な顧客チャネルを通じて、顧客ニーズにきめ細かく対応した金融商品・サービスの拡充を図ってまいりました。また、コンシューマーファイナンス業務においては、株式会社アプラス（現在の株式会社アプラスフィナンシャル。なお、同社は平成22年4月1日付けで組織再編を行っているが、「事業等のリスク」においては、同社及び傘下の子会社を包括して引き続き「アプラス」という。）、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」という。）、シンキ株式会社（以下「シンキ」という。）等の子会社や、平成23年10月1日より事業を開始した銀行本体での本格的な無担保カードローン事業である「新生銀行カードローン レイク」により積極的に展開しており、第一次中計対象期間においても、厳しい環境下において、一定の成果を上げることができました。

第二次中計においては、基本戦略として、当行グループ各社の商品・サービスを、ニーズに合わせて自由に利用できる「コア顧客」を同計画公表時点（平成25年3月）での約250万人から平成28年3月末で約500万人へと拡大することを目指し、新たなリテール金融モデルを実現してまいります。

具体的には、グループ一体となった顧客基盤の拡大に向けて、グループ全ての機能を活用したサービスの提供と、運用・決済・融資・コンサルティング等の幅広い接点を通じた複数世代にわたる多面的な取引を展開し、また、グループ全体の資産増加に合わせて安定的な資金調達を推進してまいります。新たなリテール金融モデルの実現に向けては、各顧客チャネルの特性を活かしながらのチャネル間の連携強化、お客さま視点からの投資信託・仕組債等の商品・サービスの他社・他行に先行した提供の推進、お客さまとのより深い信頼関係の構築に向けたコンサルティング力の強化等に努めてまいります。また、ローンビジネスの拡大・発展を図るべく、顧客ニーズをより深く理解した住宅ローン商品の拡充、無担保カードローン市場における信頼される貸し手としての地位の確立、目的ローン商品の品揃えと残高の拡大、地域金融機関との連携による保証ビジネスの拡大を推進いたします。

さらに海外戦略として、中間層が拡大していくアジア地域での小口資金ニーズに対する無担保ローンや割賦業務の展開、及び国内顧客の海外での資金運用ニーズへの対応についても検討してまいります。

- ・財務目標については、以上のようなビジネス戦略の実践を通じて、収益力の拡大と効率性向上を目指します。また、不良債権の削減を推進し、より強靱な財務体質の構築を図ってまいります。
- 資本政策については、当行は国内基準行ではありますが、国際統一基準も意識した経営を行うこととしており、主に内部留保の積み上げによる自己資本の充実・強化等を推進し、自己資本比率（普通株式等Tier1比率）の一層の改善を図ってまいります。
- ・さらに、当行は、これらの業務遂行のために、リスク管理、システムについて以下の施策を推進してまいります。

リスク管理につきましては、多元化する外部諸規制に適切に対応するとともに、各リスクのフレームワークの高度化による適正なリスクリターン運営の実現、ビジネス展開に即したリスク管理の実践、人材育成・強化を通じた全行的な案件審査力の向上を図り、リスクテイク能力の強化、リスクカルチャーの一層の深化を目指します。

システムにつきましては、まずは重要システムの総点検、新たなバックアップセンターの構築等によって現行システムの稼動安定化に注力し、さらに中長期の経営方針に沿った堅牢で安定的な次期システムの構築に向けた取り組

みを着実に進めてまいります。

- ・ 当行のビジネスモデルは、法人業務において、伝統的な銀行業務と革新的な投資銀行業務を組み合わせ、さらには「事業参画」という当行固有の視点を重視した業務運営を志向しており、また個人業務において、リテールバンキング業務及びコンシューマーファイナンス業務を組み合わせ、かつグループの有機一体的な業務運営を志向しており、日本の金融業界においては新しく特色のあるものとなっております。こうしたビジネスモデルの実践は、長期的には継続的利益を上げるために有効であると考えておりますが、その理解が正しいという保証はありません。また、当行グループの業務拡大のためには顧客に当行グループのビジネスモデルが認知される必要がありますが、当行グループのビジネスモデルが顧客にとって馴染みの薄いものである場合、顧客に認知されにくい可能性があります。さらに、今後、経営環境、顧客ニーズ、当行の財務状況等が当初想定と異なる状況となった場合には、現在の中期経営計画の達成が困難となり、または見直しが必要となる可能性があります。

2. 法人向け銀行業務の戦略的拡充について

当行は、法人向け銀行業務の拡充のため企業向け貸出及び貸出以外の業務を強化する戦略を掲げております。当行がかかる戦略を実行するに際しては、わが国経済全体の景気動向に加えて、下記のような重要なリスク及び課題に直面しております。

- ・ 法人顧客ベースの規模が、国内大手銀行グループより小さいため、既存の顧客に対する貸出増強には限界がある可能性があります。
- ・ わが国の銀行業界における過当競争により、他行の貸出利率が当行が考えるリスク見合いより低い水準となった場合、新規融資獲得における競争力に欠けることがあります。
- ・ 当行が経営資源を投入しているノンリコースローンやレバレッジドファイナンス等の新しい貸出形態は、更なる成長やその収益性の維持・拡大が保証されているわけではありません。
- ・ 政府並びに政府系金融機関が企業再生を主導・関与することにより、企業再生に対する融資及びアドバイザー業務の機会が縮小したり、収益性が低下する可能性があります。
- ・ わが国の銀行業界における競争が厳しいことから、貸出利率における利幅の増加や債務者のリスクに応じた適切な貸出金利設定が困難となる場合があり、全体としての取引関係の維持及び関連業務の獲得のため、当該顧客の信用格付に鑑みて適切と判断される利率より低い貸出利率で貸付を実行しなければならないことがあります。
- ・ 貸出以外の業務の一部で、国内大手銀行グループや証券会社、外資系金融機関との競争激化により、想定した収益の獲得が困難となる場合があります。
- ・ 当行が重点的に取り組もうとしている特定の業種・分野について、今後の社会環境の変化や経済動向等に伴って当初想定していた成長が見込めなくなる等といった事態が発生することにより、業務戦略の一部見直しが必要となる可能性があります。

3. リテールバンキング業務の戦略的拡充について

当行は、リテールバンキング業務において、継続的に必要な人員及び情報システムに多大な経営資源を投入してきております。当行のリテールバンキング業務を将来に亘って拡大していくに当たって直面している課題には、以下のようなものがあります。

- ・ 当行は、順調に顧客基盤を拡大してきましたが、メガバンクと呼ばれる他の大手銀行と比較した場合には、相対的にリテール顧客基盤の規模がまだ小さいため、当行が企図する収益性を実現できない可能性があります。
- ・ ATMやテレフォンバンキング、インターネットバンキングで24時間365日いつでもお取引頂けるといった当行が提供するサービスに匹敵するサービスを、競合他社も提供し、或いは提供しようとしており、これにより、他社との差別化が困難となる可能性があります。
- ・ 当行が提供する資産運用商品や、住宅ローン等のローン商品が、お客さまの嗜好の変化等によって受け入れられない可能性があり、当行はこうした局面に適切に対応していく必要があります。
- ・ 将来の規制や行政処分が当行のリテールバンキング業務の成長を阻害する可能性があります。

4. コンシューマーファイナンス業務の経営環境について

当行は、平成16年9月にアプラス（大阪証券取引所市場第一部上場）を、平成19年12月にシンキを子会社化したことにより、当行のコンシューマーファイナンス業務を大きく拡大しました。

さらに、平成20年9月22日に新生フィナンシャル及びその子会社を買収し、当行グループの完全子会社化しております（詳細は下記5.をご参照ください。）。

また、上記のほか、例えば、新生プロバティファイナンス株式会社（旧商号：株式会社エクイオン）及びアポロファイナンス株式会社の買収、帝人ファイナンス株式会社からの個品割賦事業の譲受並びに株式会社ユニコ・コーポレーションからの事業譲受を通じて、中小企業向け融資、消費者金融（コンシューマーファイナンス）及び個品割賦市場等に参入してきました。

これらの買収が成功するかどうかは、1つには、これらの企業の効率性や収益性を強化するために業務運営及び提供する商品を改善することができるかどうかにかかっています。我々の直面している課題には、取引先との緊密な関係を維持する必要があること、いくつかの商品は市場規模が縮小していること、及びアプラスやその他の子会社の業務の効率性を向上させるために当行のIT技術を用いることが困難な可能性があること等が含まれます。これらの目標を達成できない場合、当行の収益が減少し、収益の多様化を目標とする当行の取組みが阻害される可能性があります。

当行子会社によるコンシューマーファイナンス業務については、上限金利及びいわゆる「グレーゾーン金利」の取扱に関する法令及び規制の変更により影響を受け、当行は平成19年3月期以降、必要に応じてアプラス及びシンキについてのれん及び無形資産の減損並びに投資損失の計上を実施いたしました。アプラスはこれまで一連の経営変革を行ってまいりましたが、それがアプラスの収益性を回復するのに十分でない場合、または、下記6.において述べる、シンキがコンシューマーファイナンス業界の経営環境の変化に対応するために採る方策が十分でない場合、コンシューマーファイナンス業務が当行グループの経営成績に将来に亘って悪影響を与え続ける可能性があります。（法令及び規制の変更については下記26.をご参照ください。）

また、債務者一人当たりに対する全貸金業者からの貸付可能総額についての上限を定める総量規制も、貸金業者一般にとって業務上大きな制約となっております。返済期限を迎えたコンシューマーローンの債務者は、借り換えが不可能な場合、かかる返済金の支払ができなくなる可能性があります。こうした債務者は複数の貸主から借入れを行っておりますが、改正法の成立後、アプラス、シンキ及び新生フィナンシャルを含む多くの貸金業者は、厳格化された信用査定基準に従って、これらの債務者に対する追加貸付を制限しております。こうした債務者が貸金業者から借入れを続けることができなくなると、アプラス、シンキ及び新生フィナンシャルからのローンも含め、既存のローンについて債務不履行となる可能性があります。下記7.において述べるようにアプラス、シンキ及び新生フィナンシャルは必要に応じて過払金返還及び貸倒損失に関する追加の引当てを実施しており、また、現時点ではこうした顕著な現象は生じていないと認識しておりますが、消費者金融業界をとりまく昨今の急速な状況変化に鑑みれば、状況変化による影響が予想を上回る可能性があります。

なお、当行は、平成23年10月1日より、新生フィナンシャルが「レイク」ブランドで行っている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、銀行本体による個人向け無担保ローン業務を開始いたしました（詳細は下記8.をご参照ください。）。

5. 新生フィナンシャル株式会社の買収について

当行は、平成20年9月22日に、ゼネラル・エレクトリック（以下「GE」という。）グループにおける消費者金融業務を行うGEジャパン・ホールディングス株式会社より、同年7月11日における同社との合意に基づき、新生フィナンシャル（旧商号：GEコンシューマー・ファイナンス株式会社）とその子会社を取得いたしました。

本件買収時点において、新生フィナンシャル及びその子会社においては、「レイク」ブランドの個人ローン、住宅ローン、クレジットカード及び割賦販売業務を行っており、それらの資産8,790億円（個人ローン6,470億円、住宅ローン1,050億円、クレジットカード・割賦債権810億円など）を総額5,800億円で取得しております。

本件買取に際して、将来のグレーゾーン金利関連費用発生に備えた利息返還損失引当金2,210億円がクロージングの段階で計上されております。また、契約上、取得したグレーゾーン損失を受ける可能性のある資産の相当の部分について、買取時の消費者ローン及びクレジットキャッシング顧客からの将来の過払利息請求については、当行の負担は合計で最大2,039億円であり、それを超えるグレーゾーン金利関連費用につき、GEグループが負担することとなっているため、過去のグレーゾーン金利に関する当行のリスクはきわめて限定的であります。なお、平成22年6月以降、グレーゾーン金利関連費用の累積額が上記の当行最大負担額を超えたため、同契約に従って、新生フィナンシャルはGEに対して定期的にかかる費用の支払を請求しており、かかる請求に応じて、これまでGEからすべて適時に支払いを受けております。しかしながら、新生フィナンシャルのグレーゾーン金利関連費用の引当金は、買取時の契約に従って同社がGEから継続してグレーゾーン金利関連費用の支払いを受けることができることを前提にしているため、仮に、GEから将来同費用の支払いを受けられなくなった場合には、当行グループに多額の損失が生じ、当行グループの財務状況に重大な悪影響が生じる可能性があります。

6. シンキ及び新生フィナンシャルの業務統合・再編成等について

平成21年2月3日、当行は、消費者金融業界の経営環境が厳しくなる中、新生フィナンシャルとシンキの経営効率の最大化を図るため、新生フィナンシャルとシンキの大幅な業務の統合、再編成を推進すべく両社と基本合意を締結しました。さらに、当行と新生フィナンシャルは共同で平成21年2月4日から同年3月18日までの間、シンキ株式の公開買付けを実施した後、シンキの完全支配化手続きを完了し、平成22年3月にはシンキを新生フィナンシャルの子会社として、より一体的な業務運営を行う態勢を整えました。こうした施策に基づき、新生フィナンシャルとシンキとの間で各種経営資源（対顧客営業及びリスク管理のための各種インフラ等を含む。）の共有及び相互に重複する業務等を始めたシンキの業務の大幅な統合・再編成を進めてきておりますが、今後の当行グループを巡る経営環境の変化や、その他予期せぬ事態等が発生した場合、かかる業務の統合・再編成を当行が最終的に期待する内容・規模・時期に実施できる保証はありません。

7. コンシューマーファイナンス子会社における引当金について

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下、「出資法」という。）の改正以前から、「利息制限法」は貸付金額に応じて年15%から年20%を、貸付債権に適用できる上限金利として定めていました。そして、「出資法」の上限金利と「利息制限法」の上限金利との差額は一般に「グレーゾーン」金利、超過利息あるいは過払金と呼ばれていました。「利息制限法」の下では、超過利息の支払を定める契約は、かかる超過部分に関して無効であるとされます。しかし、かかる利息制限にかかわらず、「貸金業の規制等に関する法律」（平成19年12月に施行された法改正により、同法の題名は「貸金業法」に改められた。以下、「貸金業法」という。）では、超過利息の支払が任意になされ、かつ貸金業者が貸付実行及び返済に関する各種書面交付義務を遵守している限りは、「出資法」の上限金利以下であれば、超過利息の支払は有効であるとされておりました。

しかし、平成18年1月の最高裁判所の判決では、超過利息の支払は原則として任意になされたものとはみなされないものとされました（詳細は下記26.をご参照ください）。

アプラス及びシンキは過払金返還及びそれに関連する貸倒損失について引当金を計上しておりますが、過払金返還のための引当てに関する平成18年10月日本公認会計士協会公表の監査委員会報告を適用した影響もあり、平成18年9月中旬期に、両社は引当金を増額しました。さらに、上限金利を引き下げる改正法が平成18年12月20日に最終的に成立したことを受けて、アプラスは、大手貸金業者が高リスク債務者への貸付を制限することやそれによって生じる債務不履行の増加及び過払金返還請求の最新の動向を含む、マーケットの変化を考慮して、改めて引当金計上の前提を検討し、現在に至るまで、必要に応じて相当額の追加引当を行ってきております。また、シンキも同様に適宜引当金の積み増しを行ってきております。なお、新生フィナンシャルについては、必要に応じて、貸倒引当金とともに、買取契約に定められたGEによる損失補償の対象外の貸出資産について利息返還損失引当金を追加計上しております。

近時では「グレーゾーン」金利に関する取引履歴開示請求の件数や過払金返還額は概ね減少傾向にあり、過去のピークを大きく下回っております。このような状況に鑑み、平成23年度中に業績のダウンサイドリスクを払拭する措置を講じることとし、同年度第3四半期末において利息返還損失引当金の追加繰入を実施したのに加え、同連結会計年度末には、将来に亘る過払金リスクから決別するため、改正貸金業法完全施行による総量規制の導入や平成22年9月の大手貸金業者の会社更生法適用申請による影響等も勘案してライフタイムの引当水準とするため、利息返還損失引当金の追加繰入を実施いたしました。

当行といたしましては、上記の措置を講じたことにより、過払金返還に係る追加的な損失の発生は非常に限定的なものになると認識しておりますが、引当金額は過去の経験に基づく要素をもとに計算されており、これは将来的に発生する過払金返還請求を考慮するために適切ではない可能性があるため、現在の引当金額が過払金返還請求によって生じる損失に対処するために十分であるという保証はありません。現在の引当金額が将来の過払金返還請求及び関連する貸倒損失への対応として不十分である場合、将来追加の費用が生じる可能性があり、当行グループの財務成績に相当な影響が及ぶ可能性も皆無とはいえません。

8. 銀行本体による新たな消費者金融ファイナンス業務の展開

当行は、当局からの必要な認可の取得等を経て、平成23年10月1日より、新生フィナンシャルが「レイク」ブランドで行っている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、銀行本体での本格的な無担保カードローンサービス「新生銀行カードローン レイク」を開始し、現時点に至るまで順調な立ち上がりを見せております。

国内の個人向け無担保ローン市場は、平成22年6月に改正貸金業法が完全施行され、さらに貸し手の市場からの撤退も加速する中であって、大きく縮小しており、未曾有の転換点にあります。一方で、健全な借り手としての個人の小口金融に対するニーズは引き続き存在し、貸し手としては円滑かつ合理的にサービスを提供していくことが求められております。

こうした環境認識の下、当行は、既に一定の顧客認知度を有する「レイク」ブランドを活用して銀行本体で個人向け無担保ローンサービスを提供することにより、お客さまに対する訴求力を一層強めつつ、グループ会社と当行が蓄積してきた審査能力、マーケティングノウハウを融合してお客さまのニーズに円滑・迅速に対応することで、収益力の向上に繋げるとともに、中長期的な視点に立って、この分野におけるリーディングカンパニーとして健全な個人向け無担保ローン市場の形成に貢献してまいります。

当行が本体で上記サービスを開始するにあたって、当行は新生フィナンシャルから、「レイク」ブランドおよび無人店舗、ATM、ACM（自動契約機）、ウェブサイトやカスタマーサービスセンター等、事業展開に必要な資産を譲り受けました。また、マーケティング、契約の受付、顧客サービス、与信管理、債権管理等の業務は当行本体で行っており、これらの業務の体制構築のために、専門部署として当行個人部門消費者金融本部の中に「レイク事業部」を平成23年10月1日付けで新設いたしました。

さらに、新生フィナンシャルは、当行本体による個人向け無担保ローンについて保証サービスを提供いたします。なお、新生フィナンシャルの既存貸付債権の当行への譲渡は行わず、引き続き同社で管理いたします。本件事業譲渡後、同社は「レイク」ブランドは使用せず、「新生フィナンシャル」として既存のお客さまにサービスを提供いたします。同社については、これらの業務に加えて、他の金融機関向けの信用保証業務の拡大にも注力し、今後とも安定的な収益を上げ、さらなる成長を図ってまいります。

当行は、上記事業を展開することにより、収益力の向上と消費者金融業界での確固たる地位の構築を目指してまいります。個人のお客さまのニーズの変化、法令等の規制動向、同業他社との競合状況等により、当初目標を達成することが困難となり、または事業展開の再検討が必要となる可能性があります。

9. 金融商品及びサービスの範囲の拡大について

当行の主要な事業戦略は、金融商品、サービス及び投資活動の範囲を拡大することであり、今後もそのような事業戦略を実施してまいります。アプラス、昭和リース、新生フィナンシャル等の買収もまた事業多様化の一環です。また、法人業務においては、引き続き適正なリスク管理の下、様々な資産への投資を検討するとともに、リテールバンキング業務においては、必要に応じて外部金融機関等とも連携しながら、商品・サービスを提供してまいります。当行は、その事業活動を拡充するにあたり、以下を含むリスク及び課題に直面いたします。

- ・新規の業務活動は、見込みどおりとは限らず、また、収益を生むものとなる保証もありません。
- ・当行は、新規事業活動を監督し、指導することのできる人材を獲得し、継続的に雇用することが必要となります。
- ・情報システム、特に顧客が直接にアクセスできるサービスをさらに拡充する必要があります。

10. マーケットの変動及び不安定要因による影響について

当行は、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品に対し、日本の国内外において、広く取引・投資活動を行っております。これらの活動による業績は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等により変動します。例えば、金利の上昇は、一般的に、債券ポートフォリオに悪影響を与えます。さらに、当行のポートフォリオ中の債券に対する信用格付けの格下げまたはデフォルトは、当行業績に悪影響を与える可能性があります。当行が当行の取引・投資に関連して、将来において投資による損失を計上しない保証はありません。

また、近時では、サブプライム・ローン問題に端を発する世界的な金融・資本市場の混乱、平成23年3月に発生した東日本大震災による日本経済の一時的な落ち込み、さらには欧州債務危機をはじめとした、いわゆるソブリンリスクの高まり等、実体経済や金融市場の動揺を引き起こす事態が連続して発生しております。このような事態が発生した場合、貸出先顧客の破綻による貸倒等の損失の発生、貸出先顧客の信用力低下によるリスクアセットの増加、株式を含む有価証券等の価格の下落に伴う資産の目減り、優良な貸出先顧客の減少等に伴う貸出業務や投資銀行業務等における収益の減少、円高の進行に伴う外国資産の時価の下落等が予想され、これらが当行グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

11. ローン及びその他の資産への投資に関するリスクについて

当行は、クレジットトレーディングや証券化業務において、住宅ローン、不良債権、売掛債権、リース資産等の多様な資産に対する投資を行っており、最終的には、これを回収、売却または証券化することを目的としております。また、特定の資産または特定の格付けもしくは種類の有価証券を集中的に保有する場合があります。かかる営業資産から得られる当行収益が予想より少ない場合（当行により証券化された資産のプールにおいて、当行グループ自身がその残余持分を保有している場合におけるその残余持分の価値の下落を含む）には、当行及び当行グループの損益及び財政面が悪影響を受ける可能性があります。こうした当行が取得できる資産の市場規模及びその価格は常に変動していることから、当行が魅力的な投資機会を常に得られるとは限らず、投資活動の結果が大きく変動する場合があります。

12. 海外業務の拡大によるリスクについて

当行の業務の大部分は日本国内におけるものですが、その他の市場における事業・投資の可能性について選別的に検討しております。たとえば、平成17年5月には、当行は新設の在英国子会社であるShinsei International Limitedを通じて、ユーロ債の引受け及び資本市場のアドバイザー業務を開始いたしました。また、平成17年6月には、ドイツにおいて、ドイツの銀行等と共同で不良債権の買取・再編並びに処理を専門に行う合弁会社を設立して不良債権を取得し、また、平成18年7月には、台湾の金融持株会社である日盛金融控股股份有限公司に対し戦略的投資（普通株式及び優先株式の取得）を行いました。さらに、自己勘定によるトレーディング・投資業務を拡大し、米国住宅ローン市場関連、その他の米国・欧州向けを中心としたアセットバック投資等の海外投融資を増加させてまいりました。

しかしながら、サブプライム・ローン問題等による世界的な金融市場の混乱の中、海外投融資に係る損失の計上を余儀なくされたことから、当行としては、海外業務の見直しを含む経営資源の戦略的な再配分を行っており、これらリスクの高い海外投融資の縮小を推進するとともに、リスク管理体制の再構築に取り組んでおります。一方で、近時は、アジア・豪州の優良案件に取り組む等、限定的ながら海外での業務展開を推進しているところであります。

当行が海外において行う業務活動は、下記のような一般的に国際的な業務及び投資に関連するリスク及び課題に直面する可能性があります。

- ・外貨建資産及び負債に関連する金利及び為替リスク
- ・金融サービスの提供及び直接投資に関連する税務及び規制環境の相違
- ・社会的、政治的及び経済的な状況の変化

- ・能力があり、地域市場の知識の豊富な従業員の雇用の必要性

このようなリスクは、当行の投資経験の浅い資産及び地域に投資する場合に高まる可能性があります。

13. リスクマネジメントポリシーの有効性について

当行は、リスクマネジメントポリシー及びそのための手続の確立に向けて注力してきており、今後もその予定であります。しかしながら、当行は急速に事業を発展させているため、かかるポリシー及び手続が、リスクの認識及び管理に際して十分に機能しない可能性があります。当行のリスク管理方法には、過去の市場動向の観測を基準にしているものがあるため、将来のリスク・エクスポージャーを必ずしも正確に予測できない可能性があります。業務上の諸リスク及び法規制に対応するためには、多くの取引及び事象の検証に基づいて、ポリシー及び手続を適切に制定、改廃する必要があります。また、当行が買収する可能性のある事業については、より広範な統合手続の中の一環として行わなければならないため、リスクマネジメントポリシーの実施及び管理が特に困難なものとなる可能性があります。

14. 訴訟及び預金保険機構によるこれに関する補償について

預金保険機構、ニュー・エルティシービー・パートナーズ・シー・ヴィ及び当行の間の平成12年2月9日付株式売買契約書（以下「株式売買契約書」という。）のもとで、当行は、平成12年3月1日以前の事実に関する訴訟により負担した費用に対する補償を含め、預金保険機構より訴訟等に関連して一定の補償を受けることが可能となっております。

かかる株式売買契約書記載の株式売買契約に基づいて、当行は、預金保険機構に対し計3件の補償請求訴訟を提起していましたが、これら3件の訴訟については平成21年3月10日に訴訟上の和解が成立し、かかる和解により当行と預金保険機構との間で係属中の訴訟はすべて終結しております。

今後も、当行は、株式売買契約に基づいて、預金保険機構に対して補償金の支払いを求める可能性があります。かかる請求についてその全額の補償が得られない可能性があります。また、当行は潜在的な請求権の範囲を評価し適正な引当金を積んでおりますが、かかる引当金が当行の被る損失をカバーするのに十分でない可能性があります。

15. 貸倒引当金の十分性について

当行は、顧客の状況、当行が保有する担保の価値及び経済全体の見通しに基づいて、貸倒引当金の額を決定しています。当行の実際の貸倒損失は、予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回る可能性があります。そのような場合には、当行の貸倒引当金が不十分となる可能性があります。経済状況の悪化により当行が前提及び見通しを変更したり、担保価値が下落したり、またはその他の要因により当行の予測を上回る悪影響が生じた場合には、当行は、貸倒損失に備えて引当金を増やす必要があります。

当行は、現状の貸倒引当金計上額で、当行が認識する信用リスクからの損失を十分にカバーしていると考えておりますが、今後、これら以外に信用リスクからの損失が発生しない保証はありません。

16. ローン・ポートフォリオにおける大口貸出先への集中について

平成25年3月末現在、当行の上位10位までの貸出先は、当行の単体ベースの貸出金残高の約17%を占めており、このうち、公的セクター（その大半が高い信用格付けを有する）が約1割となっております。かかる主要な取引先の業績悪化または当行との関係の著しい変化により、当行の業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。また、公的セクターに関しては、これらの民営化またはリストラクチャリングにより信用力が低下したり、貸出需要が減少する可能性があります。

平成25年3月末現在、当行グループの有する貸出金残高のうち、連結ベースで不動産業分野の占める割合は約14%になりますが、その6割弱はノンリコースローンであります。同日現在において最も高い集中度を示しているのが約17%を占めている金融・保険業分野です。当行の貸出先である公的セクターのいくつかは、当行の業種別貸出分類では金融・保険業に含まれております。当行グループの消費者金融会社向けの貸出金は、金融・保険業分野に対する貸出金の約16%、当行グループの有する貸出金の約3%をそれぞれ占めています。

17. 資金調達について

近年、資金調達方法の多様化に努めておりますが、下記のとおり、資金の効率的な調達が困難となるリスクがあります。

- ・今後、リテールバンキング業務及び同業務にかかる預金の営業基盤・顧客基盤の拡大のテンポが伸び悩む可能性があります。
- ・国内の公社債市場の変化や市況動向により、金融債またはその他の債券を発行することに制限が生ずる可能性があります。なお、当行は、平成16年4月に普通銀行への転換を行ったこととの関係で、平成26年4月に金融債を発行できなくなります。
- ・日本銀行による短期金利に係る方針の変更により、金融市場における資金需給が変化した場合、当行の資金調達に何らかの影響を受ける可能性があります。
- ・人々の認識や市場環境の著しい変化により、資金調達のコストが増加し、または十分な流動性を確保することが予期に反して困難となる可能性があります。

18. 信用格付けの影響について

格付機関により信用格付けが下げられると、銀行間市場での短期資金調達あるいは資本調達活動等において相手方との取引を有利な条件で実施できず、または一定の取引を行うことができない可能性があります。そのため、当行の資金調達コスト増加ないし流動性の制約、デリバティブ取引あるいは信託業務上の制約等により当行及び当行グループの損益・財務面が悪影響を受ける可能性があります。

19. 有能な従業員の雇用について

既存の市場における当行の地位及び顧客基盤を最大限活かすために、卓越した商品知識・技術及び専門的で豊富な経験や実績を有した従業員を採用し、活用することが事業戦略上重要であります。当行は、投資銀行業務、リテールバンキング業務や財務会計などのさまざまな分野において、豊富な実績と経験を有する従業員を必要としております。さらに、情報システムにおけるインフラを維持し、向上させるためには、熟練した技術者を雇用し、訓練し、かつ定着させる必要があります。当行は、他の銀行のみならず、証券会社及びその他の金融機関との間で、このような従業員の採用において競合関係にありますので、当行が有能な人材を採用し、定着させられる保証はありません。

20. 重要な経営陣の退社による事業への影響について

事業を引き続き成功させることは、当行の代表取締役社長である当麻茂樹を含む取締役や執行役員等、上級経営陣の業務能力にかかっています。上級経営陣の誰かの将来における退社が、当行の業務遂行に悪影響を与える可能性があります。

21. 情報システムへの依存について

当行の業務の中でも、とりわけリテールバンキング業務においては、その業務戦略の一つとして、当行の情報システム及びインターネットにより顧客にサービスを提供しております。この方法は費用効率がよいものではありませんが、当行の業務はシステムの容量及び信頼性に大きく依存しております。平成18年4月後半から5月上旬にかけて、ATMやインターネットバンキング・サービスにおける不具合が一部発生しました。顧客数及び取引数の増加またはその他の理由により、今後ともサービスの停止が生じない保証はありません。

平成24年1月10日には他行宛送金取引の一部が未完了となり、未完了取引分の送金完了が翌11日までかかるという事態が発生いたしました。本件遅延の原因は、当行が同年1月8日から9日にかけて全銀為替取引システムを東京のセンターから大阪のセンターに移設した際にネットワーク構成に不備が生じたことにあります。当行といたしましては、原因となったネットワーク構成を見直し、十分な処理速度を確保できること等を含むテストを実施するとともに、システム面での内部管理態勢の強化・改善を図る等、再発防止に向けた対策を講じているところであり、今後同様の障害を繰り返すことのないよう、万全を期してまいります。

当行のハードウェア及びソフトウェアは、人為的なミス、地震等の自然災害、停電、妨害・不正行為、コンピュータウイルス等の事故またはインターネットプロバイダー等の第三者からのサポートサービスの中断等により、損害を受け、または機能しなくなる可能性があります。

当行の情報システムは、緊急性・重要性の高い業務についてのバックアップ機能を備えておりますが、これらの機能が十分である保証はありません。さらに、当行のバックアップ・プランは、サービスの大規模な中断時に生じるおそれのあるあらゆる偶発事象に対処できない可能性があります。

当行の情報システムやノウハウについては、楽天証券株式会社との合併事業による個人顧客向け証券仲介業務の提供等の新規サービスやアプラスなどのコンシューマーファイナンス業務にも適用するなど、それらの活用に努めてまいります。こうした新規のサービスや事業の当行の情報システムへの統合にあたっては、その時期が遅れることや別の問題に直面する可能性があり、当行がこうした情報システム統合から期待するような業務効率の向上やその他の恩恵を実現できる保証はありません。

22. 年金制度及び年金資産に関するリスクについて

当行の年金資産の時価が下落した場合や、将来の退職給付債務の予測計算の基礎に関する事項が変動した場合（年金資産の期待運用収益率が低下するなど）には、年金費用計上額が増加する可能性があります。さらに、退職給付制度が変更された場合、当行は未認識の過去勤務債務に関する費用を認識しなければならない可能性があります。また、利子率を巡る環境の変化や他の要因が未積立退職給付債務額や毎年の費用処理額に悪影響を及ぼす可能性があります。

23. 金融サービス市場における競争について

規制緩和、当行を含む国内銀行による収益源の多様化に対する取組み並びに外国企業及び外国人投資家の台頭により、わが国の金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっております。当行は、数多くの金融サービス企業と競争関係にあり、当行より優位に立つ企業もあります。当行の主要な競争相手は以下のとおりです。

- ・大手銀行：わが国における大手銀行グループは、資産、顧客ベース、支店数、及び従業員数の観点から見ても、当行より規模が大きく、また、これらの銀行グループは、様々な投資銀行業務を行っており、かつ、子会社または関係会社として証券会社を有しているうえ、当行同様その収益源を多様化する戦略を採っています。さらに、大手銀行グループ同士の経営統合が成功した場合には、日本の金融市場における競争がより激しくなる可能性があります。また、上記の大手銀行グループのほとんどは、政府が保有していた株式を消却するとともに金融庁への健全化計画の提出義務から解放され、より柔軟な経営が可能となる可能性があります。
- ・証券会社/投資銀行：国内の証券会社及び主要な外国投資銀行の日本における関係会社を含み、当行は、コーポレート・アドバイザー及び投資活動を含む様々な事業領域において、このような企業との競争関係にあります。
- ・その他の銀行：信託銀行、地方銀行、一部の海外商業銀行の日本支店及びリテール専門のオンライン・バンク等とは、これらのその他の銀行が営むそれぞれの分野において競争関係にあります。

- ・政府系金融機関：日本のリテールバンキング部門においては、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）が依然として最大の預貯金総額を有しております。平成24年3月30日に、従前国会で審議されていた郵政改革法案が撤回され、新たに「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」が国会に提出された後、同年4月27日に成立するに至りました。この法律では、日本郵政株式会社によるゆうちょ銀行等の株式処分が期限のない努力義務とされた一方、新規業務規制については政府がゆうちょ銀行等の株式の二分の一以上を処分した後は認可制から届出制に移行するとされております。このように政府関与が残されたまま届出制に移行する場合には、ゆうちょ銀行等の業務範囲拡大による民業圧迫の懸念がある上、当行を含む民間との適正な競争が担保されないことが懸念されます。また、政府系金融機関については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が平成18年5月26日に成立し、平成20年10月に、国民生活金融公庫等の4つの機関を1つに統合した株式会社日本政策金融公庫が発足するとともに、日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫も民営化（政府全額出資の株式会社に転換）されました。日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫については、完全民営化への動きが進捗した時期もありましたが、その後、平成23年5月2日に成立した「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、完全民営化の時期が平成27年4月1日から起算して概ね5年から7年を目途とする旨延長されました。また、平成26年度末を目途として政府による株式の保有を含めた組織の在り方等を見直し、必要な措置を講ずること、それまでは政府は株式の処分を行わないこと等が定められました。今後、完全民営化等が実現されなかった場合や、新たな形で政府の金融市場への参画が行われた場合、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があります。
- ・消費者金融会社及びノンバンク：当行が自ら及び子会社を通じて行っている業務において競争関係にあります。
- ・その他の金融サービス提供者：当行または当行の子会社、関連会社は、債権回収会社及びプライベート・エクイティ・ファンド並びに他の投資家と競争関係にあります。

当行の業務にかかる競争は今後も激化を続けることが見込まれ、当行が現在及び将来の競争相手と効果的に競争できない可能性があります。

24. 金融機関に対する監督官庁による広範な規制について

近年、わが国の金融サービス市場においては大幅な規制緩和が実施されていますが、当行は依然として、金融機関としての広範な法令上の制限及び監督官庁による監視を受けます。さらに、当行及び当行の関係会社は、金融当局による自己資本規制その他の銀行業務規制に加えて、業務範囲についての制限を受けており、これによって、ビジネスチャンスを追求できないことがあります。当行及び当行のいくつかの関係会社は、業務全般及び貸出資産分類に関して、金融庁またはその他の政府機関により検査を受けております。関連法規及び規制の遵守を怠った場合には、当行または当行のそれらの関係会社が銀行法第26条その他の法令の規定に基づく「業務改善命令」や「業務停止命令」といった行政処分を受けること等により、当行または当行のそれらの関係会社の業務に制限を受けたり、評価が悪化することがあります。

なお、当行または当行のそれらの関係会社は、これらの命令が発せられた際には、これを厳粛に受け止め、再発防止に向けた抜本的な措置を講じるとともに、全行・全社が一丸となってその履行に努めております。平成24年12月14日に、金融庁は、当行子会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社に対して、証券取引等監視委員会の勧告に基づき、投資一任業務における投資対象資産の買付価格に関するデューデリジェンス態勢が不十分であり、善管注意義務違反の事実が認められたとして、業務改善命令を発しました。当行は、今回の同社に関する業務改善命令を厳粛に受け止め、当行グループにおける法令遵守の一層の徹底と内部管理体制の更なる強化に取り組み、再発防止に努めてまいります。

当行並びにその子会社及び関連会社は、コンシューマーファイナンス業務に関する規制、とりわけ貸金業法（並びに出資法及び利息制限法）の規制に服しています。これらの法令に係る最近の裁判所や金融庁による解釈及び平成18年12月20日に成立した改正法により、アプラスやシンキのコンシューマーファイナンス業務は影響を受けてきました。金融庁や他の政府機関によるコンシューマーファイナンス業務に対する規制上の監視強化によって、かかる業務に従事する当行の子会社や関連会社が適用法令の遵守を怠ったことが判明した場合、これらに対する行政措置がとられる可能性があります。

金融庁及びその他の規制機関は、最近、当行を含む銀行のお客さまに対する仕組預金商品の販売に関する監視及び検査を強化しています。仕組預金は通常の預金と異なる投資リスクを内包しているため、銀行は各顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に応じて仕組預金の性質や詳細について適切な説明をすることを求められます。金融商品取引法には、仕組預金やその他の投資商品についての説明義務を強化する規定が盛り込まれており、これに伴って、銀行法上も、デリバティブ預金、外貨預金及び通貨オプション組入型預金等の投資性の強い預金について、広告等に関する規制や契約締結前の書面交付義務、適合性原則等、金融商品取引法上の行為規制が準用されることになっております。また、平成24年9月6日より一時的に募集・販売を停止しておりました円建て仕組預金については、平成24年12月17日より募集・販売を再開しておりますが、同日以降にお預け入れいただく際には、従来、預金保険の保護の範囲となっていた利息等の一部が預金保険の対象外となっており、お客さまに対して、その旨周知徹底を図っております。これらの新たな規制の導入に伴い、当行は、内部コンプライアンス体制のより一層の強化を図っておりますが、これらの遵守を怠った場合は、民事責任を負いまたは行政上の措置を受ける可能性があります。

25. 自己資本比率規制について

当行は、銀行法及び金融庁長官の告示に基づく自己資本比率規制に服しています。当行は、海外に支店等の営業拠点を有しない銀行として、自己資本比率を4.0%以上に保つことが義務付けられておりますが、最近の各事業年度においては、海外に支店等の営業拠点を有する銀行の基準である8.0%（「バーゼルⅡ」ベース。詳細は後述）を上回る自己資本比率を維持しています。最低比率を維持できない場合には、当行は行政処分を受ける可能性があり、間接的に当行の業務遂行能力に影響を受ける可能性があります。当行が将来追加的な資本を必要となる要因としては、以下のようなものがあります。

- ・将来における重要な事業または資産の取得：当行は、コンシューマーファイナンス業務等を買取によって拡大してきました。また、不良債権やその他の金融資産の市場にも積極的に参加してきました。当行が将来、魅力的な機会を見出した場合、当行はこれらの機会を追求するために必要な追加的な資本を必要とする可能性があります。
- ・政府の保有する当行株式の取得：政府は、現在、当行の普通株式469,128,888株を保有しております。当行は、政府が保有する株式を買い取る義務を負っていませんが、かかる買取り（自己株式の取得）を行えば、当行が現在負っている金融庁への健全化計画の提出及び履行状況の報告の義務がなくなります。かかる買取りを行おうとする場合、当行は追加的な資本を必要とする可能性があります。
- ・バーゼル銀行監督委員会による自己資本に関する新バーゼル合意（「バーゼルⅡ」）に沿った自己資本比率規制が平成19年3月末から金融庁により導入されました。この自己資本比率規制における主な変更点には、各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクを反映する内部格付手法の（金融庁の承認を得ての）採用、オペレーショナルリスクに関するリスク資産の割当て、並びにリスク評価方法及び自己資本比率についての当局による検証等があります。当行は基礎的內部格付手法を採用しておりますが、内部格付手法においては債務者の信用状況の悪化等により所要規制資本が増大する可能性があります。なお、平成25年3月末における当行の連結自己資本比率は12.24%、Tier1比率は10.41%となっております。
- ・サブプライム・ローン問題が表面化した後、世界的な金融市場の混乱を招いた反省に基づき、資本の量・質の強化等規制資本の枠組の見直しについてバーゼル委員会あるいは各国金融当局等で検討が進められ、平成22年11月のソウル・サミットにおいて、G20首脳によってバーゼルⅢの規制枠組みが承認され、翌12月にバーゼル委員会によってバーゼルⅢテキストが公表されました。バーゼルⅢは平成25年1月1日より段階的に実施されており、それに対応すべく、平成24年3月には上記バーゼルⅢテキストを踏まえて自己資本規制に関する金融庁告示が一部改正される（国際統一基準行について平成25年3月31日適用開始）等、国内における体制整備も着々と進んでおります。さらに、平成25年3月には国内基準の自己資本規制に係る同告示が一部改正されました。そこでは、かかる新国内基準は平成26年3月末適用開始とされており、経過措置を導入して十分な移行期間を確保しながら段階的に実施されるものとされております。当行は、継続的にビジネスを安定的かつ円滑に展開していくため、バーゼルⅢの規制枠組みの達成を念頭に置いた自己資本の量・質の向上を図っていく所存であります。

しかしながら、当行が、かかる状況に対処するため、またはその他の理由によりさらなる追加的な資本増強を必要とした場合に、適切な時期にそれを行わず、または資本増強が困難な状況に直面した場合、当行によるビジネスチャンスの追及や事業戦略の遂行は制約される可能性があります。

26. コンシューマーファイナンス業務にかかる法的規制等について

当行のコンシューマーファイナンス業務を行う子会社におけるカード・ローン等の融資業務事業（以下「貸金業事業」という。）は、「貸金業法」、「利息制限法」及び「出資法」の適用を受けております。また、平成23年10月1日より事業を開始した当行本体における個人向け無担保ローン事業については、「出資法」、「利息制限法」の適用を受けており、さらに貸金業者の適正な運営確保と借手手の利益保護という「貸金業法」の趣旨を踏まえつつ、銀行法の下において適切に運営していくことが求められているものと認識しております。

平成22年6月18日に施行された改正「出資法」の貸付上限金利は年20%であり、これを超える金利で貸付を行うことはできません。

また、「利息制限法」第1条第1項で、金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、利息の最高限度（元本金額により年利15%乃至20%）の超過部分について無効とするとしてされております。

平成22年6月18日施行にかかる改正前の「貸金業法」第43条では、同法所定の書面が金銭貸付時及び弁済時に債務者等に交付され、かつ、当該超過部分について債務者が利息として任意に支払った場合において、その支払が同法に規定する書面が交付された契約に基づく支払に該当するときは、「利息制限法」第1条第1項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなすとされておりました。

しかし、貸金業業界において、「貸金業法」に定める契約書記載事項等の不備を理由に、「利息制限法」に定められた利息の最高限度額の超過部分（超過利息）について返還を求める訴訟が多数提起され、これを認める判決も多数下されております。最高裁判所は、平成18年1月、貸付けに関する契約書に、債務者が超過利息を含む約定利息の支払を遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする判断を下しました。金融庁も、かかる最高裁判所の判断に従った貸金業法の施行規則の改正を行いました。当行の貸金業事業も含め、多くの貸金業者が用いる貸付けに関する契約書には、このような期限の利益喪失特約条項が設けられていたことから、最高裁判所の判断及び金融庁による貸金業法の施行規則改正は、超過利息について支払いを拒む債務者や、既に支払った超過利息の返還を求める債務者の増加等により、当行の貸金業事業を含む貸金業一般に対して重大な悪影響を与えております。さらに、平成22年6月18日に施行された改正貸金業法では、一人の顧客が貸金業者から借り入れることのできる総額についても、原則として年収の3分の1を上限とする新たな規制（総量規制）を課しており、このことも貸金業者にとって業務上大きな制約となっております。

アプラスの消費者金融、シンキ及び新生フィナンシャルについては、平成19年度より新規顧客及び既存顧客の一部については既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行ってきましたが、平成22年6月の最終施行により、新規貸付は全て利息制限法の範囲内で実施しております。今後、さらなる業務規制が課せられた場合、当行グループのコンシューマーファイナンス業務が影響を受ける可能性があります。

当行のコンシューマーファイナンス業務における包括信用購入あっせん事業及び個別信用購入あっせん事業は「割賦販売法」の適用を受けており、これにより各種の事業規制（取引条件の表示、書面の交付、契約解除等に伴う損害賠償等の額の制限、信用購入あっせん業者に対する抗弁、支払能力を超える購入の防止、継続的役務に関する消費者トラブルの防止等）を受けております。特に信用購入あっせん業者に対する抗弁に関連し、顧客が商品、指定権利または役務につき販売業者に対し抗弁を有する場合、それをもって信用購入あっせん業者への支払を停止または支払を免れることが可能となる場合があります。このような事態が多数生じた場合、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行のコンシューマーファイナンス業務が直接適用を受けるものではありませんが、当行のコンシューマーファイナンス業務の提携先の中に「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」という。）の適用を受ける提携先があります。「特定商取引法」は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引）に関する法令ですが、これまでにクーリングオフの延長、役務取引、電話勧誘販売や訪問購入取引の規制、特定継続的役務における指定役務の追加、訪問販売等における指定商品・指定役務制の廃止等の改正が実施されてまいりました。同法の適用を受ける提携先の動向によっては、包括信用購入あっせん事業及び個別信用購入あっせん事業に影響を及ぼす可能性があります。

27. 個人情報等の保護について

近年、企業や金融機関等が保有する個人に関する情報や記録の漏洩または不正アクセスに関する事件が多発しています。平成17年4月より「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が全面的に施行されたことに伴い、当行としても、個人情報を保有する金融機関として、個人情報保護法に従い個人情報の保護に努めております。しかしながら、万一事故があった場合、それによる損害に対し賠償を行わなければならない事態が発生し、または監督機関の処分を受ける可能性があります。さらに、そうした事故が発生することにより、当行の営業やブランドに対する一般の認識に悪影響が及ぶおそれがあり、その結果として顧客や市場の当行に対する信用が低下する可能性があります。

28. わが国の金融システム全般の不振に伴うリスクについて

わが国の金融システムの健全性に懸念が持たれた場合、当行を含む銀行の業務及び財政状態に、以下のような影響を与える可能性があります。

- ・わが国の金融市場に関する否定的な報道により、預金者からの信頼が損なわれ、当行の企業イメージまたは当行の株価が悪影響を受ける可能性があります。
- ・国際金融市場において、当行を含む国内金融機関がリスク・プレミアムの要求または信用規制を受ける可能性があります、それにより、当行の海外での資金運用・調達に影響を受ける可能性があります。
- ・政府は、社会経済全体の利益を保護する政策を導入する可能性があります、それは個々の銀行の株主の利益とは反する可能性がある可能性があります。
- ・金融庁は、当行を含む銀行に対する定期検査または特別検査の結果、規制、会計等についての政策を変更する可能性があります。

29. 政府による当行の普通株式の売却の可能性について

平成18年7月、預金保険機構は整理回収機構が保有していた第三回乙種優先株式の半数である3億株を普通株式200,033千株に転換（当行が優先株式の取得と引換えに行う普通株式の交付をいいます。以下同様。）し、翌8月に東京証券取引所の立会時間外取引であるToSTNeT-2により売却しました。これを受けて、当行は当該転換にかかる普通株式の87.7%に相当する175,466千株を当該ToSTNeT-2取引により総額1,321億円で買入れました。その余の普通株式は一般投資家によって購入されました。

また、整理回収機構が保有していた第三回乙種優先株式の残り3億株は、平成19年8月1日に普通株式に一斉転換され、整理回収機構は当行の普通株式2億株を保有することとなりました。

さらに預金保険機構は、当行の第二回甲種優先株式全てを保有しておりましたが、平成20年3月31日、預金保険機構の請求により、360円の転換価額で全て当行の普通株式269,128,888株に転換されました。

その結果、預金保険機構及び整理回収機構は、合計で当行の普通株式を469,128,888株（当行の普通株式の17.1%）を保有しています（預金保険機構保有分269,128,888株（当行の普通株式の約9.8%）、整理回収機構保有分200,000,000株（当行の普通株式の約7.3%））。当行は、預金保険機構及び整理回収機構が保有する普通株式を買い取る法的義務を負っておりませんが、かかる普通株式は政府により売却される可能性があり、実際に売却された場合には、当行の普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

30. 当行の経営に対する政府の影響力について

当行の普通株式の保有者である政府（預金保険機構及び整理回収機構）は、当行の経営に影響力を有します。金融庁は、平成17年10月28日に、「公的資金（優先株式等）の処分の考え方について」を公表し、公的資本増強により取得した優先株式等の処分について、「納税者の利益」の立場により重きを置いた財産管理という観点を踏まえ、公的資本増強の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益を確実に回収することを基本とするの方針を確立しました。また、預金保険機構に対し、公的資本増強を巡る局面の変化に応じ、今後とも、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本としつつ、あわせて、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行いうるよう求めました。預金保険機構は、これを踏まえ、同日、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表し、金融機関からの申出があった場合の対応に加え、新たに、申出がなくても処分を検討する場合の考え方・判断基準を示しました。しかし、政府が当行の普通株式をいつまで保有するかは明らかではありません。政府がこれらの株式を保有する限り、当行が政府から公的資金の注入を受けている状態が継続します。

整理回収機構から公的資金を受ける際に、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直しするよう義務づけられております。当行は、経営健全化計画の収益目標と実績値が大幅に乖離した場合には、金融庁より、業務改善命令を受ける可能性があります。さらに、その際には業務改善命令に基づく業務改善計画を提出した後、その内容を反映した経営健全化計画の修正計画を提出いたしますが、同計画が達成されないときはさらなる行政処分を受ける可能性があります。また、同計画については、中小企業に対する貸出に関する計画目標を達成できない場合等には、金融庁から業務改善命令を受け、業務改善計画の提出・履行等を求められる可能性があります。

今後も、政府が当行経営に必要に応じて影響を与える可能性があります。政府は、株主及び監督当局の両方の立場から、当行の経営陣が当行の戦略全般に沿っていないと考える活動を求める可能性があります。

31. 当行による募集株式の発行・自己株式の処分による影響について

当行の取締役会は、通常は株主総会決議を経ずに、発行可能株式総数の範囲内で募集株式を発行することができます。当行は、平成23年3月に、早期に資本基盤を強化することで信用力を高め、更なる顧客基盤の拡充と収益力の安定化や、持続的成長に向けた取り組みを加速させることを目的として、海外募集により普通株式690百万株（当行への払込金総額718億円）を新規発行いたしました。

将来当行が新規に募集株式を発行し、または自己株式を処分した場合、株式が希薄化するおそれがあります。募集株式の発行等及びその可能性があることが、当行の株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

32. 普通株式の配当に関する制約について

当行の普通株式の配当につきましては、経営健全化計画等に基づき、原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。

かかる制約により、当該年度の当行の利益に照らして十分な配当が行われないおそれがあります。

33. 将来における規制変更の影響について

当行は現時点の規制に従って業務を遂行していますが、将来における法律、規則、税制、実務慣行、法解釈、財政及びその他の政策の変更並びにそれらによって発生する事態が、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。しかし、どのような影響が発生しうるのかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当行がコントロールしうるものではありません。

34. 当行の銀行主要株主について

平成19年11月22日、サターンIサブ（ケイマン）エグゼンプト・リミテッド、サターン・ジャパンIIサブ・シーブイ、サターン・ジャパンIIIサブ・シーブイ及びサターンIVサブ・エルピー（以下「サターン4者」といいます。）が、平成20年1月10日までの30営業日を公開買付け期間として当行普通株式に対する公開買付けを開始し、その後、同公開買付け期間は平成20年1月17日まで延長され同日終了しました。その結果、サターン4者は当行普通株式358,456,000株を取得しました。さらに、当行は平成20年2月4日を払込日とする総額500億円の普通株式（117,647,059株）の第三者割当増資をサターン4者宛てに実施いたしました。サターン4者は、大株主として長期に亘り当行を支援し、また金融業界の豊かな知識と経験を持った当行取締役として継続的に助言を行ってきた、J. クリストファー・フラワーズ氏（以下「JCF氏」といいます。）が会長を務めるジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー（J. C. Flowers & Co. LLC、以下「JCF&Co.」）といっています。）の関係者を含む投資家が本件の公開買付けのために組成した投資ビークルです。

さらに、平成23年3月には、海外募集により当行普通株式690百万株を新規発行いたしました。その際、JCF氏から当行の発展に対するコミットメントを従来同様に維持する意向を受けており、当行としても、JCF氏の実績及び意向を勘案すれば、サターン4者及びJCF氏（以下「本指定先」という。）に対する配分の指定は当該増資を円滑に実施するために重要であると判断し、本指定先に対して合計172百万株を割り当てました。

以上の結果、サターン4者及びその他のJCF&Co.の関係者は、既存保有分並びに公開買付け、第三者割当増資及び海外募集による取得分を含め、当行の普通株式を平成25年3月末現在約21%保有しております。

当行は、当行の銀行主要株主等との取引について、通常の手続に加えて第三者的視点から、銀行主要株主等からの独立性確保・事業リスク遮断の状況を確認することを目的とする「銀行主要株主等との取引に係るガイドライン」を定めております。

また、サターン4者及びその他のJCF&Co.の関係者は、当行の株主基盤及びビジネスモデルを強化し、顧客に提供される金融商品及びサービスを拡大することを目的として当行の長期的な事業計画に対する自らのコミットメントを維持したいとの意向を示しておりますが、かかる普通株式はこれらの株主により売却される可能性があり、実際に売却された場合には、当行の普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績の分析

(1) 連結損益の状況

当連結会計年度の経常利益は544億円（前連結会計年度比377億円増加）となりました。

資金運用収益から資金調達費用を控除したネットの資金利益については、前連結会計年度比52億円減少の1,116億円となりました。これはノンコア資産の削減、及びコンシューマーファイナンスにおける改正貸金業法等の影響による貸出残高減少等によるものですが、法人向け貸出や住宅ローンを着実に積み上げたことで、貸出残高合計は増加しており、当連結会計年度に入ってから各四半期の資金利益は安定的に推移しています。

役務取引等収益・特定取引収益・その他業務収益から各費用を控除したネットの非資金利益については、過年度まで大きな影響を及ぼしていたノンコア資産の処分益・劣後債買戻益のような非経常的な要因の影響が限定的になってきたことに加え、顧客基盤拡充の取組みやお客さまのニーズに即した商品の開発・提供の推進等が成果を上げたこともあって、同比39億円増加して806億円となりました。

人件費、物件費といった経費については、顧客基盤の拡充と収益力の安定化に向けて、関連業務分野には経営資源の投入を図る一方で、各経費カテゴリーで厳しい経費管理を行い、業務の合理化・効率化を進めた結果、前連結会計年度に比べて微増となりました。

与信関連費用については、当連結会計年度は、法人向け貸出や住宅ローンの積上げによって貸出金残高合計が増加したものの、これまでの潜在リスク削減に向けたノンコア資産などの圧縮などによって、従来のような大口の貸倒引当金の計上や利息返還損失引当金の追加繰入をしなかったことや償却債権取立益の増加等により、前連結会計年度に比べて大幅な削減となりました。また、前連結会計年度に計上した利息返還損失引当金繰入額については、当連結会計年度において追加の計上はありませんでした。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は538億円（前連結会計年度比385億円増加）となりました。

さらに、法人税、住民税及び事業税が5億円（損失）、法人税等調整額が13億円（利益）、少数株主利益が35億円（損失）となり、この結果、当連結会計年度の当期純利益は510億円（前連結会計年度比446億円増加）となりました。

<連結>

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (億円)	増減 (億円)
経常収益	4,132	3,860	△271
資金運用収益	1,597	1,478	△118
役務取引等収益	469	403	△66
特定取引収益	167	226	59
その他業務収益	1,502	1,412	△89
うちリース収入	914	871	△43
うち割賦収入	276	293	16
その他経常収益	396	339	△56
経常費用	3,964	3,315	△648
資金調達費用	428	361	△66
役務取引等費用	217	211	△5
特定取引費用	30	26	△4
その他業務費用	1,123	998	△125
うちリース原価	783	769	△14
うち割賦原価	39	40	0
営業経費	1,423	1,417	△5
のれん償却額	76	70	△6
無形資産償却額	42	37	△4
その他の営業経費	1,303	1,309	5
その他経常費用	741	299	△441
うち貸倒引当金繰入額	190	137	△52
うち利息返還損失引当金繰入額	328	—	△328
経常利益	167	544	377
特別損益	△14	△6	7
うち固定資産処分損益	△5	1	7
税金等調整前当期純利益	153	538	385
法人税、住民税及び事業税	29	5	△23
法人税等調整額	24	△13	△37
少数株主利益	35	35	△0
当期純利益	64	510	446
当期純利益 (キャッシュベース) (注3)	160	604	443

1株当たり当期純利益金額	2円42銭	19円24銭	16円82銭
同上 (キャッシュベース)	6円05銭	22円77銭	16円72銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(注1)	—	—	—
同上 (キャッシュベース) (注2)	—	—	—
1株当たり純資産	212円67銭	233円65銭	20円97銭
潜在株式調整後1株当たり純資産	212円67銭	233円65銭	20円97銭

- (注) 1. 計算上の当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、19円24銭であります。
2. 計算上の当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（キャッシュベース）は、22円77銭であります。
3. キャッシュベースの当期純利益とは、子会社買収に伴うのれんに係る償却・減損額（追加償却を含む）及び無形資産償却・減損額とそれに伴う繰延税金負債取崩を除いたベースであり、以下のとおりであります。

（単位：億円）

当期純利益（△は純損失）	+510
無形資産償却（+）	+37
無形資産償却に伴う繰延税金負債取崩（△）	△14
のれん償却（+）	+70
当期純利益（キャッシュベース）	+604

なお、無形資産償却に伴う繰延税金負債取崩とは、無形資産の会計上の認識時に対応する繰延税金負債も計上することになっており、このため、事後の無形資産の償却にあたって、対応する繰延税金負債も逐次、償却に比例して取り崩すものであります。なお、当連結会計年度においては、税制改正に伴う同取崩額も含めております。

4. セグメント別の収益状況等については、「第5 経理の状況」「1 連結財務諸表等」「セグメント情報等」をご参照ください。
5. 指標算式は以下をご参照ください。

指標算式

○1株当たり当期純利益金額

$$\frac{\text{連結損益計算書上の当期純利益}-\text{普通株主に帰属しない金額}^{*1}}{\text{普通株式の期中平均株式数}^{*2}}$$

○潜在株式調整後^{*3}1株当たり当期純利益金額

$$\frac{\text{連結損益計算書上の当期純利益}-\text{普通株主に帰属しない金額}^{*1}+\text{当期純利益調整額}^{*4}}{\text{普通株式の期中平均株式数}^{*2}+\text{普通株式増加数}}$$

○1株当たり純資産

$$\frac{\text{連結貸借対照表の純資産の部の合計額}^{*5}-\text{控除する金額}^{*6}}{\text{期末発行済普通株式数}^{*2}}$$

○潜在株式調整後^{*3}1株当たり純資産

$$\frac{\text{連結貸借対照表の純資産の部の合計額}^{*5}}{\text{期末発行済普通株式数}^{*2}+\text{普通株式増加数}}$$

*1 優先株式の配当金総額

*2 自己株式を除く

自己株式控除後期中平均普通株式数（連結）

前連結会計年度 2,653,919,247株 当連結会計年度 2,653,919,247株

自己株式控除後期末普通株式数（連結）

前連結会計年度末 2,653,919,247株 当連結会計年度末 2,653,919,247株

*3 潜在株式調整後期中平均普通株式数（連結）

前連結会計年度 2,653,919,247株 当連結会計年度 2,653,919,247株

潜在株式調整後期末普通株式数（連結）

前連結会計年度末 2,653,919,247株 当連結会計年度末 2,653,919,247株

*4 優先株式の配当額等

*5 期末純資産の部合計から、期末新株予約権及び期末少数株主持分を控除

*6 優先株式発行金額及び優先株式配当額

また、1株当たり当期純利益金額（キャッシュベース）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（キャッシュベース）につきましても、上記算式に準じて算出しております。

(2) 単体損益の状況

当事業年度の資金利益は、前事業年度の703億円に対し620億円と減少しました。これは新生フィナンシャル等の子会社からの配当金が前事業年度に比べ134億円減少したことが主因ですが、子会社からの配当金を除いた資金利益は51億円増加しており、これは法人向けや住宅ローンの積極的な展開、平成23年10月より開始した銀行本体でコンシューマーファイナンス業務「新生銀行カードローン レイク」の順調な立ち上がり等によるものです。

非資金利益である役務取引等利益・特定取引利益・その他業務利益については、お客さまのニーズに即した商品・取引の提供に努め、お客さまとの取引による収益を着実に積上げたことに加え、大口の減損も発生しなかったことにより、前事業年度比66億円増加し、合計で312億円の利益となりました。

経費につきましては、各部門で業務の合理化・効率化に努めたものの、「新生銀行カードローン レイク」にかかる経費が当事業年度は全期間を通して含んでいることから、前事業年度の626億円から当事業年度は673億円に増加しました。

以上の結果、実質業務純益として259億円を計上いたしました（前事業年度比61億円減少）。

経常利益については、与信関連費用の減少等により、257億円（同比75億円増加）となりました。

さらに特別損益23億円（損失）、法人税、住民税及び事業税7億円（利益）、法人税等調整額4億円（利益）を計上し、結果、当事業年度の当期純利益は246億円（同比107億円増加）となりました。

<単体>

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) (億円)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (億円)	増減 (億円)
業務粗利益 (注1)	948	933	△15
資金利益	703	620	△82
役務取引等利益 (注1)	180	103	△77
うち金銭の信託運用損益	122	51	△70
特定取引利益	134	145	10
その他業務利益	△69	63	133
うち債券関係損益	△37	38	75
経費 (除く臨時処理分)	626	673	46
人件費	199	211	12
物件費	392	429	37
税金	35	32	△3
実質業務純益 (注1) (一般貸倒引当金繰入前・ 金銭の信託運用損益加算後)	321	259	△61
臨時損益 (注2)	△140	△2	137
株式等損益	15	17	2
不良債権処理額	109	△12	△122
貸出金償却	21	68	47
貸倒引当金繰入額	140	4	△136
特定海外債権引当勘定繰入額	△0	—	0
その他の債権売却損・処分損等	0	—	△0
退職給付関連費用	27	23	△3
その他臨時損失・費用 (注2)	19	9	△9
経常利益	181	257	75
特別損益	△18	△23	△4
うち固定資産処分損益	△17	△0	16
税引前当期純利益	162	234	71
法人税、住民税及び事業税	1	△7	△9
法人税等調整額	21	△4	△26
当期純利益	138	246	107

(注) 1. 金銭の信託運用損益は、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから本来業務にかかる損益ととらえており、業務粗利益・役務取引等利益・実質業務純益に加えて報告しております。

2. 臨時損益には、金銭の信託運用見合費用を含めております。

(3) ROA、ROE

<連結>

		前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) (%)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (%)	増減 (%)
ROA (注1)	当期純利益ベース	0.1	0.6	0.5
	同上 (キャッシュベース)	0.2	0.7	0.5
ROE (注2)	当期純利益ベース	1.2	8.6	7.5
	同上 (キャッシュベース)	2.9	10.2	7.3
潜在株式調整後 ROE (注3)	当期純利益ベース	1.2	8.6	7.5
	同上 (キャッシュベース)	2.9	10.2	7.3
修正ROE (注4)	キャッシュベース当期純利益	3.2	11.1	7.9

<単体>

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) (%)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (%)	増減 (%)
ROE (注2)	実質業務純益ベース	5.11	3.98	△1.13
	当期純利益ベース	2.21	3.77	1.57

(注) 1. (期首総資産+期末総資産) / 2 を計算上、分母として用いております。なおキャッシュベース当期純利益を用いて算出する際の分母は、のれん及び無形資産を除いた総資産の期首・期末平均であります。

2. 算出式：
$$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当額}}{(\text{期首の普通株式に係る純資産額} + \text{期末の普通株式に係る純資産額}) / 2}$$
3. 算出式：
$$\frac{\{(\text{期首純資産の部合計} - \text{期首新株予約権} - \text{期首少数株主持分}) + (\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権} - \text{期末少数株主持分})\} / 2}{\text{キャッシュベース当期純利益}}$$
4. 算出式：
$$\frac{\{[(\text{期首純資産の部合計} - \text{期首新株予約権} - \text{期首少数株主持分}) - \text{期首のれん} - \text{期首無形資産} \times (1 - \text{実効税率})] + [(\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権} - \text{期末少数株主持分}) - \text{期末のれん} - \text{期末無形資産} \times (1 - \text{実効税率})]\} / 2}{\text{当期純利益}}$$
- (分子) 当期純利益から、のれんに係る償却・減損額 (追加償却を含む) 及び無形資産償却・減損額とそれに伴う繰延税金負債取崩 (税制改正に伴うものを含む) を除いたもの。
- (分母) 純資産の部合計から、新株予約権、少数株主持分、のれん及び無形資産とそれに伴う繰延税金負債を除いたものの期首・期末平均。

(4) 与信関連費用

当連結会計年度（当事業年度）は、ノンコア資産等の継続的な削減や与信管理の強化等により従来のような大口の引当てが生じず、さらに一部法人与信先の信用力の改善や償却済み債権の回収もあって、大幅な改善に至っております。連結ベースでの不良債権処理額が単体比多くなっておりますのは、主に新生フィナンシャル及びアプラスフィナンシャル等のコンシューマーファイナンス子会社における与信関連費用の計上によるものであります。

<連結>

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (億円)	増減 (億円)
貸倒引当金繰入額	363	137	△225
一般貸倒引当金繰入額	△59	△53	5
個別貸倒引当金繰入額	422	191	△231
特定海外債権引当勘定繰入額 (△取崩額)	△0	—	0
貸出金償却・債権処分損	57	84	26
その他貸倒引当金繰入額 (△取崩額)	△172	△0	172
リース原価に含まれる不良債権処理額	△16	△4	12
償却債権取立益 (△)	△108	△162	△54
合計	122	55	△67

<単体>

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) (億円)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (億円)	増減 (億円)
貸倒引当金繰入額	140	4	△136
一般貸倒引当金繰入額	△53	△100	△47
個別貸倒引当金繰入額	193	104	△89
特定海外債権引当勘定繰入額 (△取崩額)	△0	—	0
貸出金償却・債権処分損	21	68	46
償却債権取立益 (△)	△52	△85	△33
合計	109	△12	△122

2. 財政状態等の分析

(1) 連結貸借対照表

連結貸借対照表の主要勘定の推移は、以下のとおりであります。

<連結>

	平成24年3月末（億円）	平成25年3月末（億円）	増減（億円）
資産の部合計	86,096	90,293	4,196
うち貸出金	41,368	42,924	1,556
うち有価証券	18,734	18,423	△311
うち無形資産	162	124	△37
うちのれん	419	353	△65
うち支払承諾見返	5,626	5,110	△515
負債の部合計	79,820	83,456	3,636
うち預金・譲渡性預金	53,624	54,575	951
うち債券・社債	4,629	4,366	△263
うち借入金	4,767	7,192	2,425
うち支払承諾	5,626	5,110	△515
純資産の部合計	6,276	6,836	559
うち少数株主持分	618	623	4

総資産……貸出金等の増加により、前連結会計年度末（平成24年3月末）比4,196億円増となりました。

貸出金……引き続きノンコア資産の圧縮を進めており、また消費者金融ファイナンス子会社による貸出は減少したものの、消費者金融ファイナンス業務全体では「新生銀行カードローン レイク」による順調な積み上げもあって減少ペースは緩やかになってきており、さらに法人向け貸出、住宅ローンなどを着実に実行したことから、前連結会計年度比1,556円増となりました。

有価証券…有価証券の残高は、同比311億円減の18,423億円となりました。このうち、ALM目的で保有している日本国債で、その残高は同比521億円増の13,373億円となりました。

なお、その他有価証券で時価のあるものの評価差額は以下のとおりであります。

<連結>

	平成24年3月末 評価差額（億円）	平成25年3月末 評価差額（億円）
株式	49	57
債券	△15	△7
国債	12	4
地方債	0	0
社債	△28	△12
その他	12	39
合計	46	88

(注) 上記評価差額のほか、流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した外国債券に係る金額を加えた後、実効税率や少数株主持分相当額等を勘案後の金額（平成24年3月末△6億円、同25年3月末38億円）を、連結貸借対照表の純資産の部にその他有価証券評価差額金として計上しております。

無形資産・のれん……アプラスフィナンシャル、昭和リース、シンキ、新生フィナンシャル及びそれらの連結子会社に対する全面時価評価法の適用により、各社の資産・負債の時価評価を行った結果、当連結会計年度末（平成25年3月末）現在で、以下のとおり無形資産及びのれんを連結貸借対照表に計上しております。

	償却方法・期間	平成25年3月末残高 (億円)	平成24年度償却額 (億円)
アプラスフィナンシャル			
のれん	定額法（10年）	25	8
昭和リース			
無形資産		29	6
商標価値	定額法（10年）	3	1
商権価値（顧客関係）	級数法（20年）	22	3
契約価値（サブリース契約関係）	定額法（契約残存年数による）	3	0
のれん	定額法（20年）	257	22
シンキ			
負ののれん（△）	定額法（20年）	△52	△3
新生フィナンシャル			
無形資産		94	31
商標価値	定額法（10年）	15	2
商権価値（顧客関係）	級数法（10年）	79	28
のれん	級数法（10年）	118	42
合計			
無形資産		124	37
のれん（負ののれん相殺後）		349	70

- (注) 1. アプラスフィナンシャルののれん残高は全額、全日信販株式会社買収に係る金額であります。
2. 昭和リースののれん残高及びのれん償却額には、きらやかリース株式会社買収に係る金額（残高0億円、償却額1億円）を含めております。なお、きらやかリース買収に係るのれんについては、償却期間は5年であります。
3. 上記以外の子会社に係るものとして、負ののれん償却額について別途△0億円あります。
4. 上記以外に銀行本体による事業譲受に伴い、のれん4億円、償却額0億円を計上しております。

支払承諾見返……主として、アプラスフィナンシャルの信用保証業に係る保証残高を当行連結貸借対照表上の支払承諾見返に計上しているものであり、当該保証残高の減少に伴い当勘定も前連結会計年度末比515億円減となりました。

預金・譲渡性預金……預金・譲渡性預金の合計残高は同比951億円増となりました。当行では個人のお客さまからの預金を中心に据えて、安定的な資金調達基盤の確立を継続的に進めております。

なお、定期預金（除く、非居住者円預金・外貨預金）の残存期間別残高は以下のとおりであります。

<連結>

	平成24年3月末 (億円)	平成25年3月末 (億円)	増減 (億円)
定期預金合計	32,927	32,505	△422
3カ月未満	16,264	14,870	△1,394
3カ月以上6カ月未満	2,607	1,849	△757
6カ月以上1年未満	1,673	5,483	3,809
1年以上2年未満	6,095	5,215	△879
2年以上3年未満	4,646	2,093	△2,553
3年以上	1,640	2,993	1,353

債券・社債……債券は同317億円減少しております。また、社債は同比54億円増加しております。

<連結>

	平成24年3月末 (億円)	平成25年3月末 (億円)	増減 (億円)
債券合計	2,941	2,623	△317
1年以下	604	455	△148
1年超2年以下	523	442	△81
2年超3年以下	507	568	60
3年超4年以下	647	572	△74
4年超	658	585	△73

借入金……当行及びアプラスフィナンシャル、昭和リース等の当行子会社の、当行以外の第三者からの借入金が含まれております。

当行単体の貸借対照表の推移は、以下のとおりであります。

<単体>

	平成24年3月末 (億円)	平成25年3月末 (億円)	増減 (億円)
資産の部合計	78,744	83,076	4,332
うち貸出金	41,026	42,244	1,217
うち有価証券	22,866	22,826	△40
負債の部合計	72,302	76,417	4,115
うち預金・譲渡性預金	57,882	58,362	480
うち個人預金	46,597	46,936	338
うち債券・社債	5,090	4,857	△233
純資産の部／資本の部合計	6,441	6,658	217

なお、当行単体の貸出金の残存期間別残高は以下のとおりであります。

< 単体 >

	平成24年3月末 (億円)	平成25年3月末 (億円)	増減 (億円)
貸出金合計	41,026	42,244	1,217
1年以下	10,975	10,197	△778
1年超3年以下	8,217	8,875	657
3年超5年以下	6,658	6,400	△257
5年超7年以下	3,234	3,089	△145
7年超	11,032	12,404	1,372
期間の定めの無いもの	908	1,277	368
うち固定金利	—	—	—
1年以下	—	—	—
1年超3年以下	575	481	△94
3年超5年以下	359	153	△206
5年超7年以下	1,917	1,533	△384
7年超	4,759	5,899	1,139
期間の定めの無いもの	289	770	480
うち変動金利	—	—	—
1年以下	—	—	—
1年超3年以下	7,642	8,394	751
3年超5年以下	6,298	6,246	△51
5年超7年以下	1,317	1,556	239
7年超	6,272	6,505	233
期間の定めの無いもの	619	507	△111

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、固定金利、変動金利の区別をしておりません。

(2) 不良債権の状況

① リスク管理債権

リスク管理債権及び貸倒引当金の推移は以下のとおりであります。

リスク管理債権とは、銀行法に基づく開示債権であり、貸出金を元本及び利息の返済状況等に基づき「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」に区分したものであります。開示対象資産は貸出金のみであり、この点、金融再生法の開示基準に基づく債権と異なります。なお、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」中、「4 事業等のリスク」の「15. 貸倒引当金の十分性について」もご参照ください。

<連結>

債権区分	平成24年3月末 (億円)	平成25年3月末 (億円)	増減(億円)
破綻先債権額	81	205	124
延滞債権額	3,167	2,529	△638
3カ月以上延滞債権額	17	12	△4
貸出条件緩和債権額	453	381	△72
合計 (A)	3,719	3,128	△590
貸出金残高(末残)	41,368	42,924	1,556
貸出金残高比 (%)	9.0	7.3	△1.7
貸倒引当金 (B)	1,806	1,618	△188
引当率 (B/A×100) (%)	48.6	51.7	3.2

- (注) 1. 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。
2. 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、平成24年3月末現在で、破綻先債権額は3億円、延滞債権額は102億円、3カ月以上延滞債権額は3億円、貸出条件緩和債権額は15億円、平成25年3月末現在で、破綻先債権額は2億円、延滞債権額は93億円、3カ月以上延滞債権額は2億円、貸出条件緩和債権額は11億円であります。なお、これらは、上表の各債権額には含まれておりません。

<単体>

債権区分	平成24年3月末 (億円)	平成25年3月末 (億円)	増減(億円)
破綻先債権額	35	81	45
延滞債権額	2,633	2,112	△520
3カ月以上延滞債権額	7	11	4
貸出条件緩和債権額	8	45	36
合計 (A)	2,684	2,250	△433
貸出金残高(末残)	41,026	42,244	1,222
貸出金残高比 (%)	6.5	5.3	△1.2
貸倒引当金 (B)	1,211	1,065	△146
引当率 (B/A×100) (%)	45.1	47.3	2.2

- (注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。

② 金融再生法の開示基準に基づく債権

金融再生法の開示基準に基づく債権及び貸倒引当金の推移は以下のとおりであります。

金融再生法の開示基準に基づく債権とは、金融再生法に基づく開示債権であり、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、当行保証付私募債等について（但し、要管理債権は貸出金のみ）、債務者の財政状態や経営成績等に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」に区分したものであります。

<単体>

債権区分	平成24年3月末 (億円)	平成25年3月末 (億円)	増減(億円)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	491	386	△105
危険債権	2,452	1,983	△469
要管理債権	16	57	41
合計 (A)	2,959	2,426	△533
(参考) 要注意債権以下	5,898	4,386	△1,511
総与信残高(末残)	44,458	45,605	1,147
総与信残高比 (%)	6.66	5.32	△1.34
保全額 (B)	2,861	2,327	△534
貸倒引当金	766	741	△26
担保保証等	2,095	1,587	△508
保全率 (B/A×100) (%)	96.7	95.9	△0.8

当行単体の金融再生法開示債権ベースの不良債権額は2,426億円であり、総与信残高に対する同債権額の割合は5.32%となっております。なお、連結ベースでは、アプラスフィナンシャル、新生フィナンシャル等の子会社における貸出金があることから、リスク管理債権ベースの不良債権額は3,128億円となっており、貸出金残高に占める同債権額の割合は7.29%となっております。

なお、正常先を含めた債務者区分毎の引当率は以下のとおりであります。

		平成24年3月末 (%)	平成25年3月末 (%)	増減 (%)
実質破綻・破綻先	無担保部分の	100.00	100.00	—
破綻懸念先	無担保部分の	95.42	96.14	0.72
要管理先	無担保部分の	240.86	36.92	△203.94
その他要注意先	債権額の	5.76	5.55	△0.21
	無担保部分の	15.08	27.41	12.33
正常先	債権額の	0.55	0.40	△0.15

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

後掲の連結キャッシュ・フロー計算書及びその注記をご参照ください。

(4) 自己資本比率

当行は、信用リスクの算出手法として基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスクの算出手法として粗利益配分手法を、またマーケット・リスクの算出方法として内部モデル手法を、それぞれ金融庁の承認を得て採用しております。基礎的内部格付手法の採用については、当行自身の内部格付制度とパラメータ推計値に基づき信用リスクを計測することが認められたものであり、当行の高度なリスク管理能力を規制資本の計算に活用することが可能になると共に、実際のリスクに見合ったより合理的な所要規制資本が算出されることを意味しております。

自己資本比率の推移は以下のとおりであります。

連結自己資本比率（国内基準）

項目	平成24年3月31日 (億円)	平成25年3月31日 (億円)	増減(億円)
(1) 自己資本比率 (%)	10.27	12.24	1.97
Tier 1比率 (%)	8.80	10.41	1.61
(2) 基本的項目 (Tier 1)			
資本金	5,122	5,122	—
うち非累積的永久優先株	—	—	—
資本剰余金	794	794	—
利益剰余金	588	1,072	484
自己株式 (△)	725	725	—
社外流出予定額 (△)	26	26	—
その他有価証券の評価差額 (△)	—	—	—
為替換算調整勘定	△11	14	25
新株予約権	13	12	△1
連結子法人等の少数株主持分	597	601	4
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	567	575	7
のれん相当額 (△)	419	353	△65
企業結合等により計上される無形固定資産相当 (△)	162	124	△37
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	97	95	△1
期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当 (△)	302	203	△98
計	5,371	6,088	716
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	236	240	4
(3) 補完的項目 (Tier 2)			
一般貸倒引当金	91	89	△2
負債性資本調達手段等	1,878	1,697	△180
うち永久劣後債務	287	293	6
うち期限付劣後債務	1,591	1,404	△186
計	1,970	1,787	△182
うち自己資本への算入額	1,970	1,787	△182

項目	平成24年3月31日 (億円)	平成25年3月31日 (億円)	増減(億円)
(4) 控除項目	1,072	717	△355
(5) 自己資本額 (2)+(3)-(4)	6,269	7,158	888
(6) リスク・アセット			
資産(オン・バランス)項目	45,374	44,433	△941
オフ・バランス取引等項目	9,086	8,075	△1,010
信用リスクアセットの額	54,460	52,508	△1,951
マーケット・リスク相当額に係る額	2,688	2,282	△405
オペレーショナル・リスク相当額に係る額	3,875	3,685	△189
計	61,025	58,477	△2,547
(7) 繰延税金資産計上額(注)	152	163	11
(8) (7) / (2) (%)	2.83	2.68	△0.15

(注) 連結貸借対照表に計上された繰延税金資産から繰延税金負債を控除した額であります。

のれん相当額、企業結合等により計上される無形固定資産相当額

・・・主に昭和リース、新生フィナンシャル等の子会社化に伴い発生した所謂「のれん代」であります。

リスク・アセット・・・オペレーショナル・リスクに係るリスク・アセット額とともに、マーケット・リスク規制の導入によるマーケット・リスクに係るリスク・アセット額が加わっております。

なお、オフ・バランス取引項目には、アプラスフィナンシャル及び全日信販の信用保証業に係る保証残高を中心とする支払承諾見返勘定が含まれております。支払承諾見返(所謂、保証取引)は、銀行経理においては貸借対照表に計上されておりますが、現金を伴わない取引であることや一般事業会社の経理においては貸借対照表に計上されないこと等を勘案し、リスク・アセットの分類上はオフ・バランス取引項目として分類されております。

また、税効果会計に関して当行は今後1年間の収益見込みに基づき繰延税金資産を計上しており、繰延税金資産(繰延税金負債とのネット後)が基本的項目に占める比率は約2.7%となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の主要な設備投資は、主に、当行における業務の効率化等のためのシステム投資や、リテールバンキング業務の強化を目的としたもの等であり、総投資額は74億円となりました。

(単位：百万円)

事業セグメント		金額
当行(注)		2,782
子会社	法人部門	669
	金融市場部門	39
	個人部門	3,980
	経営勘定/その他	0
合計		7,472

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

提出会社

平成25年3月31日現在

	会社名	店舗名その他	所在地	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円) (注2)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円) (注2)	
当行	—	本店	東京都中央区ほか	—	—	5,164	726	5,891	1,041
	—	大阪支店	大阪市北区	—	—	164	29	193	41
	—	札幌支店	札幌市中央区	—	—	249	14	263	19
	—	名古屋支店	名古屋市中区	—	—	208	15	224	37
	—	福岡支店	福岡市中央区	—	—	293	14	308	25
	—	仙台支店	仙台市青葉区	—	—	471	15	486	19
	—	金沢支店	石川県金沢市	—	—	188	13	201	15
	—	高松支店	香川県高松市	—	—	154	12	167	15
	—	広島支店	広島市中区	—	—	200	12	213	19
	—	横浜支店	横浜市西区ほか	—	—	331	24	356	33
	—	新宿支店	東京都新宿区	—	—	184	18	203	28
	—	池袋支店	東京都豊島区ほか	—	—	196	20	217	28
	—	梅田支店	大阪市北区ほか	—	—	658	54	712	44
	—	上野支店	東京都台東区	—	—	163	11	175	16
	—	東京支店	東京都中央区	—	—	296	11	308	33
	—	神戸支店	神戸市中央区ほか	—	—	313	18	331	17
	—	大宮支店	さいたま市大宮区	—	—	134	8	142	15
	—	難波支店	大阪市中央区ほか	—	—	203	16	219	21
	—	京都支店	京都市下京区	—	—	278	11	290	13
	—	吉祥寺支店	東京都武蔵野市	—	—	265	14	280	14
	—	藤沢支店	神奈川県藤沢市ほか	—	—	165	14	179	14
	—	八王子支店	東京都八王子市	—	—	96	8	105	10
	—	六本木ヒルズ支店	東京都港区ほか	—	—	146	9	155	7
	—	広尾支店	東京都渋谷区	—	—	143	6	150	1
	—	津田沼支店	千葉県船橋市ほか	—	—	36	7	44	6
	—	二子玉川支店	東京都世田谷区ほか	—	—	126	28	155	19
	—	柏支店	千葉県柏市	—	—	209	6	215	11
—	町田支店	東京都町田市	—	—	150	15	165	8	
—	銀座支店	東京都中央区	—	—	2	1	4	11	
—	事務センター	東京都目黒区ほか	—	—	1,624	2,367	3,991	171	

- (注) 1. 当行の主要な設備の大部分は、店舗、事務センターであります。当行は、その業務全般を、これらの設備各々の機能を活かしつつ推進しております。
2. 「新生銀行カードローン レイク」事業に係り当行が新生フィナンシャルから譲り受けた建物・動産については、「本店」に含めております。
3. 資産除去債務に対応する費用分3,241百万円は含めておりません。
4. 本表記載の設備において、リース資産は本店に係る1百万円となっております(表中の金額には含まれておりません)。
5. 当行の連結子会社からの賃借分を除いた本表記載の建物の年間ネット賃借料は4,207百万円であります。
6. 動産は、事務機械1,840百万円、その他748百万円であります。
7. 上記にはソフトウェア6,476百万円は含まれておりません。

国内子会社

	会社名	セグメントの名称	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員 数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
国内連結 子会社	新生フィナンシャル株式会社	個人 部門	LIセンタービル	大阪府 東大阪市	事務所	4,482	610	631	150	—	1,392	102
	新生フィナンシャル株式会社		新生フィナンシャル大阪ビル	大阪市 中央区	事務所	892	959	433	9	—	1,403	258
	新生フィナンシャル株式会社		スワン東京ビル	東京都 千代田区	事務所	388	1,106	221	9	—	1,337	109

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

	会社名	セグメントの名称	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
							総額	既支払額			
当行	－	(注1)	福岡データセンター (注1)	福岡市博多区	新設	データセンター	2,809	836	自己資金	平成23年7月	平成26年3月

(注1) 当行業務全般に係るバックアップデータセンターとして予定しております。

(注2) 当行はシステムの安定稼働等に向けた取り組みを強化しており、江坂・心齋橋データセンターおよび福岡データセンター等において、システムのアップグレードや老朽化機器等の更新に係る追加投資をおこなっております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,750,346,891	2,750,346,891	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	2,750,346,891	2,750,346,891	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(イ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,798(注)1	4,773(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,798,000(注)2	4,773,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき684円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき684円とし、そのうち1株につき342円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ロ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成17年5月24日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	250 (注)1	250 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000 (注)2	250,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき551円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき551円とし、そのうち1株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年5月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第4回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ハ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,108(注)1	2,056(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,108,000(注)2	2,056,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第5回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第5回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \quad (\text{株式併合の場合は減少株式数を減じる})$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(二) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,496(注)1	1,496(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,496,000(注)2	1,496,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第6回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第6回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ホ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	451 (注) 1	434 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	451,000 (注) 2	434,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第7回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第7回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(へ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	170 (注) 1	170 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	170,000 (注) 2	170,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第8回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第8回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・併合・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ト) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	108 (注)1	108 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000 (注)2	108,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第9回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第9回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \quad (\text{株式併合の場合は減少株式数を減じる})$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(チ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	36 (注)1	36 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000 (注)2	36,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(リ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,053(注)1	1,997(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,053,000(注)2	1,997,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、原則として平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第13回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第13回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヌ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,717 (注) 1	1,717 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,717,000 (注) 2	1,717,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第14回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第14回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ル) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	449 (注) 1	430 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	449,000 (注) 2	430,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第15回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第15回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヲ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	19(注)1	19(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,000(注)2	19,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第16回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第16回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ワ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,224(注)1	1,224(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,224,000(注)2	1,224,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至 平成29年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第17回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第17回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注) 4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

- ①新株予約権の目的である株式
合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。
- ②新株予約権の目的である株式の数
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等
合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- ⑤譲渡制限
新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(カ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	805(注)1	805(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	805,000(注)2	805,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年6月1日至平成29年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第18回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第18回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。</p> <p>(注) 4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1円未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ヨ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	140(注)1	140(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000(注)2	140,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき527円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日至 平成29年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき527円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第19回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第19回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されう。</p> <p>(注)4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(タ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,174(注)1	1,174(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,174,000(注)2	1,174,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年6月1日至 平成30年5月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第20回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第20回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(レ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	42(注)1	42(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000(注)2	42,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日至平成30年5月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第21回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第21回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ソ) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	188 (注)1	188 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	188,000 (注)2	188,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき407円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日至 平成30年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき407円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年7月1日から平成24年6月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第22回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び同日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第22回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注)4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ツ) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び平成20年11月12日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	54(注)1	54(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,000(注)2	54,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき221円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年12月1日至平成30年11月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき221円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年12月1日から平成24年11月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第23回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び平成20年11月12日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第23回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注)4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年3月15日 (注)	690,000	2,750,346	35,907	512,204	35,907	79,465

(注) 有償一般募集 (海外募集) 690,000千株
発行価格 108円
資本組入額 52.04円

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	39	64	452	446	96	49,925	51,022	—
所有株式数 (単元)	—	596,064	46,230	277,249	1,453,666	78,087	298,829	2,750,125	221,891
所有株式数の 割合 (%)	—	21.67	1.68	10.08	52.86	2.84	10.87	100.00	—

- (注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。
2. 自己株式96,427,644株は「個人その他」に96,427単元、「単元未満株式の状況」に644株含まれております。
3. 「その他の法人」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が8単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111) (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行 決済営業部)	WALKER HOUSE, 87 MARY STREET, GEORGETOWN, GRAND CAYMAN KYI-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区月島4丁目16-13)	342,840	12.46
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 新有楽町ビルディング内	269,128	9.78
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4-2	200,000	7.27
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	115,453	4.19
SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113) (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行 決済営業部)	717 FIFTH AVENUE, 26TH FLOOR NEW YORK, NY 10022 USA (東京都中央区月島4丁目16-13)	110,449	4.01
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	96,427	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	95,703	3.47
UBS SECURITIES LLC-HFS CUSTOMER SEGREGATED ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会 社)	677 WASHINGTON BLVD. STAMFORD, CONNECTICUT 06901 USA (東京都品川区東品川2丁目3-14)	90,191	3.27
J. クリストファー フラワーズ (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行 決済営業部)	NEW YORK, NY 10022 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	76,753	2.79
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行 決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017 UNAITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16-13)	65,851	2.39
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カス トディ業務部)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	61,970	2.25
計	—	1,524,770	55.43

(注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2. J. クリストファー フラワーズ氏は、当行の取締役であります。

3. フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者であるエフエムアールエルエルシー (FMR LLC) が平成24年10月5日付で同年9月28日を報告義務発生日とする大量保有報告書、平成24年12月21日付で同年12月14日を報告義務発生日とする変更報告書及び平成25年4月5日付で同年3月29日を報告義務発生日とする変更報告書を提出しておりますが、当行としては実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券 等の数 (千株)	株券等 保有割合 (%)(*1)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山 トラストタワー	64,233	2.34
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02210 マサチューセッツ州ボスト ン、サマー・ストリート245	131,369	4.78
合計	—	195,602	7.11

(*1) 平成25年3月29日現在の発行済株式総数として当該報告書に記載された株式数(2,750,346,891株)に対する割合。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 96,427,000	—	単元株式数1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,653,698,000	2,653,698	(注) 1
単元未満株式	普通株式 221,891	—	(注) 2
発行済株式総数	2,750,346,891	—	—
総株主の議決権	—	2,653,698	—

(注) 1. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が8,000株 (議決権8個) 含まれております。

2. 当行所有の自己株式が644株含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町 二丁目4番3号	96,427,000	—	96,427,000	3.50
計	—	96,427,000	—	96,427,000	3.50

(注) 上記「①発行済株式」の「完全議決権株式 (自己株式等)」の内訳であります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当行は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会において特別決議されたもの、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会において特別決議されたもの、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会において特別決議されたもの、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び平成21年6月23日開催の第9期定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	<p>当行取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員</p> <p>①平成16年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役1名、当行執行役10名、当行従業員2,182名及び 当行完全子会社の取締役3名</p> <p>②平成16年9月17日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員3名(注2)</p> <p>③平成16年12月2日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員1名(注2)</p> <p>④平成17年5月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注1) 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・併合・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注2) ②及び③については未行使残高がゼロとなった為、「(2)新株予約権等の状況」には記載しておりません。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員の一部 ①平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役17名、当行執行役8名、当行従業員437名 ②平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役1名、当行執行役4名、当行従業員35名 ③平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役8名、当行従業員127名 ④平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名、当行従業員34名 ⑤平成17年9月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名 ⑥平成17年9月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名 ⑦平成18年2月28日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名（注2） ⑧平成18年2月28日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名（注2） ⑨平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役17名、当行執行役12名、当行従業員559名 ⑩平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役2名、当行執行役1名、当行従業員28名 ⑪平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役12名、当行従業員159名 ⑫平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注1）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注1） 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（注2） ⑦及び⑧については未行使残高がゼロとなった為、「(2)新株予約権等の状況」には記載しておりません。

決議年月日	平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行及び当行子会社の取締役・執行役・従業員並びに当行のシニアアドバイザー ①平成19年5月9日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役12名、当行執行役13名、当行従業員110名 ②平成19年5月9日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役3名、当行従業員23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	平成19年6月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行及び当行子会社の取締役・執行役・従業員並びに当行のシニアアドバイザー ①平成19年6月20日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行子会社従業員32名 ②平成20年5月14日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役12名、当行執行役8名、当行従業員104名 ③平成20年5月14日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名、当行従業員29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	平成20年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行及び当行子会社の取締役、執行役及び従業員 ①平成20年6月25日開催取締役会にて発行決議された新株予約権当行子会社従業員43名 ②平成20年11月12日開催取締役会にて発行決議された新株予約権当行子会社従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本新株予約権割当日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に基づく普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当なし

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当なし

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式は平成25年6月13日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	96,427,644	—	96,427,644	—

(注) 当期間における保有株式数には、平成25年6月13日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、定款上は、別途基準日を定めて剰余金の配当をすることが可能です。これらの剰余金の配当決定機関は、取締役会であります。

当行は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨定款に定めております。四半期配当につきましては、株主メリットの観点から、今後検討してまいりたいと考えております。

中長期的な今後の配当方針といたしましては、普通株式の配当につきましては、収益動向等の経営成績やその将来の見通しを踏まえた株主重視の収益配分を基本方針と考えておりますが、安全性や内部留保とのバランス及び公的資金の注入を受けている銀行として経営健全化計画にも留意して決定してまいりたいと考えております。

なお、当行の普通株式の配当につきましては、経営健全化計画等に基づき、原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。

第13期の普通株式の配当金につきましては、通期決算が相応の利益水準を確保できたことから、1株当たり1円の配当を実施いたしました。当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成25年5月8日 取締役会決議	2,653	1

4 【株価の推移】

① 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	474	166	137	115	254
最低(円)	73	94	56	71	78

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	119	142	190	189	209	254
最低(円)	96	116	141	154	170	201

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	最高経営 責任者	当麻 茂樹	昭和23年9月29日生	昭和47年4月 株式会社第一勸業銀行（現株式会 社みずほ銀行および株式会社みず ほコーポレート銀行）入行 平成12年6月 同行執行役員 平成13年5月 同行常務執行役員 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 平成14年11月 いすゞ自動車株式会社取締役 副社長 平成19年6月 同社取締役 平成22年5月 当行顧問 平成22年6月 当行代表取締役社長（現職）	(注3)	107
代表取締役 副社長	執行役員 チーフオブ スタッフ コーポレート スタッフ 部門長	中村 行男	昭和29年9月5日生	昭和53年4月 当行入行 平成12年10月 当行審査業務部長兼ポートフォリ オ・リスク統轄部長 平成19年4月 当行審査業務部長兼ポートフォリ オ・リスク統轄部長兼オペレーシ ョナルリスク管理部長 平成20年6月 当行執行役法人営業統轄本部長 平成21年10月 当行常務執行役法人営業統轄 本部長 平成22年6月 当行代表取締役専務執行役員リス ク管理部門長 平成25年4月 当行代表取締役副社長（現職）	(注3)	10
取締役		J. クリストファー フラワーズ	昭和32年10月27日生	昭和54年3月 ゴールドマン・サックス証券会社 入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成12年3月 当行取締役（現職） 平成14年11月 J. C. フラワーズ社マネージング ディレクター兼最高経営責任者 （現職） 平成19年8月 ケスラーグループ アドバイザリ ーボードメンバー（現職） 平成20年9月 フラワーズ・ナショナル銀行会長 （現職） 平成24年5月 NIBCホールディング スーパ ーバイザリーボードメンバー （現職）	(注3)	76, 753

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		アーネスト M. 比嘉	昭和27年10月15日生	昭和51年4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ 入社 昭和58年4月 同社代表取締役社長 平成20年4月 社団法人ニュービジネス協議会 特別理事 (現職) 平成21年5月 コロンビアビジネススクール理事 (現職) 平成22年2月 株式会社ヒガ・インダストリーズ 代表取締役会長 (現職) 平成22年6月 株式会社ジェーシー・コムサ取締 役 (現職) 平成23年3月 ウェンディーズ・ジャパン合同会 社設立 最高経営責任者 (現職) 平成23年4月 公益社団法人経済同友会幹事 (現職) 平成25年6月 当行取締役 (現職)	(注3)	—
取締役		可児 滋	昭和18年9月20日生	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所 (現株式会社 東京金融取引所) 常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役 (現職) 平成18年4月 横浜商科大学教授 (現職)	(注3)	81
取締役		横原 純	昭和33年1月15日生	昭和56年9月 ゴールドマン・サックス証券会社 入社 平成4年11月 同社パートナー 平成8年11月 同社東京支店共同支店長兼株式 部門共同部門長 平成12年7月 株式会社ネオテニー取締役会長 (現職) 平成17年3月 R H J インターナショナル取締役 (現職) 平成18年6月 マネックスグループ株式会社 取締役 (現職) 平成23年6月 当行取締役 (現職)	(注3)	200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		永田 信哉	昭和33年6月29日生	昭和56年4月 当行入行 平成13年12月 当行財務管理部長 平成18年10月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務プロジェクト部長 平成21年4月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成21年9月 当行グループ財務管理部長 平成22年6月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成22年9月 当行執行役員グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成22年10月 当行執行役員財務管理部長 平成24年6月 当行常勤監査役（現職）	(注4)	3
監査役		志賀 こず江	昭和23年11月23日生	昭和42年11月 日本航空株式会社入社 平成5年4月 横浜地方検察庁検事 平成10年4月 第一東京弁護士会登録 平成11年8月 志賀法律事務所開設 平成14年6月 サン総合法律事務所パートナー 平成17年10月 白石総合法律事務所パートナー（現職） 平成19年4月 特種東海ホールディングス株式会社（現特種東海製紙株式会社）監査役（現職） 平成21年9月 株式会社東横イン取締役（現職） 平成22年6月 当行監査役（現職）	(注4)	—
監査役		田村 達也	昭和13年10月11日生	昭和36年4月 日本銀行入行 平成4年1月 同行理事 平成8年4月 A. T. カーニー株式会社社長 平成14年5月 株式会社グローバル経営研究所代表取締役（現職） 平成15年3月 特定非営利活動法人全国社外取締役ネットワーク（現特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク）代表理事（現職） 平成20年6月 株式会社オートバックスセブン取締役（現職） 平成22年6月 当行監査役（現職）	(注4)	2
計						77,158

- (注) 1. 取締役 J.クリストファー フラワーズ、アーネストM.比嘉、可児 滋及び榎原 純は、社外取締役であります。
2. 監査役志賀 こそ江及び田村 達也は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成25年6月19日開催の第13期定時株主総会終結の時から、平成26年6月開催予定の第14期定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役任期は、永田 信哉は平成24年6月20日開催の第12期定時株主総会終結の時から、平成28年6月開催予定の第16期定時株主総会終結の時まで、志賀 こそ江及び田村 達也は平成22年6月23日開催の第10期定時株主総会終結の時から、平成26年6月開催予定の第14期定時株主総会終結の時までであります。
5. 所有株式数は、平成25年5月末日現在であります。
6. 当行では、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役として、弁護士である保田 眞紀子（社外監査役の補欠としての補欠監査役）及び当行監査役室長である高橋 栄治（社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役）を選任しております。
7. 当行では、迅速な経営の意思決定を実現するため、執行役員制度を導入しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 企業統治の体制について

当行は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により、①経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、②業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。また、当行では、日常の業務執行の機動性を確保するため、執行役員制度を導入しています。取締役会は、各業務部門の長として執行役員を配置するなど、それぞれに所管する業務執行機能を担わせることで、効率的かつ適切な経営体制の実現を図ってまいります。さらに、取締役社長がその業務執行に関する決定を行うための機関として、業務執行取締役および部門長である執行役員等からなる経営会議を設置し、効率的な業務運営と取締役社長に対する牽制体制を確保しています。

《企業統治の概要等》

[取締役／取締役会]

当行の取締役会は、長期的な視点に立った基本方針を決定するとともに、株主利益を確保し、業務執行取締役等による業務執行を評価・監督するほか、経営及び業務執行の意思決定を、十分な審議に基づき行うことにより、適切な業務推進体制を維持してまいります。

取締役会は、日常の業務執行を担う社内取締役2名と、国内および国外での金融業や消費者を対象とした事業及びリスク管理分野等についての豊富な経験と高い専門知識を有する社外取締役4名より構成されております。社外取締役は中立的かつ客観的な立場から当行経営に対する意見を述べ、取締役の業務執行に対する監督機能を果たすなど、コーポレート・ガバナンスが有効に働くための重要な役割を担っております。

なお、取締役について、以下の通りとする旨定款に定めております。

①当行取締役は、20名以内とする。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

④取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

[執行役員等]

当行では、日常の業務執行の機動性を確保するために執行役員制度を導入し、取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された各業務部門の部門長など各執行役員がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する経営体制を確保しております。また、取締役会の承認に基づき、業務執行取締役、部門長である執行役員レベルからなる経営会議を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を実現してまいります。また、個別の業務運営において重要な事項については、担当執行役員を中心に部門横断的な各種の委員会を設置し、十分な審議・検討を経て意思決定をする体制としております。

[監査役／監査役会]

当行の監査役会は、当行での業務経験が長く財務・会計に関する知見を有する常勤監査役1名と、法律やコーポレート・ガバナンス論に高い専門知識を有する社外監査役2名で構成され、取締役会から独立した立場で取締役の職務執行を適切に監査しております。なお、当行の監査役は5名以内とする旨定款に定められております。常勤監査役がフルタイムでの業務監視等を行うことにより監査機能が強化され、さらに社外監査役がより独立的・客観的な立場から意見表明等を行うことにより、監査役監査活動の実効性が高まるものと考えております。また、監査役及び監査役会の職務を補佐するために監査役室（3名）が配置されております。

監査役会の監査は、監査役会が定めた監査役監査規程及び年度毎に策定する監査計画に基づいて遂行されております。

[内部統制システムの整備とリスク管理体制の状況]

日常の業務執行のための内部統制システムの概略は、取締役会で規定された「内部統制規程」に定められております。さらに、取締役会において定期的に内部統制システムの整備状況の検討を行うことにしています。内部統制規程は会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき必要な体制を定めたものであり、この中で監査役の独立性と監査の実効性を確保するための体制の整備が図られ、また、子会社・関連会社ポリシー、情報セキュリティポリシー、新生銀行リスクマネジメントポリシー、業務執行規程、新生銀行行動規範及び内部監査規程を基礎となる規程として定め、連結企業グループ全体を通じた業務の適正・透明性・効率性の確保に努めるものとなっております。さらに、企業倫理憲章において反社会的勢力との関係の遮断を定めるなど、反社会的勢力による様々な被害を防止する業務の適正を確保する体制の整備が図られております。

前述の新生銀行リスクマネジメントポリシーは、金融機関として健全性・収益性の高い業務運営を確保するために当行及び当行グループの抱える様々なリスクをコントロールする必要があるとの認識のもと、そのリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針として定められているものです。このポリシーの下で、信用リスク、ALM・流動性・市場リスク、リーガル・事務・システム等のオペレーショナルリスクなど、各種のリスクの内容に応じてリスクポリシー委員会、複合リスク案件委員会、クレジット委員会、債権管理委員会、ALM委員会、市場取引統轄委員会、新規事業・商品委員会等の各種委員会を設置し、各種リスクを一元的に管理する体制が構築されております。また、コンプライアンスについては、新銀行の発足当時よりリスク管理と並んで経営の最重要課題と位置づけており、法令等遵守のための協議等を行なうためコンプライアンス委員会を設けております。また、同委員会には外部弁護士を招聘し、第三者によるチェック体制も備えております。

(なお、当行及び当行グループに関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項の詳細については、「第一部 企業情報」「第2 事業の状況」「4 事業等のリスク」の項をご参照ください。)

[内部監査体制]

当行の監査部は、取締役社長に直属するとともに、監査役会にも報告を行います。監査部は取締役社長の業務管理責任の遂行、特に有効な内部統制システムを確立する責任の遂行を補佐し、リスク管理およびガバナンス体制の有効性、情報およびITシステムの信頼性ならびに法令規則などの遵守性について、独立した客観的立場からの評価を行うとともに、経営のためのソリューションを提供します。監査部はまた、監査役会と緊密な連携を保持し、内部監査関連情報を監査役会に提供します。さらに、会計監査人と定期的及び必要に応じて意見交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるために相互に連携することに努めております。

監査部は、監査対象となるすべての組織から独立しており、また、定型的な予防的・発見的コントロールを含むあらゆる日常業務および内部管理プロセスから独立しています。

監査の方法は、リスクアプローチを採用しており、当行が直面するリスクを全行的視点からとらえたマクロリスク評価と、各店舗固有のリスクを個別にとらえたマイクロリスク評価との組み合わせにより、包括的なリスク評価を行っています。相対的にリスクが大きいと考えられる業務やプロセスに対しては、優先的に監査資源を投入しています。

内部監査の有効性・効率性を高めるためには、業務部門の情報収集が重要です。監査部では、重要な会議への出席や内部管理資料の閲覧および各業務部門のマネジメントとの定期的な会合を行うなど、日常的なオフサイトモニタリング機能を充実させています。

監査部は、ビジネス監査チーム、IT監査チームおよび品質管理・企画チームで構成され、平成25年3月末現在の人員は28名です。監査部では、監査要員の専門性向上に力を入れており、公認内部監査人や公認情報システム監査人の資格取得も精力的に行っています。また、新たな監査手法の開発・導入に加え、監査業務にかかる基盤の整備も継続的に行っています。

監査部は、これらの内部監査の活動について第三者機関による品質評価を定期的に受けることにより、自らの問題点を客観的に評価・識別し、改善活動に取り組んでいます。これらの活動は、当行グループ会社の内部監査部門とも連携して取り組んでいます。

[会計監査の状況]

当行は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員）は、手塚仙夫氏（継続監査年数4年）、石塚雅博氏（同4年）、松本繁彦氏（同6年）及び濱原啓之氏（同1年）です。

補助者は、税務、デリバティブリスク評価、年金数理、不動産評価、システム等の専門家を含めて計39名となっております。

[監査役／監査役会及び取締役／取締役会と会計監査人等との相互連携並びに内部統制部門との関係]

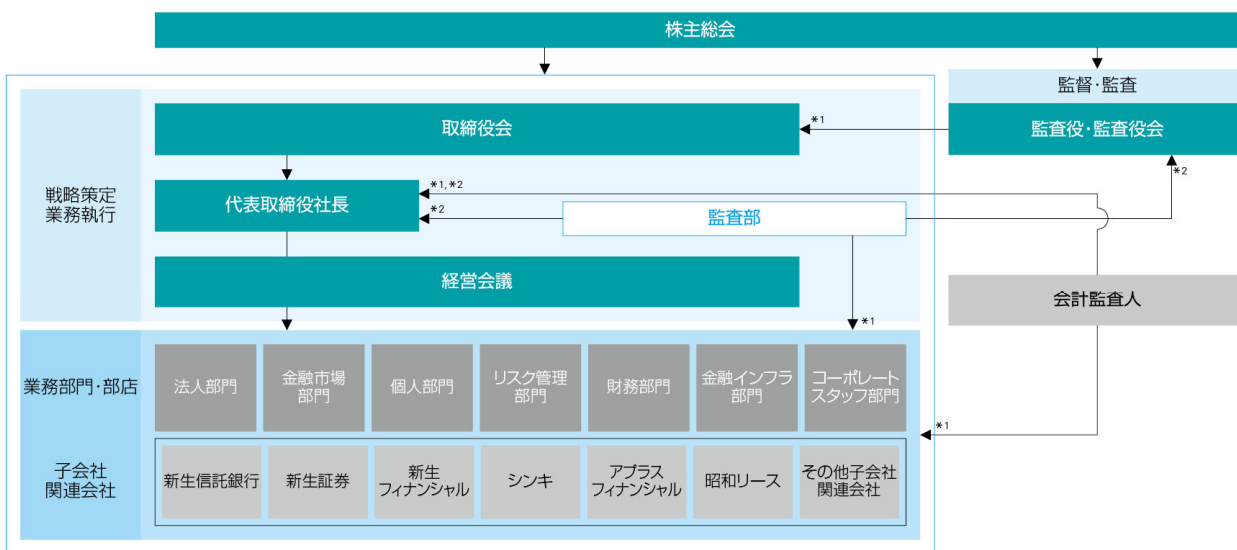
監査役会は、会計監査人を招請し、会計監査人の立場での当行及びグループ会社に関する内部統制の検証状況や会計監査報告の内容の説明を受け、意見交換を行うほか、会計監査人の独立性及び監査の方法の相当性を監査するため、監査計画や会計監査人自身の内部管理の状況等についても聴取しております。また、内部監査を担当する監査部及びリスク管理部門や与信管理部等内部統制システムに関与する各部署より定期的に状況報告を受けることとしております。特に監査部については、内部監査計画について監査役会の承認を得て定めることとしているほか、監査役会に直接報告を行う義務も負っております。定期的な内部監査のほか、監査役会は監査部に個別に監査活動を要請することができます。これらを通じて効率的な監査の実施に努めております。

社外取締役を含む取締役会は、業務執行側から内部統制システムに関連するリスク管理、コンプライアンス体制等の状況についての報告を受けるとともに、監査部からも定期的に内部監査の状況についての報告を受けております。また、監査役会からも監査活動状況のフィードバックを受けております。これらを通じて、業務執行取締役の業務執行が適切に行われるよう監督に努めております。

[企業統治の仕組み]

監査役会設置会社の体制下において、以下の図のとおり仕組みとなっております。

コーポレート・ガバナンス体制図(平成25年6月19日現在)



*1 監査 *2 報告 ■業務部門・部店 ■子会社・関連会社

(2) 役員報酬の状況

当該年度にかかる役員報酬等の総額

区分	支給人数	基本報酬 (百万円)	業績連動報酬 (百万円)	株価連動報酬 (ストックオプション費用) (百万円)	退職慰労金 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
取締役 (社外取締役を除く)	2名	93	-	-	-	-	93
監査役 (社外監査役を除く)	2名 (内 退任済み1名)	20	-	-	-	-	20
社外役員	6名	56	-	0	-	-	56
計	10名 (内 退任済み1名)	169	-	0	-	-	169

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記区分において、執行役員を兼務している取締役が2名おります。
3. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしていません。
4. 当事業年度は退職慰労金を支給していません。
5. 平成22年6月23日開催の第10期定時株主総会決議において、取締役の報酬等の限度額は、年額180百万円（うち社外取締役50百万円）、監査役報酬等の限度額は、年額60百万円と、決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、執行役員を兼務する取締役に対しては、執行役員としての賞与として、年額5百万円を支給しております。

(3) 社外取締役及び社外監査役と提出会社の人的・資本的または取引上の関係等

本報告書提出日現在、取締役6名のうち社外取締役は4名であり、監査役3名のうち社外監査役は2名であります。

当行と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容は任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

社外取締役であるJ. クリストファー フラワーズ、可児 滋、榎原 純及び社外監査役である田村 達也は、当行の普通株式を保有しております。

社外取締役であるJ. クリストファー フラワーズは、J. C. Flowers&Co. LLCのマネージングディレクター兼最高経営責任者を務め、同社が助言を行っているファンドの投資家が、同じく同社より助言を得ている当行主要株主への投資を通じて間接的に当行に投資をしています。また、当行は、同社が助言を行っているファンドに投資をしています。これらを含めた当行との間の取引内容は、「第一部 企業情報」「第5 経理の状況」「1. 連結財務諸表等」「関連当事者情報」に記載の通りであります。

社外取締役である榎原 純は、マネックスグループ株式会社の社外取締役を兼職しており、当行から同社に対する融資取引があります。いずれの社外取締役とも当行との間にその他の特別な利害関係はありません。

それ以外の社外取締役・社外監査役は、当行のその他の取締役・監査役・業務執行者と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。

当行は、社外取締役または社外監査役の選任のための当行からの独立性に関する基準等を特別に定めていません。当行は、社外取締役および社外監査役のうち、主要株主であるJ. クリストファー フラワーズ以外の5名を、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

いずれの社外取締役も客観的かつ中立的な立場から、当行の業務執行を行う経営陣の監督機能を果たしており、また、社外監査役による客観的かつ中立的な監査が実施されています。

(4) 剰余金の配当等の決定機関

当行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項第1号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

なお、当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができること、また、3月31日及び9月30日以外の基準日を定めて剰余金の配当ができることを定款に定めております。

(5) 取締役及び監査役の責任免除について

当行は、取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

(6) 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(7) 株式の保有状況

①投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

47銘柄 12,182百万円

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
貸借対照表計上額の大きい順の銘柄は次のとおりであります。

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
信越化学工業(株)	1,000,000	4,780	引き続き幅広く取引を展開していくため
山崎製パン(株)	1,000,000	1,186	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
三井化学(株)	3,739,000	938	引き続き幅広く取引を展開していくため
全日本空輸(株)	3,000,000	750	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
石原産業(株)	5,000,000	420	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
日本ピストンリング(株)	1,650,000	331	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
(株)池田泉州ホールディングス	2,664,000	306	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
南海電気鉄道(株)	820,000	288	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
東洋ゴム工業(株)	1,161,000	268	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)関西スーパーマーケット	300,000	221	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)鳥取銀行	1,247,000	220	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
大阪証券金融(株)	1,098,300	203	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
(株)八千代銀行	67,300	136	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
コーナン商事(株)	99,700	130	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)ハチバン	298,000	99	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)アドバンテッジリスクマネジメント	5,535	47	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)トマト銀行	250,000	39	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため

(当事業年度)
 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
信越化学工業(株)	1,000,000	6,250	引き続き幅広く取引を展開していくため
山崎製パン(株)	1,000,000	1,280	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
三井化学(株)	3,739,000	766	引き続き幅広く取引を展開していくため
全日本空輸(株)	3,000,000	576	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
東洋ゴム工業(株)	1,161,000	487	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
石原産業(株)	5,000,000	400	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
南海電気鉄道(株)	820,000	322	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
大阪証券金融(株)	1,098,300	303	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
日本ピストンリング(株)	1,650,000	293	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
(株)池田泉州ホールディングス	532,800	282	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)鳥取銀行	1,247,000	250	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)関西スーパーマーケット	300,000	238	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)八千代銀行	67,300	209	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
コーナン商事(株)	99,700	121	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)ハチバン	298,000	101	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)トマト銀行	250,000	43	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため

③保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益および評価損益

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表計 上額の合計額	貸借対照表計 上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益の 合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	6,089	5,874	247	192	(注1)
上記以外の株式	6,771	2,663	32	1,227	1,465 (注2)

(注1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

(注2) このうち、当事業年度における減損処理額は28百万円であります。

④当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
(株)アドバンテッジリスクマネジメント	4,155	149

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当行の監査公認会計士等である有限責任監査法人トーマツあて報酬は以下の通りです。

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	387	38	391	13
連結子会社	348	5	324	6
計	736	43	715	20

② 【その他重要な報酬の内容】

有限責任監査法人トーマツが所属する国際的会計事務所デロイト トウシュ トーマツのメンバーファームに対する報酬は以下の通りであります。（除く、有限責任監査法人トーマツあて）

監査証明業務は、主に海外子会社に対する現地メンバーファームによる会計監査、非監査業務は、投資案件等にかかる税務を含めた調査・助言に対する報酬などを含みます。

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	7	—	16
連結子会社	38	27	41	41
計	38	35	41	58

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、非監査業務には、自己資本比率の内部管理体制についての調査報告等が含まれます。

④ 【監査報酬の決定方針】

前年度実績比、同業他社比及び経営環境の変化を考慮し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行うセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※9 413,721	※9 648,897
コールローン及び買入手形	15,745	18,806
買現先勘定	18,362	78,507
債券貸借取引支払保証金	114,080	19,083
買入金銭債権	130,943	112,318
特定取引資産	※2, ※9 202,675	※2, ※9 287,907
金銭の信託	※9 267,628	※9 233,847
有価証券	※1, ※2, ※9, ※18 1,873,493	※1, ※2, ※9, ※18 1,842,344
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 4,136,827	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 4,292,464
外国為替	※7 18,896	※7 33,857
リース債権及びリース投資資産	※9 197,432	※9 203,590
その他資産	※3, ※4, ※5, ※6, ※9, ※11 686,716	※3, ※4, ※5, ※6, ※9, ※11 770,905
有形固定資産	※12, ※13 54,131	※12, ※13 52,716
建物	22,399	20,580
土地	7,634	7,286
有形リース資産	※14 17,292	※9, ※14 18,961
建設仮勘定	230	226
その他の有形固定資産	6,574	5,661
無形固定資産	81,053	68,429
ソフトウェア	22,766	20,491
のれん	※15 41,951	※15 35,394
無形リース資産	※14 7	※14 3
無形資産	16,262	12,487
その他の無形固定資産	65	51
債券繰延資産	135	95
繰延税金資産	15,834	16,339
支払承諾見返	562,624	511,032
貸倒引当金	△180,633	△161,810
資産の部合計	8,609,672	9,029,335

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
預金	※9 5,184,326	※9 5,252,935
譲渡性預金	178,084	204,600
債券	294,139	262,342
コールマネー及び売渡手形	※9 210,163	※9 170,094
債券貸借取引受入担保金	※9 148,590	※9 47,069
特定取引負債	176,044	240,099
借入金	※9, ※16 476,731	※9, ※16 719,292
外国為替	11	174
短期社債	50,700	82,800
社債	※9, ※17 168,797	※9, ※17 174,286
その他負債	※9 465,698	※9 630,759
賞与引当金	7,262	7,604
役員賞与引当金	40	54
退職給付引当金	7,027	7,309
役員退職慰労引当金	231	245
利息返還損失引当金	50,913	34,983
特別法上の引当金	1	0
繰延税金負債	626	7
支払承諾	※9 562,624	※9 511,032
負債の部合計	7,982,014	8,345,690
純資産の部		
資本金	512,204	512,204
資本剰余金	79,461	79,461
利益剰余金	58,863	107,288
自己株式	△72,558	△72,558
株主資本合計	577,970	626,395
その他有価証券評価差額金	△674	3,825
繰延ヘッジ損益	△11,754	△11,605
為替換算調整勘定	△1,117	1,475
その他の包括利益累計額合計	△13,545	△6,305
新株予約権	1,354	1,238
少数株主持分	61,877	62,315
純資産の部合計	627,657	683,644
負債及び純資産の部合計	8,609,672	9,029,335

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
経常収益	413,232	386,079
資金運用収益	159,722	147,834
貸出金利息	140,336	128,560
有価証券利息配当金	17,811	17,028
コールローン利息及び買入手形利息	86	76
買現先利息	24	187
債券貸借取引受入利息	36	58
預け金利息	370	334
その他の受入利息	1,055	1,590
役務取引等収益	46,915	40,309
特定取引収益	16,730	22,698
その他業務収益	※1 150,212	※1 141,266
その他経常収益	39,652	33,969
償却債権取立益	10,832	16,233
その他の経常収益	※2 28,819	※2 17,736
経常費用	396,481	331,584
資金調達費用	42,821	36,149
預金利息	28,664	23,066
譲渡性預金利息	374	373
債券利息	1,478	979
コールマネー利息及び売渡手形利息	167	152
売現先利息	—	11
債券貸借取引支払利息	414	298
借入金利息	5,582	5,264
短期社債利息	377	528
社債利息	5,749	5,467
その他の支払利息	12	7
役務取引等費用	21,723	21,134
特定取引費用	3,094	2,669
その他業務費用	※3 112,336	※3 99,833
営業経費	142,354	141,798
のれん償却額	7,697	7,036
無形資産償却額	4,258	3,774
その他の営業経費	130,399	130,987
その他経常費用	74,150	29,998
貸倒引当金繰入額	19,020	13,785
その他の経常費用	※4 55,130	※4 16,213
経常利益	16,750	54,495

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
特別利益	3,014	1,162
固定資産処分益	455	311
その他の特別利益	※5 2,558	※5 850
特別損失	4,419	1,782
固定資産処分損	974	128
減損損失	※6 1,092	※6 916
その他の特別損失	※7 2,352	736
税金等調整前当期純利益	15,345	53,875
法人税、住民税及び事業税	2,925	595
法人税等調整額	2,433	△1,334
法人税等合計	5,359	△738
少数株主損益調整前当期純利益	9,986	54,614
少数株主利益	3,555	3,534
当期純利益	6,430	51,079

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	9,986	54,614
その他の包括利益	※1 14,019	※1 8,098
その他有価証券評価差額金	14,516	4,266
繰延ヘッジ損益	△1,556	148
為替換算調整勘定	1,027	2,889
持分法適用会社に対する持分相当額	32	794
包括利益	24,006	62,713
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	20,820	58,319
少数株主に係る包括利益	3,185	4,393

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	512,204	512,204
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	512,204	512,204
資本剰余金		
当期首残高	79,461	79,461
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	79,461	79,461
利益剰余金		
当期首残高	55,087	58,863
当期変動額		
剰余金の配当	△2,653	△2,653
当期純利益	6,430	51,079
連結子会社増加による増加高	—	0
連結子会社増加による減少高	△0	△0
連結子会社減少による減少高	△0	△0
当期変動額合計	3,775	48,425
当期末残高	58,863	107,288
自己株式		
当期首残高	△72,558	△72,558
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	△72,558	△72,558
株主資本合計		
当期首残高	574,195	577,970
当期変動額		
剰余金の配当	△2,653	△2,653
当期純利益	6,430	51,079
連結子会社増加による増加高	—	0
連結子会社増加による減少高	△0	△0
連結子会社減少による減少高	△0	△0
当期変動額合計	3,775	48,425
当期末残高	577,970	626,395

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△15,225	△674
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,551	4,499
当期変動額合計	14,551	4,499
当期末残高	△674	3,825
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△10,197	△11,754
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,556	148
当期変動額合計	△1,556	148
当期末残高	△11,754	△11,605
為替換算調整勘定		
当期首残高	△2,511	△1,117
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,394	2,592
当期変動額合計	1,394	2,592
当期末残高	△1,117	1,475
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△27,935	△13,545
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,389	7,240
当期変動額合計	14,389	7,240
当期末残高	△13,545	△6,305
新株予約権		
当期首残高	1,413	1,354
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△58	△115
当期変動額合計	△58	△115
当期末残高	1,354	1,238
少数株主持分		
当期首残高	63,481	61,877
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,603	438
当期変動額合計	△1,603	438
当期末残高	61,877	62,315

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
純資産合計		
当期首残高	611,154	627,657
当期変動額		
剰余金の配当	△2,653	△2,653
当期純利益	6,430	51,079
連結子会社増加による増加高	—	0
連結子会社増加による減少高	△0	△0
連結子会社減少による減少高	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,727	7,562
当期変動額合計	16,502	55,987
当期末残高	627,657	683,644

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	15,345	53,875
減価償却費（リース賃貸資産を除く）	10,130	10,502
のれん償却額	7,697	7,036
無形資産償却額	4,258	3,774
減損損失	1,092	916
持分法による投資損益（△は益）	△3,429	1,309
貸倒引当金の増減（△）	△11,946	△18,942
賞与引当金の増減額（△は減少）	△833	336
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△3,988	291
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	7,714	△15,930
その他の引当金の増減額（△は減少）	△52	29
資金運用収益	△159,722	△147,834
資金調達費用	42,821	36,149
有価証券関係損益（△）	1,971	△5,324
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△5,685	△5,027
為替差損益（△は益）	9,216	△31,199
固定資産処分損益（△は益）	518	△183
特定取引資産の純増（△）減	△7,279	△85,231
特定取引負債の純増減（△）	28,257	64,055
貸出金の純増（△）減	128,328	△153,821
預金の純増減（△）	△251,086	68,609
譲渡性預金の純増減（△）	4,038	26,515
債券の純増減（△）	△54,131	△31,797
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△1,182,159	243,287
社債（劣後特約付社債を除く）の純増減（△）	△6,546	△2,510
預け金（無利息預け金を除く）の純増（△）減	69,883	8,776
コールローン等の純増（△）減	△34,108	△63,205
買入金銭債権の純増（△）減	23,991	22,312
債券貸借取引支払保証金の純増（△）減	△103,692	94,996
コールマネー等の純増減（△）	49,833	△40,069
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	△121,106	△101,521
外国為替の純増（△）減	23,144	△14,798
短期社債（負債）の純増減（△）	27,900	32,100
信託勘定借の純増減（△）	139	△7,146
資金運用による収入	163,093	149,077
資金調達による支出	△39,870	△26,279
売買目的有価証券の純増（△）減	438	△49
運用目的の金銭の信託の純増（△）減	31,937	33,743
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	9,629	△5,499
その他	6,078	59,437
小計	△1,318,177	160,762
法人税等の支払額	△3,092	△696

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,321,270	160,065
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△699,368	△8,549,411
有価証券の売却による収入	1,232,903	8,200,931
有価証券の償還による収入	883,190	423,914
金銭の信託の設定による支出	△87,433	△85,270
金銭の信託の解約及び配当による収入	46,006	90,342
有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	△5,944	△3,209
無形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	△6,702	△4,249
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	4,912	14,588
その他	1,006	133
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,368,571	87,769
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	38,600	—
劣後特約付借入金の返済による支出	△47,000	△1,000
劣後特約付社債の発行による収入	—	6,349
劣後特約付社債の償還による支出	—	△5,000
少数株主からの払込みによる収入	91	262
少数株主への払戻による支出	△760	△1,043
配当金の支払額	△2,653	△2,653
少数株主への配当金の支払額	△3,297	△3,145
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,019	△6,230
現金及び現金同等物に係る換算差額	43	68
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	32,324	241,672
現金及び現金同等物の期首残高	300,474	332,798
現金及び現金同等物の期末残高	※1 332,798	※1 574,470

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 186社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。
(連結の範囲の変更)

新生企業投資株式会社他58社は設立により、有限会社エス・エル・ヒマラヤ他2社は重要性が増加したことにより、当連結会計年度から連結しております。

また、Woori SB Fifth Asset Securitization Specialty Co., Ltd.他3社は清算により、有限会社エスエヌアール・フォー他2社は株式売却により、New Life Investments Limited及びSUNRISE SHIPPING SERVICES S.A. は重要性が減少したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 83社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他64社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 0社

(2) 持分法適用の関連会社 15社

主要な会社名

Comox Holdings Ltd.

日盛金融控股股份有限公司

(持分法適用の範囲の変更)

フェムトグロースキャピタル有限責任事業組合は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、MC Capital Asia Pacific 投資事業有限責任組合は清算により、持分法の適用対象から除いております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 83社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他64社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号により、持分法の適用対象から除いております。

その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の適用対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社 0社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 140社

7月末日 3社

9月末日 2社

11月末日 1社

12月末日 36社

1月末日 1社

2月末日 3社

(2) 3月末日以外の日を決算日とする連結子会社のうち9社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(5) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(借手側のリース資産を除く)

有形固定資産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については主として定額法、その他の動産については主として定率法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～50年

その他：2年～20年

また、有形リース資産は、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当行及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産(借手側のリース資産を除く)

無形固定資産のうち無形資産は、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。

(昭和リース株式会社)

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年
契約価値 (サブリース契約関係)	定額法	契約残存年数による

(新生フィナンシャル株式会社)

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年

また、のれん及び平成22年3月末日以前に発生した負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産 (借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(6) 繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり処理しております。

(イ) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

(ロ) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

当行では破綻懸念先、貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は155,879百万円（前連結会計年度末は165,992百万円）であります。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、主としてそれぞれの発生年度から損益処理

なお、当行の会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(11) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(12) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

なお、新生フィナンシャル株式会社を買収した際に当行がGEジャパン・ホールディングス株式会社と締結した新生フィナンシャル株式譲渡契約において、買収後の新生フィナンシャル株式会社の過払利息返還額について、双方の負担割合を取り決めているため、新生フィナンシャル株式会社の利息返還損失引当金の算定に際しては、当該契約条項を勘案しております。

(13) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、国内証券連結子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項の定めるところにより算出した額を計上しております。

(14) 重要な収益及び費用の計上基準

(イ) 信販業務の収益の計上基準

信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

総合・個品あっせん 7・8分法

信用保証(保証料契約時一括受領) 7・8分法

信用保証(保証料分割受領) 定額法

(残債方式契約)

総合・個品あっせん 残債方式

信用保証(保証料分割受領) 残債方式

(注)計上方法の内容は次のとおりであります。

①7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。

②残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。

(ロ) リース業務の収益の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。

なお、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末（平成20年3月31日）における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は1,009百万円増加（前連結会計年度は1,974百万円増加）しております。

(ハ) 消費者金融業務の収益の計上基準

消費者金融専門の連結子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率又は約定利率のいずれか低い利率により計上しております。

(15) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

(17) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。

(18) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(19) 連結納税制度の適用

当行及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

【未適用の会計基準等】

1. 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

- (1) 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法を変更し、開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

- (2) 適用予定日

①については、平成25年4月1日に開始する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

- (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
株式	38,661百万円	39,172百万円
出資金	3,059百万円	1,927百万円

※ 2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
(再)担保に差し入れている有価証券	11,066百万円	47,380百万円
当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	87,441百万円	51,172百万円

※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	8,145百万円	20,577百万円
延滞債権額	316,727百万円	252,916百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	368百万円	263百万円
延滞債権額	10,259百万円	9,372百万円

※ 4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	1,754百万円	1,258百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	320百万円	261百万円

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	45,321百万円	38,117百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	1,564百万円	1,155百万円

※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
合計額	371,949百万円	312,869百万円

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
合計額	12,513百万円	11,052百万円

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	11,169百万円	9,092百万円

※8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金元本の残高の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	18,441百万円	16,219百万円

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	7,891百万円	8,125百万円

※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	203百万円	165百万円
特定取引資産	33,915百万円	15,484百万円
金銭の信託	1,767百万円	4,171百万円
有価証券	625,163百万円	872,770百万円
貸出金	191,990百万円	121,584百万円
リース債権及びリース投資資産	85,050百万円	84,140百万円
その他資産	32,278百万円	42,298百万円
有形リース資産	－百万円	2,558百万円

担保資産に対応する債務

預金	568百万円	418百万円
コールマネー及び売渡手形	210,000百万円	170,000百万円
債券貸借取引受入担保金	136,006百万円	43,945百万円
借用金	172,673百万円	447,809百万円
社債	14,069百万円	10,159百万円
その他負債	33百万円	2,483百万円
支払承諾	920百万円	914百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
有価証券	364,798百万円	173,655百万円

また、「その他資産」には、先物取引差入証拠金、保証金、金融商品等差入担保金及び現先取引に係る差入保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
先物取引差入証拠金	5,383百万円	5,103百万円
保証金	13,269百万円	13,478百万円
金融商品等差入担保金	23,935百万円	16,718百万円
現先取引に係る差入保証金	－百万円	4,473百万円

※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
融資未実行残高	4,026,211百万円	3,802,064百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	3,806,561百万円	3,636,321百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※11. その他資産には、割賦売掛金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
割賦売掛金	347,935百万円	365,817百万円

※12. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
減価償却累計額	52,096百万円	52,878百万円

※13. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
圧縮記帳額	32百万円	31百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(△0百万円)

※14. 「有形リース資産」及び「無形リース資産」は、貸手側のオペレーティング・リース取引に係るリース資産であります。

※15. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産の「のれん」として表示しております。
相殺前の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
のれん	47,574百万円	40,655百万円
負ののれん	5,623百万円	5,260百万円
差引額	41,951百万円	35,394百万円

※16. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
劣後特約付借入金	93,000百万円	92,000百万円

※17. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
劣後特約付社債	145,676百万円	153,675百万円

※18. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	45,008百万円	31,675百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. その他業務収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
リース収入	91,455百万円	87,144百万円

※ 2. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
金銭の信託運用益	8,271百万円	8,315百万円
株式等売却益	8,639百万円	3,144百万円

※ 3. その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
リース原価	78,343百万円	76,935百万円

※ 4. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
貸出金償却	5,751百万円	8,468百万円
株式等償却	9,034百万円	1,996百万円
利息返還損失引当金繰入額	32,885百万円	－百万円

※ 5. その他の特別利益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
子会社株式売却益	2,488百万円	452百万円

※ 6. 減損損失には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)

減損損失には、当行の以下の資産グループに係る減損損失を含んでおります。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
神奈川県・大阪府	出張所店舗等	建物及びその他の有形固定資産	51
東京都・千葉県	システム関連資産	建物、その他の有形固定資産及びソフトウェア	847
計			898

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

当行では、個人部門及び金融市場部門の一部の支店出張所等について、事業環境等を勘案し、移転・統合による廃止を決定した店舗等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減損しております。また、システム関連の遊休資産についても、同様に帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは266百万円、その他の有形固定資産に関するものは16百万円、ソフトウェアに関するものは615百万円であります。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

減損損失には、当行の以下の資産グループに係る減損損失を含んでおります。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
東京都・大阪府等	支店店舗及びATM等	建物及びその他の有形固定資産	676
東京都	システム関連資産	その他の有形固定資産及びソフトウェア	37
計			714

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

当行では、事業環境等を勘案し、個人部門において廃止を決定した店舗及びATM等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減損しております。また、システム関連の遊休資産についても、同様に帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは652百万円、その他の有形固定資産に関するものは29百万円、ソフトウェアに関するものは32百万円であります。

※7. その他の特別損失には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
ソフトウェア除却損(注)	1,901百万円	－百万円

(注) 株式会社アプラスフィナンシャルにおけるソフトウェアの除却による損失であります。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	7,296	9,140
組替調整額	7,165	△4,567
税効果調整前	14,461	4,573
税効果額	55	△307
その他有価証券評価差額金	14,516	4,266
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△4,799	△2,947
組替調整額	3,132	3,142
税効果調整前	△1,667	195
税効果額	111	△47
繰延ヘッジ損益	△1,556	148
為替換算調整勘定		
当期発生額	520	3,344
組替調整額	506	△454
税効果調整前	1,027	2,889
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	1,027	2,889
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	32	737
組替調整額	—	57
税効果調整前	32	794
税効果額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	32	794
その他の包括利益合計	14,019	8,098

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,750,346	—	—	2,750,346	
合計	2,750,346	—	—	2,750,346	
自己株式					
普通株式	96,427	—	—	96,427	
合計	96,427	—	—	96,427	

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	2,653	1.00	平成23年3月31日	平成23年6月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月8日 取締役会	普通株式	2,653	その他利益 剰余金	1.00	平成24年3月31日	平成24年5月31日

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,750,346	—	—	2,750,346	
合計	2,750,346	—	—	2,750,346	
自己株式					
普通株式	96,427	—	—	96,427	
合計	96,427	—	—	96,427	

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年5月8日 取締役会	普通株式	2,653	1.00	平成24年3月31日	平成24年5月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年5月8日 取締役会	普通株式	2,653	その他利益 剰余金	1.00	平成25年3月31日	平成25年5月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金預け金勘定	413,721百万円	648,897百万円
有利息預け金	△80,923百万円	△74,426百万円
現金及び現金同等物	<u>332,798百万円</u>	<u>574,470百万円</u>

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として建物、工具、器具及び備品であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(5)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
リース料債権部分	179,777	172,465
見積残存価額部分	7,676	6,976
受取利息相当額	△21,988	△20,817
その他	206	259
リース投資資産	165,672	158,884

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当連結会計年度 (平成25年3月31日)	
	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に 係るリース料債権 部分	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産 に係るリース料 債権部分
1年内	8,981	62,193	13,165	55,972
1年超2年内	8,158	44,563	11,156	42,518
2年超3年内	6,408	30,900	8,889	29,882
3年超4年内	4,591	18,579	6,567	19,394
4年超5年内	3,037	9,404	4,285	9,963
5年超	2,957	14,136	3,557	14,733
合計	34,134	179,777	47,621	172,465

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	4,046	4,011
1年超	21,021	17,684
合 計	25,068	21,695

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	3,832	4,497
1年超	17,101	19,099
合 計	20,934	23,597

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務のほかコンシューマーファイナンス業務及びコマースファイナンス業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うにあたり、長期的かつ安定的な調達として、リテール顧客の預金による調達に重点をおくとともに、貸出金その他の資産の流動化等による調達の分散化も図っております。子会社及び関連会社においては、他の金融機関からの間接金融による調達も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①金融資産

当行グループが保有する金融資産については以下のようなリスクに晒されております。

(貸出金)

主に国内の法人顧客やリテールファイナンス業務における個人顧客に対する営業貸付金であり、顧客の契約上の債務不履行によって損失がもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

平成24年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約17%であります。また、不動産業分野の占める割合は約15%であります。そのうち6割超はノンリコースローンであります。

平成25年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約17%であります。また、不動産業分野の占める割合は約14%であります。そのうち6割弱はノンリコースローンであります。

(有価証券)

主に債券、株式のほか、外国証券、組合等出資金に対する投資であり、金利リスク、為替リスク、債券及び株式市場の価格変動リスク等による影響を受けるほか、さらに、発行体の信用格付の格下げもしくはデフォルト等による信用リスクに晒されております。

(買入金銭債権、金銭の信託)

当行のクレジットトレーディングや証券化業務における、住宅ローン、不良債権、売掛債権等の多様な金融資産に対する投資であり、最終的にはこれを回収、売却もしくは証券化することを目的としております。これらの金融資産から得られる収益が予想より少ない場合には当行グループの損益及び財政面に悪影響を与える可能性があります。また、これらの金融資産の市場規模及び価格の変動によって投資活動の結果が大きく変動するリスクがあります。

(リース債権及びリース投資資産、割賦売掛金)

連結子会社の保有するリース債権及びリース投資資産並びに割賦売掛金は、貸出金と同様、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

②金融負債

当行グループの主な金融負債は、主として預金であり、信用力の低下等により、必要な資金を調達できなくなる、又は、通常より高い資金調達コスト負担を強いられる等のリスク（流動性リスク）に晒されております。

また、当行では、定期預金を重要な資産負債管理手段として活用することで、資金調達における年限の多様化、及び再調達期日の分散化に努めております。また、インターバンクの資金調達だけに頼らずに、コアとなるリテール預金や法人預金及び資本によって、資金調達を賄うことを目標としております。

③デリバティブ取引

当行グループの行っているデリバティブ取引は以下のとおりであり、顧客のニーズに対応した商品提供のための対顧客取引及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、ALM目的の取引、ヘッジ取引等のために行っております。

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| (i) 金利関連 | 金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション |
| (ii) 通貨関連 | 通貨スワップ、為替予約、通貨オプション |
| (iii) 株式関連 | 株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等 |
| (iv) 債券関連 | 債券先物、債券先物オプション |
| (v) クレジット・デリバティブ関連 | クレジット・デフォルト・オプション等 |

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

- (i) 市場リスク 取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスク
- (ii) 信用リスク 取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスク
- (iii) 流動性リスク 所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスク

また、デリバティブ取引によるリスクの削減効果をより適切に連結財務諸表に反映するために、当行グループの資産・負債をヘッジ対象とし、金利スワップ及び通貨スワップ等をヘッジ手段とするヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループの信用リスク管理では、リスクに対する十分なリターンを確保し、特定の業種又は特定の顧客グループへの過度の集中を避け、クレジットポートフォリオについて最悪のシナリオに基づく潜在的な損失を認識しつつ管理することに重点を置いております。

当行法人向け業務の信用リスク管理の具体的な指針につきましては各種手続体系に定めており、管理の体系は個別案件の信用リスク管理とポートフォリオベースの信用リスク管理に大別されます。

個別案件の信用リスク管理については、案件与信額、取引先のグループ企業に対する総与信額及び格付等に応じて、決裁権限レベルを定めており、営業推進部門とリスク管理部門の権限委譲者による一致によってのみ決裁され、リスク管理部門に拒否権がある体系となっております。

ポートフォリオベースの信用リスク管理では、業種や格付、顧客グループにおいてリスクが分散されるように、ポートフォリオリスク統轄部がセグメント別のリスクの分散状況及び取引先の格付変動要因をモニタリングするとともに、四半期毎にリスクポリシー委員会に対して包括的な報告を行っております。

与信案件の信用リスクについては、信用ランク別デフォルト率やデフォルト時損失率、非期待損失率に基づき、計量化しております。取引相手の信用リスクを削減するために、担保・保証等により保全し、年1回以上の頻度で評価の見直しを行っております。

また、デリバティブ取引などの市場取引に伴う準与信のリスクについては、公正価値と将来の価値変動の推定をベースとして管理しております。

一方、コンシューマーファイナンス業務の信用リスク管理に関しては、各子会社のリスク管理部門が、信用コストの悪化傾向を早期に把握し改善するため、初期与信の精度、ポートフォリオの質、債権回収のパフォーマンスに分けて、それぞれの先行指標を毎月モニタリングし、悪化傾向がある場合は、速やかに改善するアクションを実施しております。

また、リスク戦略は単に損失を回避するのではなく適切なリスクとリターンのバランスを取るような戦略を実施しております。

このようなリスク戦略を適切に行うため、当行の個人商品リスク管理部は、月次でリスクパフォーマンスレビューを開催し、これらの各先行指標などを分析および評価し、リスク管理に関する方針・戦略について各子会社のリスク管理責任者へ助言を行っております。

更に、当ビジネスのパフォーマンスについては、四半期毎にリスクポリシー委員会に対して報告を行っております。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクを指し、当行グループでは、オフ・バランス取引を含むすべての資産・負債をトレーディング勘定及びバンキング勘定に分類し、ALM委員会で主としてバンキング勘定の資産・負債管理に係るレビュー及び意思決定を行っており、市場取引統轄委員会でトレーディング勘定のレビュー及び意思決定を行っております。

金利感応度を有するバンキング勘定の資産・負債の金利リスク管理は、「資産負債総合管理ポリシー」に基づきALM委

員会により運営されております。

トレーディング勘定のバリュー・アット・リスク（「VaR」）などの限度枠は、「トレーディング業務におけるリスク管理ポリシー&プロシージャー」に基づき経営会議により承認されます。市場取引統轄委員会は月2回実施され、フロントオフィスや市場リスク管理部からの報告に基づきレビューを行っております。市場リスク管理部は、トレーディング及びバンキング勘定における市場リスクを適時に認識、モニタリング及び報告する責任を負い、経営層、管理部門及びフロントオフィスに対して、リスク情報の報告に加え、定期的なリスク分析及び提案を行っております。通常のバンキング業務の運営に起因するバランスシートの管理はトレジャリー本部が行い、トレーディング業務の業務執行は、市場営業本部が行っております。

当行グループでは市場リスクを日次で定量化し、市場状況に応じてリスク調整を行うことでリスク管理を行っております。

市場リスクに係る定量的情報は次のとおりであります。

(イ) トレーディング目的の金融商品

当行グループでは、「特定取引資産」、「特定取引負債」、「有価証券」のうちの売買目的有価証券及び「デリバティブ取引」のうちトレーディング目的として保有しているものに関する市場リスクの定量分析にVaRを利用しています。VaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

平成25年3月31日現在で当行グループのトレーディング業務のVaRは、全体で1,642百万円（前連結会計年度末は1,229百万円）であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(ロ) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン及び買入手形」、「買現先勘定」、「債券貸借取引支払保証金」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」のうち満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券、「貸出金」、「リース債権及びリース投資資産」、「割賦売掛金」、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「コールマネー及び売渡手形」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「短期社債」、「社債」、「デリバティブ取引」のうちトレーディング目的以外の金利スワップ取引等であります。当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、決算日後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価に与える影響額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該影響額は、対象の金融資産及び金融負債の残高を、金利期日に応じて適切な期間に分解し、一定の金利変動幅を用いて算定しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成25年3月31日現在、指標となる金利が10ベース・ポイント（0.10%）上昇したものと想定した場合には、時価は3,456百万円減少（前連結会計年度末は247百万円減少）し、10ベース・ポイント（0.10%）下落したものと想定した場合には、時価は767百万円増加（前連結会計年度末は478百万円増加）するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 流動性リスクの管理

資金流動性リスクについての経営層によるレビュー及び意思決定機関であるALM委員会は、流動性ギャップ限度枠及び最低資金流動性準備額を設定することにより、流動性リスクを管理しております。

「資金流動性管理ポリシー」に基づき、複数の流動性計測を行い、緊急時等において予測される資金ネット流出額累計値を上回る流動性準備額を確保する態勢としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目等は次表には含めておりません。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額 (△は損)
(1) 現金預け金	413,721	413,721	—
(2) コールローン及び買入手形	15,745	15,745	—
(3) 買現先勘定	18,362	18,510	147
(4) 債券貸借取引支払保証金	114,080	114,080	—
(5) 買入金銭債権			
売買目的の買入金銭債権	67,226	67,226	—
その他の買入金銭債権 (*1)	62,521	62,600	79
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	58,444	58,444	—
(7) 金銭の信託 (*1)	267,040	268,932	1,892
(8) 有価証券			
売買目的有価証券	613	613	—
満期保有目的の債券	658,558	667,553	8,994
その他有価証券	1,092,393	1,092,393	—
関連会社株式	21,745	19,785	△1,960
(9) 貸出金 (*2)	4,136,827		
貸倒引当金	△140,609		
	3,996,218	4,106,373	110,155
(10) リース債権及びリース投資資産 (*1)	192,093	193,838	1,744
(11) その他資産			
割賦売掛金	347,935		
割賦利益繰延	△11,840		
貸倒引当金	△11,408		
	324,686	340,682	15,996
資産計	7,303,453	7,440,502	137,049
(1) 預金	5,184,326	5,213,642	△29,316
(2) 譲渡性預金	178,084	178,048	36
(3) 債券	294,139	295,192	△1,053
(4) コールマネー及び売渡手形	210,163	210,163	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	148,590	148,590	—
(6) 特定取引負債			
売付商品債券	48,058	48,058	—
(7) 借入金	476,731	475,280	1,450
(8) 短期社債	50,700	50,700	—
(9) 社債	168,797	154,623	14,173
負債計	6,759,592	6,774,301	△14,708
デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△25,567	△25,567	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△18,494	△18,494	—
デリバティブ取引計	△44,062	△44,062	—

(単位：百万円)

	契約額等	時価
その他 債務保証契約 (*4)	562,624	△4,101

(*1) 買入金銭債権、金銭の信託並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権（463,248百万円）について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、50,913百万円の利息返還損失引当金を計上しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(*4) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額 (△は損)
(1) 現金預け金	648,897	648,897	—
(2) コールローン及び買入手形	18,806	18,806	—
(3) 買現先勘定	78,507	78,948	440
(4) 債券貸借取引支払保証金	19,083	19,083	—
(5) 買入金銭債権			
売買目的の買入金銭債権	66,965	66,965	—
その他の買入金銭債権 (*1)	44,338	44,640	301
(6) 特定取引資産			
売買目的の有価証券	31,890	31,890	—
(7) 金銭の信託 (*1)	233,714	238,291	4,577
(8) 有価証券			
売買目的有価証券	662	662	—
満期保有目的の債券	639,809	649,174	9,365
その他有価証券	1,094,814	1,094,814	—
関連会社株式	36,557	30,286	△6,271
(9) 貸出金 (*2)	4,292,464		
貸倒引当金	△121,328		
	4,171,136	4,248,691	77,555
(10) リース債権及びリース投資資産 (*1)	199,177	200,125	947
(11) その他資産			
割賦売掛金	365,817		
割賦利益繰延	△12,111		
貸倒引当金	△10,819		
	342,886	354,528	11,641
資産計	7,627,249	7,725,806	98,557
(1) 預金	5,252,935	5,267,724	△14,788
(2) 譲渡性預金	204,600	204,580	19
(3) 債券	262,342	262,768	△426
(4) コールマネー及び売渡手形	170,094	170,094	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	47,069	47,069	—
(6) 特定取引負債			
売付商品債券	15,925	15,925	—
(7) 借入金	719,292	718,119	1,172
(8) 短期社債	82,800	82,800	—
(9) 社債	174,286	171,091	3,194
負債計	6,929,344	6,940,172	△10,829
デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△17,733	△17,733	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△16,521	△16,521	—
デリバティブ取引計	△34,255	△34,255	—

（単位：百万円）

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約 (*4)	511,032	△4,460

(*1) 買入金銭債権、金銭の信託並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権（389,310百万円）について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、34,983百万円の利息返還損失引当金を計上しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(*4) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（6カ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

約定期間が短期間（3カ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買現先勘定

約定期間が短期間（3カ月以内）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、約定期間が3カ月を超えるものについては、固定金利によるものは約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等（担保考慮後）の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

(6) 特定取引資産

特定取引目的で保有する債券等の有価証券については、市場価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

(7) 金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等（担保考慮後）の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンは、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位毎に、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(10) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、リース対象資産の商品分類等に基づく単位毎に、主として約定キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(11) 割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位毎に、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間（6カ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金の時価は、満期までの約定キャッシュ・フローを、同様の預金を新規に受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 債券、及び(9) 社債

公募債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債又は債券の時価については、見積りキャッシュ・フローを直近3カ月の法人預金及び金融債による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって、また個人向け金融債（財形、リッチョー）については、直近月発行の調達実績利率によって割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(4) コールマネー及び売渡手形、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（3カ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引負債

特定取引目的の売付商品債券については、市場価格によっております。

(7) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、変動金利によるものは連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、当行及び連結子会社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(8) 短期社債

約定期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額によっております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
①非上場株式(*1) (*2)	27,762	12,819
②組合出資金等(*1) (*2)	72,420	57,681
合計	100,182	70,501

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。また、組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について3,172百万円、組合出資金等について1,524百万円の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について1,271百万円、組合出資金等について606百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	410,135	—	—	—
コールローン及び買入手形	15,745	—	—	—
買現先勘定	—	—	18,362	—
債券貸借取引支払保証金	114,080	—	—	—
買入金銭債権				
その他の買入金銭債権	12,727	14,137	11,857	24,994
有価証券				
満期保有目的の債券	22,953	443,000	129,013	66,273
うち国債	—	443,000	120,000	20,000
社債	22,953	—	—	—
その他	—	—	9,013	46,273
その他有価証券のうち満期があるもの	538,849	169,835	189,272	177,822
うち国債	362,700	65,035	121,200	145,000
地方債	1,243	—	500	—
社債	115,295	82,280	37,961	3,791
その他	59,610	22,519	29,610	29,031
貸出金	919,882	926,807	619,449	1,350,834
リース債権及びリース投資資産	64,115	82,090	32,242	16,226
割賦売掛金	137,868	128,648	40,321	22,704
合計	2,236,358	1,764,519	1,040,519	1,658,857

(注) なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	645,350	—	—	—
コールローン及び買入手形	18,806	—	—	—
買現先勘定	19,997	—	58,510	—
債券貸借取引支払保証金	19,083	—	—	—
買入金銭債権				
その他の買入金銭債権	12,204	15	12,002	21,130
有価証券				
満期保有目的の債券	153,000	370,000	60,343	59,559
うち国債	153,000	370,000	50,000	10,000
社債	—	—	—	—
その他	—	—	10,343	49,559
その他有価証券のうち満期があるもの	88,019	165,494	674,570	150,003
うち国債	5,035	50,000	592,000	102,500
地方債	—	—	500	—
社債	72,894	69,932	30,066	22,418
その他	10,090	45,561	52,003	25,085
貸出金	884,862	987,834	659,287	1,491,545
リース債権及びリース投資資産	62,832	83,735	36,415	17,731
割賦売掛金	156,700	141,341	37,886	18,512
合計	2,060,856	1,748,420	1,539,016	1,758,482

（注）なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	3,933,522	1,074,126	86,874	89,803
譲渡性預金	177,084	1,000	—	—
債券	60,441	103,126	130,471	100
コールマネー及び売渡手形	210,081	81	—	—
債券貸借取引受入担保金	141,590	7,000	—	—
借入金	217,985	90,156	72,975	95,613
短期社債	50,700	—	—	—
社債	1,961	36,375	63,940	66,560
合計	4,793,369	1,311,867	354,261	252,077

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	4,218,876	724,975	220,597	88,486
譲渡性預金	204,600	—	—	—
債券	45,549	101,040	115,651	100
コールマネー及び売渡手形	170,094	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	47,069	—	—	—
借入金	390,045	115,515	115,991	97,739
短期社債	82,800	—	—	—
社債	1,574	95,731	7,702	69,314
合計	5,160,610	1,037,263	459,942	255,640

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

(注1) 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びその他の特定取引資産並びに「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権を含めて記載しております。

(注2) 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた 評価差額	売買目的有価証券	△1,017	△1,386
	売買目的の買入金銭債権	△20,052	△27,514

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	585,601	590,903	5,302
	社債	22,834	23,094	259
	その他	40,283	44,290	4,006
	小計	648,719	658,287	9,568
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	9,839	9,265	△574
	小計	9,839	9,265	△574
合計		658,558	667,553	8,994

当連結会計年度 (平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	584,863	589,406	4,542
	社債	—	—	—
	その他	51,929	56,752	4,822
	小計	636,792	646,158	9,365
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	3,016	3,016	△0
	小計	3,016	3,016	△0
合計		639,809	649,174	9,365

3. その他有価証券

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	17,134	11,587	5,547
	債券	681,836	679,437	2,398
	国債	619,582	617,608	1,973
	地方債	1,785	1,738	46
	社債	60,468	60,090	378
	その他	71,294	66,882	4,411
	小計	770,265	757,907	12,358
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,123	2,726	△602
	債券	247,738	251,719	△3,981
	国債	79,979	80,748	△769
	地方債	—	—	—
	社債	167,759	170,971	△3,212
	その他	88,193	91,353	△3,160
	小計	338,055	345,799	△7,744
合計		1,108,321	1,103,707	4,614

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,497	10,050	6,446
	債券	80,613	78,323	2,289
	国債	39,604	38,122	1,482
	地方債	532	503	29
	社債	40,476	39,698	778
	その他	89,198	84,760	4,437
	小計	186,309	173,135	13,173
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,964	3,662	△697
	債券	856,091	859,159	△3,068
	国債	712,894	713,890	△995
	地方債	—	—	—
	社債	143,196	145,269	△2,072
	その他	51,429	51,952	△522
	小計	910,485	914,774	△4,288
合計		1,096,795	1,087,909	8,885

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,901	1,256	22
債券	1,121,732	2,021	412
国債	1,043,509	1,887	81
地方債	27,176	20	18
社債	51,047	114	312
その他	109,273	7,662	215
合計	1,232,908	10,940	650

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,495	1,180	1
債券	7,845,486	6,027	917
国債	7,785,819	5,813	884
地方債	25,245	10	24
社債	34,422	203	8
その他	398,387	3,388	419
合計	8,246,370	10,596	1,338

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度におけるこの減損処理額は8,761百万円（株式4,094百万円、社債3,351百万円、その他の証券1,315百万円）であります。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は2,748百万円（株式211百万円、社債2,506百万円、その他の証券30百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度 (平成24年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	132,025	△6,637

当連結会計年度 (平成25年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	98,282	△4,258

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (平成24年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度 (平成25年3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (平成24年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	135,602	135,602	—	—	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度 (平成25年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	135,565	135,565	—	—	—

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	△583
その他有価証券（注）1	4,603
満期保有目的の債券（注）2	△5,186
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	177
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△761
(△)少数株主持分相当額	6
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	93
その他有価証券評価差額金	△674

(注) 1. 時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等（損）10百万円が含まれております。

2. 流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分へ変更した外国債券に係るものであります。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	3,990
その他有価証券（注）1	8,966
満期保有目的の債券（注）2	△4,976
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	485
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	3,504
(△)少数株主持分相当額	15
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	335
その他有価証券評価差額金	3,825

(注) 1. 時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等（益）81百万円が含まれております。

2. 流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分へ変更した外国債券に係るものであります。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、前連結会計年度末における減価額の合計はそれぞれ、784百万円及び2,655百万円、当連結会計年度末における減価額の合計はそれぞれ、611百万円及び2,025百万円であります。なお、以下の各取引に記載されている数値は、当該信用リスク及び流動性リスク減価前の数値であります。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	19,509	2,036	△124	△124
	買建	12,763	—	58	58
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	25,446	—	3	△2	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,075,297	2,825,508	76,703	76,703
	受取変動・支払固定	3,290,090	2,305,448	△49,855	△49,855
	受取変動・支払変動	713,713	611,966	147	147
	受取固定・支払固定	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	1,115,182	543,124	△32,234	22
	買建	1,548,115	946,771	23,234	3,262
	金利オプション				
	売建	140,678	116,208	△447	394
買建	104,056	92,586	232	△273	
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	17,718	30,333

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	3,280	2,325	△3	△3
	買建	7,693	2,335	△0	△0
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,600,527	4,558,713	176,626	176,626
	受取変動・支払固定	5,125,244	4,099,234	△147,575	△147,575
	受取変動・支払変動	787,556	593,163	1,084	1,084
	受取固定・支払固定	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	1,083,435	723,154	△19,353	4,353
	買建	1,453,978	1,124,526	15,002	1,886
	金利オプション				
	売建	115,090	92,907	△349	368
	買建	106,049	101,049	183	△349
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	25,614	36,389

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	737,964	674,022	△28,363	△28,363
	為替予約				
	売建	829,500	154,411	14,721	14,721
	買建	786,629	218,088	△3,489	△3,489
	通貨オプション				
	売建	2,958,406	1,497,101	△24,106	32,210
	買建	2,989,080	1,546,585	8,786	△36,377
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	△32,451	△21,297

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	825,128	716,720	△29,417	△29,417
	為替予約				
	売建	673,772	101,842	△22,475	△22,475
	買建	477,400	158,504	55,253	55,253
	通貨オプション				
	売建	2,020,346	931,805	△49,338	△5,205
	買建	2,046,529	918,286	4,744	△32,024
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	△41,233	△33,869

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	381	—	△1	△1
	買建	8,316	—	446	446
	株式指数オプション				
	売建	309,961	56,550	△9,769	397
	買建	216,569	70,075	6,016	△1,644
	個別株オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	345,501	162,548	△27,912	617
	買建	386,420	179,440	22,101	△2,194
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期 変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指 数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
売建	26,397	16,400	△3,049	△3,049	
買建	123,906	122,456	7,647	7,647	
	合計	—	—	△4,521	2,218

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	3,762	—	△19	△19
	買建	24,115	—	282	282
	株式指数オプション				
	売建	384,365	161,525	△25,853	△8,489
	買建	373,268	141,975	23,188	4,848
	個別株オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	168,569	74,685	△17,060	△927
	買建	194,060	80,077	23,634	6,649
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期 変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指 数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
売建	28,399	18,400	△1,494	△1,494	
買建	119,347	118,997	729	729	
	合計	—	—	3,406	1,577

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	54,190	—	△57	△57
	買建	43,301	—	15	15
	債券先物オプション				
	売建	70,725	—	△130	1
	買建	42,375	—	49	△7
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△122	△46

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	20,504	—	△92	△92
	買建	22,669	—	39	39
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	31,114	—	13	△10
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△39	△62

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引
 前連結会計年度（平成24年3月31日）
 該当ありません。

当連結会計年度（平成25年3月31日）
 該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引
 前連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	691,161	359,011	29	29
	買建	613,664	345,929	△81	△81
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	1,600	1,600	△2,699	△1,099
合計		—	—	△2,751	△1,151

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。
 3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	447,561	260,752	1,667	1,667
	買建	442,565	255,824	△2,075	△2,075
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	1,600	1,600	△2,435	△835
合計		—	—	△2,843	△1,243

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。
 3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		633,265 290,968	605,865 268,023	4,525 △14,248
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		— 7,750	— 1,450	— (注) 3.
合計		—	—	—	△9,722

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		613,807 237,107	404,247 224,610	4,761 △14,555
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		— 1,450	— 250	— (注) 3.
合計		—	—	—	△9,793

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有 価証券、預金、外国為 替等	51,981	20,477	△8,772
為替予約の 振当処理	為替予約	外貨建のその他資産	62	—	△3
合計		—	—	—	△8,776

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有 価証券、預金、外国為 替等	33,333	9,446	△6,727
為替予約の 振当処理	為替予約	—	—	—	—
合計		—	—	—	△6,727

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

また、連結子会社のうち、株式会社アプラスフィナンシャルは確定給付企業年金基金制度及び退職一時金制度、昭和リース株式会社は規約型確定給付企業年金制度、新生フィナンシャル株式会社は退職一時金制度をそれぞれ採用しており、全日信販株式会社は退職一時金制度を採用しているほか、全国信販厚生年金基金制度に加盟しております。

なお、その他の連結子会社の一部は、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (注) 1 (A)	△70,239	△78,730
年金資産 (注) 2 (B)	59,483	66,455
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△10,756	△12,274
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	1,816	1,210
未認識数理計算上の差異 (E)	9,742	10,840
未認識過去勤務債務 (F)	△3,015	△2,495
連結貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	△2,213	△2,717
前払年金費用 (H)	4,813	4,591
退職給付引当金 (G)-(H)	△7,027	△7,309

(注) 1. 株式会社アプラスフィナンシャル、全日信販株式会社、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 年金資産には退職給付信託による資産が含まれております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用 (注) 1	3,225	3,135
利息費用	1,463	1,467
期待運用収益	△1,344	△1,395
過去勤務債務の損益処理額	△520	△520
数理計算上の差異の損益処理額	2,521	2,448
会計基準変更時差異の費用処理額	605	605
その他 (注) 2	754	225
退職給付費用	6,705	5,966

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

2. 臨時に計上した割増退職金等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1.40%～2.20%	0.98%～1.75%

(2) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
2.00%～3.50%	2.00%～3.50%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

5.00～14.74年（その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理）

(5) 数理計算上の差異の処理年数

5.00～14.74年（各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理）

(6) 会計基準変更時差異の処理年数

期間15年による按分額を費用処理

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
その他の営業経費	11百万円	△10百万円

2. 権利不行使による失効に伴い、利益として計上した金額

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
69百万円	105百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権		第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 11名 当行従業員 2,185名		当行執行役 1名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 5,343,000株	普通株式 4,112,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成16年7月1日		平成17年6月1日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成16年7月1日から平成18年7月1日まで	平成16年7月1日から平成19年7月1日まで	平成17年6月1日から平成18年7月1日まで	平成17年6月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第5回新株予約権		第6回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 当行執行役 10名 当行従業員 437名		当行執行役 5名 当行従業員 35名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 2,609,000株	普通株式 2,313,000株	普通株式 1,439,000株	普通株式 1,417,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで

	第7回新株予約権		第8回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 8名 当行従業員 127名		当行執行役 1名 当行従業員 34名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 678,000株	普通株式 609,000株	普通株式 287,000株	普通株式 274,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第9回新株予約権		第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 2名		当行従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 79,000株	普通株式 78,000株	普通株式 27,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成17年9月28日		平成17年9月28日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年9月28日から平成19年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 当行執行役 14名 当行従業員 559名		当行執行役 3名 当行従業員 28名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,854,000株	普通株式 2,488,000株	普通株式 1,522,000株	普通株式 1,505,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで
権利行使期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで

	第15回新株予約権		第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 12名 当行従業員 159名		当行従業員 19名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 749,000株	普通株式 690,000株	普通株式 170,000株	普通株式 161,000株
付与日	平成18年 5月25日		平成18年 5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年 5月25日から平成21年 6月 1日まで	平成18年 5月25日から平成23年 6月 1日まで	平成18年 5月25日から平成21年 6月 1日まで	平成18年 5月25日から平成23年 6月 1日まで
権利行使期間	平成21年 6月 1日から平成27年 6月23日まで	平成23年 6月 1日から平成27年 6月23日まで	平成21年 6月 1日から平成27年 6月23日まで	平成23年 6月 1日から平成27年 6月23日まで

	第17回新株予約権		第18回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名 当行執行役 13名 当行従業員 110名		当行執行役 3名 当行従業員 23名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,691,000株	普通株式 1,615,000株	普通株式 747,000株	普通株式 733,000株
付与日	平成19年 5月25日		平成19年 5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年 5月25日から平成21年 6月 1日まで	平成19年 5月25日から平成23年 6月 1日まで	平成19年 5月25日から平成21年 6月 1日まで	平成19年 5月25日から平成23年 6月 1日まで
権利行使期間	平成21年 6月 1日から平成29年 5月 8日まで	平成23年 6月 1日から平成29年 5月 8日まで	平成21年 6月 1日から平成29年 5月 8日まで	平成23年 6月 1日から平成29年 5月 8日まで

	第19回新株予約権		第20回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役職員 32名		当行取締役 12名 当行執行役 8名 当行従業員 104名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 86,000株	普通株式 54,000株	普通株式 1,445,000株	普通株式 1,385,000株
付与日	平成19年 7月 2日		平成20年 5月30日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年 7月 2日から平成21年 7月 1日まで	平成19年 7月 2日から平成23年 7月 1日まで	平成20年 5月30日から平成22年 6月 1日まで	平成20年 5月30日から平成24年 6月 1日まで
権利行使期間	平成21年 7月 1日から平成29年 6月19日まで	平成23年 7月 1日から平成29年 6月19日まで	平成22年 6月 1日から平成30年 5月13日まで	平成24年 6月 1日から平成30年 5月13日まで

	第21回新株予約権		第22回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 1名 当行従業員 29名		子会社役員 43名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,049,000株	普通株式 1,032,000株	普通株式 121,000株	普通株式 82,000株
付与日	平成20年5月30日		平成20年7月10日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成20年5月30日から平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から平成24年6月1日まで	平成20年7月10日から平成22年7月1日まで	平成20年7月10日から平成24年7月1日まで
権利行使期間	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで	平成22年7月1日から平成30年6月24日まで	平成24年7月1日から平成30年6月24日まで

	第23回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役員 17名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 54,000株	普通株式 43,000株
付与日	平成20年12月1日	
権利確定条件	(注) 2	
対象勤務期間	平成20年12月1日から平成22年12月1日まで	平成20年12月1日から平成24年12月1日まで
権利行使期間	平成22年12月1日から平成30年11月11日まで	平成24年12月1日から平成30年11月11日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。ただし、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定又は失効する場合があります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成25年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回	第4回	第5回	第6回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	4,913,000	250,000	2,219,000	1,544,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	115,000	—	111,000	48,000
未行使残	4,798,000	250,000	2,108,000	1,496,000

	第7回	第8回	第9回	第10回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	474,000	187,000	108,000	36,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	23,000	17,000	—	—
未行使残	451,000	170,000	108,000	36,000

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	2,236,000	1,797,000	512,000	37,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	183,000	80,000	63,000	18,000
未行使残	2,053,000	1,717,000	449,000	19,000

	第17回	第18回	第19回	第20回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	241,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	241,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	1,339,000	875,000	140,000	987,000
権利確定	—	—	—	241,000
権利行使	—	—	—	—
失効	115,000	70,000	—	54,000
未行使残	1,224,000	805,000	140,000	1,174,000

	第21回	第22回	第23回
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	81,000	72,000	22,000
付与	—	—	—
失効	78,000	—	—
権利確定	3,000	72,000	22,000
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	121,000	116,000	32,000
権利確定	3,000	72,000	22,000
権利行使	—	—	—
失効	82,000	—	—
未行使残	42,000	188,000	54,000

② 単価情報

	第1回	第4回	第5回	第6回
権利行使価格 (円)	684	551	601	601
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第7回	第8回	第9回	第10回
権利行使価格 (円)	601	601	697	697
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第13回		第14回	
権利行使期間	平成20年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成20年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで
権利行使価格 (円)	825		825	
権利行使時平均株価 (円)	—		—	
付与日における公正な評価単価 (円)	163	173	163	173

	第15回		第16回	
権利行使期間	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成23年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成23年6月1日 から平成27年6月 23日まで
権利行使価格 (円)	825		825	
権利行使時平均株価 (円)	-		-	
付与日における公正な評価単価 (円)	173	192	173	192

	第17回		第18回	
権利行使期間	平成21年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成23年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成21年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成23年6月1日 から平成29年5月 8日まで
権利行使価格 (円)	555		555	
権利行使時平均株価 (円)	-		-	
付与日における公正な評価単価 (円)	131	143	131	143

	第19回		第20回	
権利行使期間	平成21年7月1日 から平成29年6月 19日まで	平成23年7月1日 から平成29年6月 19日まで	平成22年6月1日 から平成30年5月 13日まで	平成24年6月1日 から平成30年5月 13日まで
権利行使価格 (円)	527		416	
権利行使時平均株価 (円)	-		-	
付与日における公正な評価単価 (円)	121	132	158	169

	第21回		第22回	
権利行使期間	平成22年6月1日 から平成30年5月 13日まで	平成24年6月1日 から平成30年5月 13日まで	平成22年7月1日 から平成30年6月 24日まで	平成24年7月1日 から平成30年6月 24日まで
権利行使価格 (円)	416		407	
権利行使時平均株価 (円)	-		-	
付与日における公正な評価単価 (円)	158	169	127	137

	第23回	
権利行使期間	平成22年12月1日 から平成30年11月 11日まで	平成24年12月1日 から平成30年11月 11日まで
権利行使価格 (円)	221	
権利行使時平均株価 (円)	—	
付与日における公正な評価単価 (円)	53	57

(注) 第1回～第10回については、会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、付与日における公正な評価単価は記載しておりません。

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション及び当連結会計年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションがないため、記載しておりません。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	197,705 百万円	215,070 百万円
貸倒引当金及び貸出金償却損金 算入限度超過額	156,784	135,343
有価証券価格償却超過額	38,362	32,339
特定金銭信託評価損益	16,539	15,545
利息返還損失引当金	18,145	12,467
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	5,299	5,285
その他	39,578	43,656
繰延税金資産小計	472,415	459,709
評価性引当額	△446,257	△433,848
繰延税金資産合計	26,157	25,861
繰延税金負債との相殺	△10,322	△9,522
繰延税金資産の純額	15,834 百万円	16,339 百万円
繰延税金負債		
全面時価評価法の適用に係る一時差異（主 として無形資産）	6,591 百万円	4,861 百万円
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,700	1,759
資産除去費用に係る一時差異	1,333	1,285
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	212	485
その他	1,112	1,137
繰延税金負債合計	10,949	9,529
繰延税金資産との相殺	△10,322	△9,522
繰延税金負債の純額	626 百万円	7 百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.7 %	38.0 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0	△0.3
外国税額	4.6	0.1
のれん償却額	20.4	5.0
持分法投資損益	△9.1	0.9
評価性引当額の増減	△340.2	△51.5
税率変更による修正	5.6	—
繰越欠損金の切り捨てによる影響	316.7	8.8
その他	△4.3	△3.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.9 %	△1.4 %

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、経営会議が、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、『法人部門』、『金融市場部門』及び『個人部門』を通じ、国内の法人や個人のお客様へ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人部門』、『金融市場部門』及び『個人部門』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、『法人部門』は「法人営業本部」、「ストラクチャードファイナンス本部」、「プリンシパルトランザクションズ本部」、「昭和リース」、「その他法人部門」を報告セグメントに、『金融市場部門』は「金融法人本部」、「市場営業本部」、「その他金融市場部門」を報告セグメントに、『個人部門』は「リテールバンキング本部」、「新生フィナンシャル」、「アプラスフィナンシャル」を報告セグメントとしております。また、『法人部門』、『金融市場部門』及び『個人部門』のいずれにも属さない業務を『経営勘定／その他』と位置づけ、「トレジャリー本部」を報告セグメントとしております。

『法人部門』の「法人営業本部」セグメントは事業法人、公共法人向けの金融商品・サービス及びアドバイザー業務を、「ストラクチャードファイナンス本部」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービス、スペシャルティファイナンス（企業買収ファイナンス等）に関する金融商品・サービス及び信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントはクレジットトレーディングに関連する金融商品・サービスを、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを、「その他法人部門」セグメントは、アセットバック投資等を提供しております。

『金融市場部門』の「金融法人本部」セグメントは金融法人向けの金融商品・サービスを、「市場営業本部」セグメントは、外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場部門」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務、アセットマネジメント業務及びウェルスマネジメント業務を提供しております。

『個人部門』の「リテールバンキング本部」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは、新生フィナンシャル株式会社、シンキ株式会社及び平成23年10月1日付けで当行が新生フィナンシャル株式会社より譲り受けた個人向け無担保カードローン事業「新生銀行カードローンレイク」による消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」セグメントは個別信用購入斡旋、クレジットカード、信用保証、融資及び集金代行サービスを提供しております。また、『個人部門』の「その他」には、コンシューマーファイナンス本部及びその他子会社の損益が含まれております。なお、平成25年3月1日にロイズTSB銀行から譲受が完了しました海外送金サービス「Goレミット新生海外送金サービス」にかかる損益は「リテールバンキング本部」セグメントに含めております。

また、『経営勘定／その他』の「トレジャリー本部」セグメントは、ALM業務、資本性の資金調達業務を行っております。

組織体制の見直しに伴う報告セグメントの区分方法の変更の概要は以下のとおりです。

当行グループは、平成24年4月27日付けで、組織体制の見直しを行い、『法人部門』の「その他法人部門」セグメント内のアドバイザー本部を廃止し、傘下のコーポレートアドバイザー部、ソリューションアドバイザー部、アセットソリューション部の3部に含まれていたアドバイザー業務を、『法人部門』の「法人営業本部」セグメントに新設する企業情報部に統合した結果、これに係る報告セグメントの区分変更が生じております。また、平成24年7月1日付けの組織変更により、「トレジャリー本部」セグメントを『金融市場部門』から『経営勘定／その他』へ移動しております。

なお、前連結会計年度の報告セグメントごとの業務粗利益及び利益又は損失の金額に関する情報、セグメントごとの資産・負債に関する情報は、当連結会計年度の報告セグメント区分に基づき作成しております。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、事業セグメント間の資金収支及び経費のうち間接部門の経費を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、経費のうち間接部門の経費については、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。

3. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	法人部門					金融市場部門		
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトランザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
業務粗利益	9,649	21,030	11,211	12,463	7,980	3,373	6,231	1,681
資金利益 (△は損失)	9,254	16,904	4,563	△2,588	△846	1,454	1,126	507
非資金利益 (△は損失)	394	4,125	6,648	15,052	8,827	1,918	5,105	1,173
経費	6,954	4,826	3,886	7,804	1,544	2,342	3,261	4,119
与信関連費用 (△は益)	1,415	14,145	924	△1,371	2,717	△490	△1,471	△727
セグメント利益 (△は損失)	1,279	2,057	6,401	6,030	3,718	1,521	4,441	△1,710
セグメント資産	1,644,472	954,835	326,407	392,542	141,447	121,864	367,322	81,415
セグメント負債	351,374	67,383	6,012	-	5,640	249,742	124,931	81,182
その他の項目								
持分法投資利益 (△は損失)	-	-	125	-	2,253	-	-	1,050
持分法適用会社への投資金額	-	-	3,762	-	34,989	-	-	3,003

	個人部門				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部 新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他	トレジャリー本部	その他	
業務粗利益	36,091	51,778	48,531	1,758	△6,122	△2,697	202,962
資金利益 (△は損失)	29,147	55,506	12,546	1,576	△9,267	△2,984	116,900
非資金利益 (△は損失)	6,943	△3,728	35,985	182	3,145	286	86,061
経費	31,366	30,717	30,232	364	1,079	△511	127,988
与信関連費用 (△は益)	1,221	△8,445	5,206	231	-	△1,087	12,267
セグメント利益 (△は損失)	3,503	29,506	13,092	1,162	△7,202	△1,097	62,706
セグメント資産	948,674	370,655	1,007,670	47,507	1,332,044	-	7,736,861
セグメント負債	4,930,927	3,390	548,159	44	26,429	-	6,395,219
その他の項目							
持分法投資利益 (△は損失)	-	-	-	-	-	-	3,429
持分法適用会社への投資金額	-	-	-	-	-	-	41,754

- (注)
1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支及び損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。
 2. 経費は、営業経費から、子会社買収に伴い発生したのれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用が含まれております。
 3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損、償却債権取立益によって構成されております。
 4. セグメント資産は、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸出金、リース債権及びリース投資資産、その他資産のうち割賦売掛金、有形リース資産、無形リース資産、支払承諾見返によって構成されております。
 5. セグメント負債は、預金、譲渡性預金、債券、特定取引負債、支払承諾によって構成されております。
 6. 各事業セグメントに配賦していない資産及び負債について、関連する収益及び費用については合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しているものがあります。例えば、借入金利息は業務粗利益の一部としてセグメント利益に含めておりますが、借入金については各セグメント負債への配賦は行なっておりません。また、減価償却費についても経費の一部としてセグメント利益に含めておりますが、固定資産の各セグメント資産への配賦は行なっておりません。
 7. 「経営勘定/その他」の「その他」には、報告セグメントに含まれない全社損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	法人部門					金融市場部門		
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトランザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
業務粗利益	14,885	20,452	11,421	14,094	△3,958	4,571	7,213	2,458
資金利益 （△は損失）	10,110	16,365	5,022	△1,618	△65	1,603	1,256	135
非資金利益 （△は損失）	4,775	4,087	6,398	15,712	△3,893	2,967	5,957	2,322
経費	6,379	4,635	3,844	7,860	1,536	2,310	3,197	3,520
与信関連費用 （△は益）	△3,273	6,063	△531	△85	4,151	△6,284	△1,050	△241
セグメント利益 （△は損失）	11,779	9,753	8,107	6,318	△9,646	8,545	5,066	△820
セグメント資産	1,642,411	961,045	324,500	411,396	82,151	150,805	411,412	71,460
セグメント負債	374,033	66,825	7,347	-	1,287	294,268	221,475	48,440
その他の項目 持分法投資利益 （△は損失）	-	-	1,024	-	△2,333	△0	△0	-
持分法適用会社 への投資金額	-	-	38,914	-	-	-	2,038	-

	個人部門				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部 新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他	トレジャリー本部	その他	
業務粗利益	33,104	43,955	47,820	1,611	4,496	△3,117	199,009
資金利益 （△は損失）	26,005	47,842	9,223	1,412	△2,710	△2,897	111,685
非資金利益 （△は損失）	7,099	△3,887	38,597	199	7,207	△219	87,324
経費	30,236	29,367	33,203	503	1,263	763	128,624
与信関連費用 （△は益）	16	△165	6,497	△89	-	515	5,522
セグメント利益 （△は損失）	2,851	14,753	8,119	1,197	3,233	△4,397	64,862
セグメント資産	1,098,444	353,379	936,575	44,018	1,380,689	-	7,868,289
セグメント負債	4,948,811	4,010	495,053	150	9,304	-	6,471,010
その他の項目 持分法投資利益 （△は損失）	-	-	-	-	-	-	△1,309
持分法適用会社 への投資金額	-	-	-	-	-	-	40,953

- (注) 1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支及び損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。
2. 経費は、営業経費から、子会社買収に伴い発生したのれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用が含まれております。
3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損、償却債権取立益によって構成されております。
4. セグメント資産は、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸出金、リース債権及びリース投資資産、その他資産のうち割賦売掛金、有形リース資産、無形リース資産、支払承諾見返によって構成されております。
5. セグメント負債は、預金、譲渡性預金、債券、特定取引負債、支払承諾によって構成されております。
6. 各事業セグメントに配賦していない資産及び負債について、関連する収益及び費用については合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しているものがあります。例えば、借入金利息は業務粗利益の一部としてセグメント利益に含めておりますが、借入金については各セグメント負債への配賦は行なっておりません。また、減価償却費についても経費の一部としてセグメント利益に含めておりますが、固定資産の各セグメント資産への配賦は行なっておりません。
7. 当連結会計年度に、今後の投資資産ポートフォリオ運営管理の観点から、一部の持分法適用関連会社投資について、セグメントを移管しました。具体的には『法人部門』の「その他法人部門」セグメントで管理していた日盛金融控股股份有限公司は「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントへ、『金融市場部門』の「その他金融市場部門」セグメントで管理していた Comox Holdings Ltd. は「市場営業本部」セグメントへ移管しました。
8. 「経営勘定/その他」の「その他」には、報告セグメントに含まれない全社損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) セグメント利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント利益計	62,706	64,862
子会社買収に伴い発生したのれん償却額	△7,697	△7,024
無形資産償却額	△4,258	△3,774
臨時的な費用	△2,410	△2,374
利息返還損失引当金繰入額	△32,885	-
その他	1,296	2,807
連結損益計算書の経常利益	16,750	54,495

(2) セグメント資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント資産計	7,736,861	7,868,289
現金預け金	413,721	648,897
コールローン及び買入手形	15,745	18,806
買現先勘定	18,362	78,507
債券貸借取引支払保証金	114,080	19,083
外国為替	18,896	33,857
割賦売掛金を除くその他資産	338,780	405,087
有形リース資産を除く有形固定資産	36,839	33,754
無形リース資産を除く無形固定資産	81,046	68,426
債券繰延資産	135	95
繰延税金資産	15,834	16,339
貸倒引当金	△180,633	△161,810
連結貸借対照表の資産合計	8,609,672	9,029,335

(3) セグメント負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額

(単位：百万円)

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント負債計	6,395,219	6,471,010
コールマネー及び売渡手形	210,163	170,094
債券貸借取引受入担保金	148,590	47,069
借入金	476,731	719,292
外国為替	11	174
短期社債	50,700	82,800
社債	168,797	174,286
その他負債	465,698	630,759
賞与引当金	7,262	7,604
役員賞与引当金	40	54
退職給付引当金	7,027	7,309
役員退職慰労引当金	231	245
利息返還損失引当金	50,913	34,983
特別法上の引当金	1	0
繰延税金負債	626	7
連結貸借対照表の負債合計	7,982,014	8,345,690

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	151,169	91,455	29,498	141,108	413,232

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	144,793	87,144	27,690	126,451	386,079

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	法人部門					金融市場部門		
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトラザクシヨonz本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
減損損失	-	-	-	-	-	-	1	3

	個人部門				経営勘定/その他		合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部			トレジャリー本部	その他	
新生フィナンシャル		アプラスフィナンシャル	その他				
減損損失	48	193	-	-	-	845	1,092

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	法人部門					金融市場部門		
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトラザクシヨonz本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
減損損失	-	-	-	-	-	-	0	5

	個人部門				経営勘定/その他		合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部			トレジャリー本部	その他	
新生フィナンシャル		アプラスフィナンシャル	その他				
減損損失	665	45	162	-	-	37	916

【報告セグメントごとののれんおよび無形資産の償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	法人部門					金融市場部門		
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトラザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
当期償却額								
のれん	-	-	-	2,265	-	-	-	-
無形資産	-	-	-	663	-	-	-	-
当期末残高								
のれん	-	-	-	28,052	-	-	-	-
無形資産	-	-	-	3,619	-	-	-	-

	個人部門				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部			トレジャリー本部	その他	
新生フィナンシャル		アプラスフィナンシャル	その他				
当期償却額							
のれん	-	4,591	840	△0	-	-	7,697
無形資産	-	3,594	-	-	-	-	4,258
当期末残高							
のれん	-	10,541	3,363	△6	-	-	41,951
無形資産	-	12,643	-	-	-	-	16,262

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	法人部門					金融市場部門		
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパルトラザクションズ本部	昭和リース	その他法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門
当期償却額								
のれん	-	-	-	2,265	-	-	-	-
無形資産	-	-	-	630	-	-	-	-
当期末残高								
のれん	-	-	-	25,787	-	-	-	-
無形資産	-	-	-	2,989	-	-	-	-

	個人部門				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング本部	コンシューマーファイナンス本部	アプラスフィナンシャル	その他	トレジャリー本部	その他	
当期償却額							
のれん	11	3,919	840	△0	-	-	7,036
無形資産	-	3,144	-	-	-	-	3,774
当期末残高							
のれん	409	6,622	2,581	△5	-	-	35,394
無形資産	-	9,498	-	-	-	-	12,487

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
記載すべき重要なものではありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
記載すべき重要なものではありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の 内容又は職業	議決 権等 の被 所有 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J.C.Flowers II L.P. (注1)	英国領 ケイマン 諸島 グラン ドケイ マン	(千米ドル) 5,950,819	投資業務	—	役務の提供 役員の兼任	管理報酬の受	76	前受収益	12
							入(注2)			
							出資(注3)	84	—	—
							出資分配金	407	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J.C.Flowers III L.P. (注1)	英国領 ケイマン 諸島 グラン ドケイ マン	(千米ドル) 774,355	投資業務	—	役員の兼任	出資(注4)	668	—	—
							出資分配金	66	—	—

(注1) 当行役員J. クリストファー フラワーズが会長を務める J. C. Flowers&Co. LLC によって運営されているファンドであります。

(注2) 有限責任組合員のファンドに対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。

(注3) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

(注4) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は34,975千米ドルであります。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の 内容又 は職業	議決 権等 の被 所有 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J. C. Flowers II L. P. (注1)	英国領 ケイマン 諸島 グラン ドケイ マン	(千米ドル) 5,952,393	投資業務	—	役務の提供 役員の兼任	管理報酬の受	89	前受収益	—
							入(注2)	161	—	—
							出資(注3) 出資分配金	878	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J. C. Flowers III L. P. (注1)	英国領 ケイマン 諸島 グラン ドケイ マン	(千米ドル) 953,815	投資業務	—	役員の兼任	出資(注4)	426	—	—
							出資分配金	362	—	—

(注1) 当行役員J. クリストファー フラワーズが会長を務める J. C. Flowers&Co. LLC によって運営されているファンドであります。

(注2) 有限責任組合員のファンドに対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。

(注3) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

(注4) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は34,975千米ドルであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
記載すべき重要なものではありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
記載すべき重要なものではありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
記載すべき重要なものではありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	円	212.67	233.65
1株当たり当期純利益金額	円	2.42	19.24

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	627,657	683,644
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	63,232	63,554
うち新株予約権	百万円	1,354	1,238
うち少数株主持分	百万円	61,877	62,315
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	564,425	620,090
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数	千株	2,653,919	2,653,919

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

		前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	6,430	51,079
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	6,430	51,079
普通株式の期中平均株式数	千株	2,653,919	2,653,919
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権19種類（新株予約権の数18,339個）。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権19種類（新株予約権の数17,282個）。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債・金融債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当連結会計年度期首残高 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	5年物利付 長期信用債券 (注) 1	平成19年4月～ 平成25年4月	292,239	260,442 [45,549]	0.08～1.70	なし	平成24年4月～ 平成30年4月
	ユーロ円建 長期信用債券 (注) 2	平成16年9月～ 平成17年8月	1,900	1,900	0.00～3.00 (注) 7	なし	平成26年9月～ 平成32年8月
	ユーロ円建 普通社債 (注) 3	平成18年4月～ 平成21年8月	5,551	4,951	0.00～10.00 (注) 7	なし	平成24年8月～ 平成49年9月
	円建 劣後社債 (注) 4	平成17年3月～ 平成24年10月	74,000	75,400	1.96～4.00	なし	平成27年3月～ 平成34年10月
	ユーロ建 劣後社債 (注) 5	平成18年2月及び 平成22年9月	59,909 (547,269千 ユーロ)	65,895 (547,307千 ユーロ)	2.171及び 7.375	なし	平成28年2月及び 平成32年9月
	ユーロ円建 永久劣後社債 (注) 6	平成17年10月	4,500	4,500	2.35及び 2.435	なし	—
	英ポンド建 永久劣後社債	平成18年12月	6,767 (51,656千 英ポンド)	7,380 (51,681千 英ポンド)	5.625	なし	—
株式会社アプラス	短期社債 (注) 8	平成24年1月～ 平成25年3月	14,000	48,000 [48,000]	0.47～0.90	なし	平成24年4月～ 平成25年10月
昭和リース株式会社	短期社債 (注) 8	平成23年9月～ 平成25年3月	36,700	34,800 [34,800]	0.25～0.898	なし	平成24年4月～ 平成25年8月
ほたか合同会社	円建 無担保社債	平成23年12月	3,000	3,000	1.635	なし	平成28年12月
丸生合同会社	円建 無担保社債	平成24年1月	500	500	2.99143	なし	平成28年12月
つまごい合同会社	円建 無担保社債	平成24年4月	—	2,000	2.25	なし	平成29年6月
エー・エム・ワン合同 会社	円建 無担保社債	平成21年1月	14,069	10,159 [1,574]	2.18	なし	平成58年2月
Shinsei Bank Finance N.V.	円建 永久劣後社債	平成8年12月	500	500	1.83229	なし	—
合計		—	513,636	519,428 [129,924]	—	—	—

- (注) 1. 第653回～第670回長期信用債、第467回～第610回長期信用債券（利子一括払）、第653回～第725回長期信用債券（財形）、第306回～第378回長期信用債券（財形利子一括払）をまとめて記載しております。
2. ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建長期信用債券をまとめて記載しております。
3. ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建普通社債をまとめて記載しております。
4. 第1回～第4回無担保社債（劣後特約付）をまとめて記載しております。
5. 平成28年（2016年）満期ユーロ円建劣後社債及び平成32年（2020年）満期ユーロ円建劣後社債をまとめて記載しております。
6. ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建永久劣後特約付社債をまとめて記載しております。
7. 連結決算日現在において確定していない利率については、契約上の最大値、最小値を記載しております。
8. 短期社債をまとめて記載しております。
9. 「当連結会計年度末残高」欄の〔 〕書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
10. 「当連結会計年度期首残高」及び「当連結会計年度末残高」欄の（ ）書きは、外貨建ての金額であります。
11. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額（百万円）	129,924	78,824	117,947	61,870	61,483

【借入金等明細表】

区 分	当連結会計年度 期首残高 (百万円)	当連結会計年度 末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	476,731	719,292	0.82	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	476,731	719,292	0.82	平成24年4月～永久
1年以内に返済予定のリース債務	700	656	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	4,374	3,348	—	平成25年4月～平成 34年10月

（注）1. 「平均利率」は、連結決算日現在の「利率」及び「当連結会計年度末残高」により算出（加重平均）しております。なお、リース債務の「平均利率」については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため記載しておりません。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	390,045	63,758	51,756	54,444	61,546
リース債務 （百万円）	656	655	533	427	378

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、これらの活動に関連する有利子負債については記載しておりません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	95,328	191,464	281,615	386,079
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	17,718	27,926	40,720	53,875
四半期(当期)純利益金額(百万円)	16,433	25,764	37,817	51,079
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	6.19	9.70	14.24	19.24

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	6.19	3.51	4.54	4.99

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※9 330,047	※9 546,411
現金	3,512	3,511
預け金	326,535	542,899
コールローン	15,745	18,806
買現先勘定	18,362	78,507
債券貸借取引支払保証金	57,647	—
買入金銭債権	210,693	198,768
特定取引資産	※2 156,661	※2 258,902
特定取引有価証券	12,901	1,901
特定取引有価証券派生商品	36,397	49,075
特定金融派生商品	107,362	207,925
金銭の信託	※9 307,526	※9 255,505
有価証券	※2, ※9 2,286,669	※2, ※9 2,282,624
国債	1,285,128	1,337,327
地方債	1,785	532
社債	※15 253,770	※15 186,379
株式	※1 396,312	※1 395,448
その他の証券	※1 349,672	※1 362,936
投資損失引当金	△3,370	△3,370
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※8, ※9, ※10 4,102,638	※3, ※4, ※5, ※6, ※8, ※9, ※10 4,224,433
割引手形	※7 566	※7 335
手形貸付	26,225	27,458
証書貸付	3,548,202	3,665,330
当座貸越	527,643	531,309
外国為替	18,896	33,857
外国他店預け	10,648	28,473
買入外国為替	※7 114	※7 150
取立外国為替	8,133	5,234
その他資産	450,254	476,920
前払費用	1,794	1,802
未収収益	9,612	9,212
先物取引差入証拠金	5,323	5,102
先物取引差金勘定	113	3
金融派生商品	81,420	159,375
金融商品等差入担保金	12,241	8,893
社債発行費	338	303
未収金	※9 235,814	※9 230,994
その他の資産	※9 103,594	※9 61,231
有形固定資産	※11, ※12 21,471	※11, ※12 19,600

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	17,494	16,068
リース資産	2	1
建設仮勘定	164	1
その他の有形固定資産	3,809	3,528
無形固定資産	10,650	9,333
ソフトウェア	7,791	6,476
のれん	972	1,262
その他の無形固定資産	1,886	1,594
債券繰延資産	135	95
債券発行費用	135	95
繰延税金資産	—	1,210
支払承諾見返	11,600	12,566
貸倒引当金	△121,193	△106,518
資産の部合計	7,874,437	8,307,655
負債の部		
預金	※9 5,610,134	※9 5,631,651
当座預金	306,219	252,498
普通預金	1,605,128	1,673,557
通知預金	12,711	9,852
定期預金	3,297,690	3,255,436
その他の預金	388,385	440,306
譲渡性預金	178,084	204,600
債券	296,839	265,042
債券発行高	296,839	265,042
コールマネー	※9 210,163	※9 170,094
債券貸借取引受入担保金	※9 91,805	※9 28,377
特定取引負債	127,697	226,202
商品有価証券派生商品	285	247
特定取引有価証券派生商品	41,232	45,778
特定金融派生商品	86,179	180,176
借入金	※9 245,728	※9 479,854
借入金	※13 245,728	※13 479,854
外国為替	184	368
外国他店預り	175	196
売渡外国為替	—	146
未払外国為替	9	25
社債	※14 212,235	※14 220,713
その他負債	240,790	398,199
未払法人税等	369	317
未払費用	61,817	71,468

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
前受収益	315	835
先物取引差金勘定	461	310
金融派生商品	※9 143,156	※9 224,791
金融商品等受入担保金	2,341	7,009
リース債務	2	1
資産除去債務	6,751	6,986
その他の負債	※9 25,573	※9 86,478
賞与引当金	3,728	4,091
繰延税金負債	1,265	—
支払承諾	※9 11,600	※9 12,566
負債の部合計	7,230,258	7,641,761
純資産の部		
資本金	512,204	512,204
資本剰余金	79,465	79,465
資本準備金	79,465	79,465
利益剰余金	129,221	151,223
利益準備金	11,566	12,097
その他利益剰余金	117,654	139,126
繰越利益剰余金	117,654	139,126
自己株式	△72,558	△72,558
株主資本合計	648,332	670,335
その他有価証券評価差額金	△1,031	2,976
繰延ヘッジ損益	△4,476	△8,657
評価・換算差額等合計	△5,508	△5,680
新株予約権	1,354	1,238
純資産の部合計	644,178	665,893
負債及び純資産の部合計	7,874,437	8,307,655

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
経常収益	175,252	161,220
資金運用収益	109,976	96,029
貸出金利息	63,986	67,040
有価証券利息配当金	42,800	26,144
コールローン利息	86	76
買現先利息	24	187
債券貸借取引受入利息	9	17
預け金利息	259	249
金利スワップ受入利息	87	284
その他の受入利息	2,721	2,028
役務取引等収益	15,447	17,004
受入為替手数料	994	1,034
その他の役務収益	14,452	15,969
特定取引収益	16,697	17,006
商品有価証券収益	—	74
特定金融派生商品収益	16,697	16,932
その他業務収益	4,521	11,925
外国為替売買益	—	2,405
国債等債券売却益	2,318	7,452
国債等債券償還益	719	237
その他の業務収益	1,482	1,829
その他経常収益	28,610	19,254
償却債権取立益	5,237	8,537
株式等売却益	8,602	3,024
金銭の信託運用益	12,748	5,244
その他の経常収益	2,021	2,448
経常費用	157,132	135,510
資金調達費用	42,078	35,895
預金利息	28,682	23,085
譲渡性預金利息	374	373
債券利息	1,478	979
コールマネー利息	167	152
売現先利息	—	11
債券貸借取引支払利息	381	253
借入金利息	2,369	2,650
社債利息	8,613	8,381
その他の支払利息	11	6
役務取引等費用	9,673	11,865
支払為替手数料	1,406	1,375
その他の役務費用	8,266	10,489

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
特定取引費用	3,209	2,427
商品有価証券費用	43	—
特定取引有価証券費用	3,061	2,258
その他の特定取引費用	105	168
その他業務費用	11,447	5,551
外国為替売買損	1,313	—
国債等債券売却損	647	1,336
国債等債券償還損	403	—
国債等債券償却	5,738	2,508
債券発行費用償却	75	63
社債発行費用償却	52	85
金融派生商品費用	1,057	690
その他の業務費用	2,159	865
営業経費	65,101	69,701
その他経常費用	25,621	10,068
貸倒引当金繰入額	14,062	416
貸出金償却	2,139	6,863
株式等売却損	0	0
株式等償却	7,054	1,242
金銭の信託運用損	502	66
その他の経常費用	1,861	1,478
経常利益	18,119	25,710
特別利益	72	107
固定資産処分益	3	1
その他の特別利益	※1 69	※1 106
特別損失	1,949	2,410
固定資産処分損	843	97
減損損失	※2 898	※2 714
その他の特別損失	※3 206	※3 1,599
税引前当期純利益	16,243	23,406
法人税、住民税及び事業税	163	△789
法人税等調整額	2,185	△460
法人税等合計	2,348	△1,249
当期純利益	13,894	24,656

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	512,204	512,204
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	512,204	512,204
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	79,465	79,465
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	79,465	79,465
資本剰余金合計		
当期首残高	79,465	79,465
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	79,465	79,465
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	11,035	11,566
当期変動額		
剰余金の配当	530	530
当期変動額合計	530	530
当期末残高	11,566	12,097
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	106,944	117,654
当期変動額		
剰余金の配当	△3,184	△3,184
当期純利益	13,894	24,656
当期変動額合計	10,710	21,471
当期末残高	117,654	139,126
利益剰余金合計		
当期首残高	117,980	129,221
当期変動額		
剰余金の配当	△2,653	△2,653
当期純利益	13,894	24,656
当期変動額合計	11,240	22,002
当期末残高	129,221	151,223

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
自己株式		
当期首残高	△72,558	△72,558
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	△72,558	△72,558
株主資本合計		
当期首残高	637,091	648,332
当期変動額		
剰余金の配当	△2,653	△2,653
当期純利益	13,894	24,656
当期変動額合計	11,240	22,002
当期末残高	648,332	670,335
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△15,346	△1,031
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,314	4,008
当期変動額合計	14,314	4,008
当期末残高	△1,031	2,976
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△4,452	△4,476
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△24	△4,180
当期変動額合計	△24	△4,180
当期末残高	△4,476	△8,657
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△19,799	△5,508
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,290	△172
当期変動額合計	14,290	△172
当期末残高	△5,508	△5,680
新株予約権		
当期首残高	1,413	1,354
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△58	△115
当期変動額合計	△58	△115
当期末残高	1,354	1,238

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
純資産合計		
当期首残高	618,705	644,178
当期変動額		
剰余金の配当	△2,653	△2,653
当期純利益	13,894	24,656
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,232	△288
当期変動額合計	25,473	21,714
当期末残高	644,178	665,893

【重要な会計方針】

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積りに当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～50年

その他 2年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当行は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。主な資産毎の償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（行内における利用可能期間）

のれん 3～10年

その他の無形固定資産（商標価値） 7年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

6. 繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり処理しております。

(1) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

(2) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

破綻懸念先、貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は58,192百万円（前事業年度末は74,989百万円）であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

9. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11. その他財務諸表作成のための重要な事項

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

【表示方法の変更】

(貸借対照表関係)

前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「金融商品等差入担保金」及び「その他負債」の「その他の負債」に含めていた「金融商品等受入担保金」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第11号平成25年3月28日)により改正された「銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)」別紙様式を適用し、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「その他資産」の「その他の資産」に表示していた115,836百万円は、「金融商品等差入担保金」12,241百万円、「その他の資産」103,594百万円として、「その他負債」の「その他の負債」に表示していた27,914百万円は、「金融商品等受入担保金」2,341百万円、「その他負債」25,573百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
株式	443,444百万円	441,677百万円
出資金	6,292百万円	2,590百万円

※2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
（再）担保に差し入れている有価証券	一百万円	44,273百万円
当事業年度末に当該処分をせず に所有している有価証券	86,755百万円	50,597百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	3,584百万円	8,180百万円
延滞債権額	263,304百万円	211,219百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	719百万円	1,147百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	865百万円	4,538百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
合計額	268,474百万円	225,086百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	681百万円	486百万円

※8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金元本の残高の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	18,441百万円	16,219百万円

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	7,891百万円	8,125百万円

※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	10百万円	10百万円
金銭の信託	14百万円	2,418百万円
有価証券	666,759百万円	872,770百万円
貸出金	106,087百万円	59,638百万円
未収金	225,592百万円	163,600百万円
その他の資産	24,751百万円	24,751百万円
担保資産に対応する債務		
預金	568百万円	418百万円
コールマネー	210,000百万円	170,000百万円
債券貸借取引受入担保金	91,805百万円	28,377百万円
借入金	120,228百万円	355,854百万円
金融派生商品	一百万円	2,435百万円
その他の負債	33百万円	47百万円
支払承諾	920百万円	914百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
有価証券	364,763百万円	173,620百万円

「金銭の信託」には、子会社の貸出債権証券化取引に係る現金準備金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
現金準備金	30,990百万円	30,990百万円

また、「その他の資産」には、保証金、現先取引に係る差入保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
保証金	9,772百万円	9,346百万円
現先取引に係る差入保証金	－百万円	4,473百万円

※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
融資未実行残高	3,304,022百万円	3,194,058百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	3,083,525百万円	3,027,132百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
減価償却累計額	12,107百万円	14,098百万円

※12. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
圧縮記帳額	32百万円	31百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(－百万円)	(－百万円)

※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
劣後特約付借入金	93,500百万円	92,500百万円

※14. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
劣後特約付社債	206,684百万円	215,762百万円

※15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	45,008百万円	31,675百万円

16. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	530百万円	530百万円

(損益計算書関係)

※1. その他の特別利益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
新株予約権戻入益	69百万円	105百万円

※2. 減損損失は、以下の資産グループに係る減損損失であります。

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

場所	用途	種類	金額 (百万円)
神奈川県・大阪府	出張所店舗等	建物及びその他の有形固定資産	51
東京都・千葉県	システム関連資産	建物、その他の有形固定資産及びソフトウェア	847
計			898

当行は管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

個人部門及び金融市場部門の一部の支店出張所等について、事業環境等を勘案し、移転・統合による廃止を決定した店舗等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減損しております。また、システム関連の遊休資産についても、同様に帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは266百万円、その他の有形固定資産に関するものは16百万円、ソフトウェアに関するものは615百万円であります。

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

場所	用途	種類	金額 (百万円)
東京都・大阪府等	支店店舗及びATM等	建物及びその他の有形固定資産	676
東京都	システム関連資産	その他の有形固定資産及びソフトウェア	37
計			714

当行は管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

事業環境等を勘案し、個別部門において廃止を決定した店舗及びATM等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減損しております。また、システム関連の遊休資産についても、同様に帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは652百万円、その他の有形固定資産に関するものは29百万円、ソフトウェアに関するものは32百万円であります。

※3. その他の特別損失には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
関係会社株式及び出資金の評価損	175百万円	1,220百万円
関係会社出資金の売却損	一百万円	379百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	96,427	—	—	96,427	
合計	96,427	—	—	96,427	

2. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	2,653	1.00	平成23年3月31日	平成23年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月8日 取締役会	普通株式	2,653	その他利益 剰余金	1.00	平成24年3月31日	平成24年5月31日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	96,427	—	—	96,427	
合計	96,427	—	—	96,427	

2. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月8日 取締役会	普通株式	2,653	1.00	平成24年3月31日	平成24年5月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月8日 取締役会	普通株式	2,653	その他利益 剰余金	1.00	平成25年3月31日	平成25年5月30日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

工具、器具及び備品であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「5. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	3,760	3,748
1年超	20,457	17,385
合計	24,217	21,133

(貸手側)

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	39	115
1年超	50	289
合計	89	405

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度（平成24年3月31日）
時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

当事業年度（平成25年3月31日）
時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
子会社株式	440,987	439,838
関連会社株式	2,457	1,838
合計	443,444	441,677

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	47,418百万円	62,046百万円
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	70,219	58,837
有価証券価格償却超過額	50,668	44,911
特定金銭信託評価損益	11,008	12,461
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	5,299	5,511
金銭の信託未収配当金	5,531	3,084
その他	24,889	22,768
繰延税金資産小計	215,036	209,621
評価性引当額	△208,733	△203,001
繰延税金資産合計	6,302	6,619
繰延税金負債		
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	5,729	3,760
資産除去費用に係る一時差異	1,213	1,164
その他	625	483
繰延税金負債合計	7,568	5,408
繰延税金資産(△は繰延税金負債)の純額	△1,265百万円	1,210百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	1.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△48.5	△9.6
外国税額	4.4	0.2
評価性引当額の増減	12.7	△37.5
繰越欠損金の切り捨てによる影響	3.0	5.5
税率変更による修正	1.5	—
その他	△0.2	△3.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.5%	△5.3%

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	円	242.21	250.44
1株当たり当期純利益金額	円	5.23	9.29

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	644,178	665,893
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,354	1,238
うち新株予約権	百万円	1,354	1,238
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	642,824	664,654
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	2,653,919	2,653,919

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、前事業年度及び当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	13,894	24,656
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	13,894	24,656
普通株式の期中平均株式数	千株	2,653,919	2,653,919
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権19種類（新株予約権の数18,339個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権19種類（新株予約権の数17,282個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当ありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	22,293	6,224	1,165	16,068
リース資産	—	—	—	18	17	1	1
建設仮勘定	—	—	—	1	—	—	1
その他の有形固定資産	—	—	—	11,385	7,856	1,294	3,528
有形固定資産計	—	—	—	33,698	14,098	2,461	19,600
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	13,387	6,911	2,830	6,476
のれん	—	—	—	1,423	161	131	1,262
その他の無形固定資産	—	—	—	2,072	477	291	1,594
無形固定資産計	—	—	—	16,883	7,550	3,254	9,333
繰延資産							
社債発行費	473	50	48	475	171	85	303
債券発行費用	304	23	72	255	160	63	95
繰延資産計	778	73	121	730	332	149	398

(注) 有形固定資産及び無形固定資産については、その金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	39,627	28,522	1,049	(注) 2 38,577	28,522
個別貸倒引当金	(注) 1 (△581) 82,146	77,994	14,622	(注) 2 67,523	77,994
うち非居住者向け債権分	(注) 1 (△490) 7,676	78	6,857	(注) 2 818	78
特定海外債権引当勘定	0	0	—	(注) 2 0	0
投資損失引当金	3,370	—	—	—	3,370
賞与引当金	3,728	4,062	3,662	(注) 3 36	4,091
計	(△581) 128,873	110,581	19,334	106,139	113,981

- (注) 1. () 内は、為替相場変動による換算差額であります。
 2. 洗替による取崩であります。
 3. 賞与引当金設定対象者の退職等による取崩であります。

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	369	317	353	16	317
未払法人税等	43	44	43	—	44
未払事業税	326	273	310	16	273

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成25年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金520,675百万円、他の銀行への預け金22,224百万円であります。
その他の証券	外国証券281,043百万円その他であります。
前払費用	営業経費1,783百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息5,527百万円、有価証券利息2,078百万円その他であります。
その他の資産	その他の差入担保金24,751百万円、仮払金20,895百万円、保証金9,346百万円、現先取引差入保証金4,473百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金	外貨預金416,550百万円、別段預金21,840百万円その他であります。
未払費用	預金利息62,034百万円、営業経費3,433百万円、社債利息2,529百万円その他であります。
前受収益	金利スワップ受入利息547百万円、貸出金利息132百万円、前受手数料92百万円その他であります。
その他の負債	未払金63,154百万円、未払債券元金12,085百万円、仮受金9,833百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ・ 当行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ・ 上記のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡し手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 _____ 無料
公告掲載方法	当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。 公告掲載URLは次のとおり。 http://www.shinseibank.com/investors/ir/announcement/index.html
株主に対する特典	ありません。

(注) 当行定款の定めにより、当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第12期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月20日関東財務局長に提出。

(2)有価証券報告書の訂正報告書

上記(1)に関し、平成25年5月9日関東財務局長に提出。

(3)内部統制報告書及びその添付書類

平成24年6月20日関東財務局長に提出。

(4)四半期報告書

(イ)事業年度（第13期）第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月9日関東財務局長に提出。

(ロ)事業年度（第13期）第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月22日関東財務局長に提出。

(ハ)事業年度（第13期）第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月14日関東財務局長に提出。

(5)確認書

(イ)上記(1)に関し、平成24年6月20日関東財務局長に提出。

(ロ)上記(3)(イ)に関し、平成24年8月9日関東財務局長に提出。

(ハ)上記(3)(ロ)に関し、平成24年11月22日関東財務局長に提出。

(ニ)上記(3)(ハ)に関し、平成25年2月14日関東財務局長に提出。

(ホ)上記(2)に関し、平成25年5月9日関東財務局長に提出。

(6)発行登録書追補書類及びその添付書類

(イ)平成23年11月25日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成24年10月19日関東財務局長に提出。

(ロ)平成23年11月25日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成25年5月24日関東財務局長に提出。

(7)訂正発行登録書

(イ)平成23年11月25日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成24年6月20日関東財務局長に提出。

(ロ)平成23年11月25日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成24年6月22日関東財務局長に提出。

(ハ)平成23年11月25日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成24年8月9日関東財務局長に提出。

(ニ)平成23年11月25日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成24年10月1日関東財務局長に提出。

(ホ)平成23年11月25日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成24年11月22日関東財務局長に提出。

(ヘ)平成23年11月25日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成25年2月14日関東財務局長に提出。

(ト)平成23年11月25日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成25年5月9日関東財務局長に提出。

(チ)平成23年11月25日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成25年5月13日関東財務局長に提出。

(8)臨時報告書

平成24年6月22日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 繁彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱原 啓之 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社新生銀行の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社新生銀行が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

株式会社新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手塚 仙夫	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚 雅博	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 繁彦	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱原 啓之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。